

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第一部】東日本大震災津波からの復興の取り組み— すべての被災者の生活再建と生業の再生を最優先に、地域社会と地域経済の全体を再建する復興を</p>				
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題 1、建設費が高騰している被災者の住宅再建に、国の被災者生活再建支援金を現行の300万円から500万円に引き上げること。平成31年4月10日に再延長(加算支援金、12市町村)となった申請期日を必要な時期まですみやかに延長するよう求めること。</p>	<p>被災者生活再建支援制度の拡充については、これまでも繰り返し国に要望しているところですが、国では依然として慎重な姿勢を示しているところです。国では、資材高騰等の物価上昇等に対して、災害公営住宅の建設費を含む公共事業費やグループ補助金の額については引き上げており、被災者生活再建支援制度についても同様に扱うべきと考えられることから、今後も引き続き、増額について、国に対して強く要望していきます。 また、被災者生活再建支援金の申請期間の再延長については、本支援金の事務を行う公益財団法人都道府県会館と協議し、平成29年12月に、被災者生活再建支援金の申請期間の再延長が必要な市町村について、平成31年4月10日までの延長が決定されました。更なる延長については、住宅再建の進捗状況等を踏まえ、市町村の意向も伺いながら、同会館と協議していきます。</p>	復興局	生活再 建課	B 実現 に努力 している もの
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題 2、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を国として復活し、社会保険被保険者も対象とすること。被災者の心のケア、「孤独死」を出さない対策、見守りの取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>被災者の国民健康保険、後期高齢者医療制度に係る医療費の一部負担金及び介護保険の利用者負担の減免措置の支援については、平成24年9月末までと同様な国の特別な財政措置について、平成24年度から継続して国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していきます。 応急仮設住宅や災害公営住宅の見守りについては、社会福祉協議会に配置する生活支援相談員や市町村が配置する支援員等により行っているところであり、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を図るため、国の被災者支援総合交付金を活用しながら、国や市町村、社会福祉協議会等の関係団体とも連携し、被災者の中長期的な見守り体制の充実に努めていきます。 被災者のこころのケアについては、保健師等が応急仮設住宅、災害公営住宅を巡回して行う健康相談や保健指導を実施するとともに、これらとも連携したこころのケアセンターによる専門的な相談支援を実施しているところです。 こころのケアセンターの相談支援件数はやや減少傾向にあるものの、依然として年間1万件近い件数があり、住居環境の変化に伴うストレスや家庭問題、経済問題など、相談内容が複雑化・多様化してきていることから、専門スタッフの確保やスキルアップ等により支援の質を高めて対応していくほか、市町村が行う健康教育や自殺予防対策などを通じて、心の健康に資する意識啓発事業の充実に取り組んでいきます。</p>	保健福 祉部	地域福 祉課  健康国 保課  障がい 保健福 祉課	A 提言 の趣旨 に沿っ て措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>3、災害援護資金の申請期日(平成30年3月31日)の延長を強く求めること。生活福祉資金(生活復興支援資金)の積極的活用を図ること。</p>	<p>生活福祉資金(生活復興支援資金)については、岩手県社会福祉協議会が実施主体となり、現在も新規の貸付申込があるところです。県では、今後も生活福祉資金(生活復興支援資金)について被災者へ周知を図るなど、その活用に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>東日本大震災に係る災害援護資金制度については、申請期限の延長を含め、特例措置の延長について関係省庁に対して要望を行っていたところですが、国において今後関係政令が改正され、平成31年3月31日まで特例措置が延長される予定とされたところです。</p>	復興局	生活再建課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>4、グループ補助の拡充・改善を図り、事業者の再建が進むまで継続すること。二重ローン対策を継続すること。仮設店舗等の営業継続への支援と事業者の本設への支援策を講じること。</p>	<p>グループ補助金については、平成26年度から資材高騰等による補助金額の増額を、平成27年度から新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の支援を行ってきており、平成30年度においても国に制度の継続を要望し、政府予算案に盛り込まれたことから、県としても必要な予算を確保し、事業を継続する予定です。</p> <p>二重ローン対策については、東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期間が2021年3月まで延長されたほか、岩手産業復興機構の投資決定期間についても平成31年3月までの延長について調整が行われているところです。</p> <p>仮設店舗で営業を行っている事業者に対しては、専門家による経営相談、会計指導及び販売促進指導等を通じて売上向上やにぎわいの創出を支援するとともに、本設店舗への移行を計画する事業者に対しては、専門家等を派遣しながらグループ補助金等の利用に必要な事業計画づくりを支援しており、今後も引き続き支援していきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>5、JR東日本の責任でJR山田線の早期復旧を行うこと。JR大船渡線の復旧については、地元の要求に基づくBRTの運行を改善するとともに、全線開通から80年の歴史を踏まえ、鉄道での復旧を再検討すること。特定被災地公共交通調査事業を災害公営住宅や防災集団移転地を経由できるよう改善し、継続実施すること。又は新たな被災地交通確保事業を実施すること。</p>	<p>JR山田線については、JR東日本において平成30年度末の三陸鉄道への経営移管に向けた復旧作業を進めており、JR大船渡線については、BRTによる本格復旧がJR東日本と沿線自治体等の間で合意されたところです。</p> <p>また、特定被災地公共交通調査事業については、応急仮設住宅に加え、災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線についても幅広く補助対象とするよう国に対し要望を行っており、今後も引き続き働きかけていくとともに、市町村と連携しながら、効果的な支援のあり方を検討していきます。</p>	政策地域部	地域振興室	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>6、東京電力福島第一原発事故による放射能汚染については、東電と国の責任で汚染されたほだ場・ほだ木の処理、側溝汚泥の除去、山林の除染など徹底した除染と全面賠償を求めること。</p>	<p>県では、原発事故による被害の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきものと考え、除染に係るものを含む県内で発生している全ての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を速やかに行うよう東京電力に求めてきました。</p> <p>また、国に対しても、東京電力が完全かつ速やかに賠償を行うために必要な措置を講じるよう要望してきたところです。</p> <p>今後も引き続き、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
	<p>8,000Bq/kg以下のほだ木については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自のガイドライン(第2版)を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる処理方針を示したところです。</p> <p>その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に要望しているところです。</p> <p>側溝汚泥については、国に対して処理方針を速やかに示すとともに、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除去等撤去に要する費用や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、財政措置を拡大するよう要望しているところです。</p> <p>なお、国庫補助対象外となる一時仮置場の設置に要する経費については、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により支援し、東北電力に賠償を求めています。</p> <p>除染により生じた土壌等については、早急に処理基準を示すよう国に対して要望しています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>放射能に汚染されたほだ場の環境整備や指標値を超過したほだ木の一時保管については、県が生産者に代わって費用を全額負担する「きのこ原木等処理事業」を実施しています。</p> <p>なお、この事業に要した費用は、東京電力に賠償請求を行い、全額が賠償されています。</p> <p>また、山林については、国の「広葉樹林再生実証事業」等を活用し、県南地域を中心とした森林の除染・実証に取り組んでいます。</p>	農林水産部	林業振興課、森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>7、2016年度以降の復興事業費の地元負担の撤回を求め、国が責任を持って復興財源を確保すること。復興交付金事業の厳しい査定を改善し、地方自治体が自由に使える財源の確保を強く求めること。</p>	<p>平成28年度以降の復旧・復興事業については、平成27年6月に政府方針が決定され、本県が平成28年度以降5年間の復興事業費として見込んでいたほぼその全額を国費対象額として措置されたところです。</p> <p>この政府方針に基づき、復興に必要な予算が確実に措置されるよう、平成28年度に引き続き、平成29年度も、昨年6月に県として要望を行ったところです。</p> <p>今後とも、被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、必要となる財源の確実な措置を求めています。</p> <p>また、復興交付金の柔軟な運用についても、他県と連携し、機会を捉えて国に対して要望しており、今後とも改善を強く働きかけていきます。</p>	復興局	復興推進課  まちづくり再生課	B 実現に努力しているもの
<p>II、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を</p> <p>1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること</p> <p>1)被災者の国保・後期高齢者医療費の免除や介護保険利用料等の免除措置を、県独自に来年度以降も継続実施すること。</p>	<p>平成30年1月以降の対応について、市町村の意向を確認したところ、対象者の見直しや、免除措置の終期の検討についての意見もありましたが、最終的に全ての市町村において、現行制度のまま継続するとの回答を得たところであり、引き続き医療や介護サービスを受ける機会の確保に努める必要があることから、平成30年12月末までの1年間、免除措置を継続することとしました。</p> <p>今後においても、復興事業の進捗状況や被災者の状況の推移、市町村の意向等を十分に考慮した上で、判断していく必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を</p> <p>1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること</p> <p>2)被災者の心のケア対策を強化し、支援と見守りが必要な高齢者等への訪問・相談・対応を強化すること。震災関連の自殺、孤独死の防止のために、保健師と生活支援相談員の増員を図り、生活再建支援などの総合的な対策を強化すること。仮設団地と災害公営住宅に支援員を配置し、コミュニティと絆の確立に特別の対策を講じること。</p>	<p>被災地における保健師等の人材確保に係る財政支援については、国に対し要望するとともに、今後も職能関係団体や教育機関等と連携した人材確保に係る情報提供や人材育成等の取組を行っていきます。</p> <p>被災地における見守りについては、生活支援相談員を社会福祉協議会に継続して配置し、応急仮設住宅や災害公営住宅等において、戸別訪問、安否確認や相談、見守り活動を行うとともに、保健医療や福祉サービス等への適切な橋渡し、サロン活動など住民同士の交流の場の提供による福祉コミュニティの再生に努めています。</p> <p>生活支援相談員の配置については、これまでも県社協が地域の実情を踏まえて適正な配置に努めてきており、市町村が配置している支援員等も含め、被災者の生活や環境の変化に適切に対応した見守りや相談体制となるよう、県としても市町村や社会福祉協議会等の関係団体と連携し、引き続き適正な配置に努めていきます。</p> <p>コミュニティと絆の確立のためには、生活支援相談員等による個別支援に加え、同じ地域で暮らす方々が互いに支え合う仕組みづくりが重要であるため、被災者に寄り添った支援の一層の充実に向けて、市町村や関係機関と連携し、地域での支え合い活動の推進に向けた取組等、中長期的な見守り等支援体制の充実を図っていきます。</p> <p>被災者のこころのケアについては、保健師等が応急仮設住宅、災害公営住宅を巡回して行う健康相談や保健指導を実施するとともに、これらとも連携したこころのケアセンターによる専門的な相談支援を実施しているところです。</p> <p>こころのケアセンターの相談支援件数はやや減少傾向にあるものの、依然として年間1万件近い件数があり、住居環境の変化に伴うストレスや家庭問題、経済問題など、相談内容が複雑化・多様化してきていることから、専門スタッフの確保やスキルアップ等により支援の質を高めて対応していくほか、市町村が行う健康教育や自殺予防対策などを通じて、心の健康に資する意識啓発事業の充実に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	健康国保課  地域福祉課  障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
	<p>応急仮設住宅や災害公営住宅の見守りは、社会福祉協議会が配置する生活支援相談員のほか、市町村が雇用する支援員等が、巡回により行っています。</p> <p>県では、市町村に対し、地域で必要とされる見守り等の支援体制が総合的に確保されるよう、平成28年度に拡充された被災者支援総合交付金の活用を含め要請してきており、陸前高田市においては災害公営住宅に市民交流プラザを設置したほか、釜石市においても生活応援センターの一部を災害公営住宅に併設するなど工夫されているところであり、引き続き見守り及びコミュニティ形成の支援体制の構築に、市町村とともに取り組んでいきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を</p> <p>1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること</p> <p>3)震災関連死の申請の周知徹底を図り、長期にわたる避難生活という被災者の実態を踏まえた審査を行うこと。再審査請求についても周知すること。被災市町村で審査できる体制を確立すること。</p>	<p>災害弔慰金については、県のホームページ、暮らしの安心ガイドブックのほか、各市町村の広報を通じて繰り返し周知を図っています。</p> <p>審査については、県が市町村から受託している審査会では「認定基準」を策定、公表するなど客観性を保つとともに、個別具体案件について丁寧に審査しているところです。</p> <p>再審査については、新たな事案が明らかになった場合は、市町村で再審査を受け付け、審査会に諮問するなど柔軟に対応しており、市町村に対し、結果通知の際にその旨周知するよう依頼しています。</p> <p>審査会については、市町村からの依頼を受け、県が受託しているものであり、県が受託した市町村のうち11市町村については、今年度から委託を廃止し、各市町村で対応することとしており、今後についても、委託終了の意向を示した市町村については、順次受託を終了します。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を</p> <p>1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること</p> <p>4)被災地福祉灯油等特別助成事業は、内陸に避難している被災者を含め実施すること。</p>	<p>県では、沿岸被災市町村のうち高齢者等の低所得世帯を対象に福祉灯油事業を実施する市町村に対して、平成23年度から平成28年度と同様に重点的な財政支援を行う必要があると判断し、平成29年度においても、その経費の一部を援助する「被災地福祉灯油等特別助成事業」を実施しています。</p> <p>なお、被災により内陸に避難している世帯についても、福祉灯油の対象となる要件を満たし、かつ、沿岸市町村が助成する場合には、県補助の対象とする取扱いとしています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 5)災害援護資金の申請期限の延長を求め、保証人を義務付けることなく、使いやすく改善し活用を進めること。</p>	<p>東日本大震災に係る災害援護資金制度については、申請期限の延長を含め、特例措置の延長について関係省庁に対して要望を行っていたところですが、国において今後関係政令が改正され、平成31年3月31日まで特例措置が延長される予定とされたところです。 なお、災害援護資金は、被災世帯の生活の早期立て直しを推進するための市町村の条例に基づく貸付制度であり、県では制度の趣旨に沿って適正な審査をした上で貸付けを行うとともに相談の際には丁寧に説明を行うよう依頼しています。</p>	復興局	生活再 建課	B 実現 に努力 している もの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 6)特定被災地交通確保調査事業の改善・拡充を求め、防集団地や災害公営住宅等の被災者の通院・買い物等の交通を確保すること。ワンコインバスやデマンドタクシーなど、きめ細かい対策を講じること。</p>	<p>特定被災地公共交通調査事業については、応急仮設住宅に加え、災害公営住宅や高台団地等の生活拠点も運行する路線についても幅広く補助対象とするよう国に対し要望を行っており、今後も引き続き働きかけていきます。 また、県としては公共交通活性化アドバイザーの派遣などにより、被災地の公共交通の構築を支援するとともに、コミュニティバスやデマンド交通の実証運行等への支援などにより、市町村と連携しながら被災地における適切な公共交通体系の構築を進めていきます。</p>	政策地 域部	地域振 興室	B 実現 に努力 している もの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 1)住宅の建設費が地元業者の場合、震災前と比べて11.4万円、24%も上昇しています。30坪なら340万円の負担増です。大手ハウスメーカーでは坪単価70万～80万円となっています。被災者の住宅再建に、県独自の被災者住宅再建支援事業を拡充すること(現行100万円、市町村と共同、11月末現在7,991件)。実施期間については、平成30年度となっていますが、木造戸建ての災害公営住宅の買い取りが可能となるよう延長すること。</p>	<p>県では、これまで国に対し、被災者生活再建支援制度の拡充について繰り返し要望してきたところですが、国では依然として慎重な姿勢をとっているところです。 このため、県では、復興基金を財源に、市町村と共同で最大100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」や「生活再建住宅支援事業」を実施していますが、厳しい財政状況の中で、県独自の更なる措置の拡充は極めて難しいものと認識しており、国に対して、被災者生活再建支援金の増額について、引き続き強く要望していきます。 また、県では、被災者住宅再建支援事業費補助金に係る事業実施期間について、平成30年2月に、2020年まで2年間の延長を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行うこととしました。今後とも住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら事業を進めていきます。</p>	復興局	生活再 建課	B 実現 に努力 している もの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 2) 県の生活再建住宅支援事業費補助(バリアフリー・県産材活用への補助)の実施期間を延長し、被災者の要望がある限り事業を継続すること。</p>	<p>生活再建に係る住宅支援制度の事業期間については、事業の利用状況や宅地整備供給などの状況を踏まえながら、市町村の意向も確認し、2020年度までの2年間の期間延長を措置したところです。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 3) 地元業者と県産材活用による岩手県地域型復興住宅や山田町など市町村独自の取組の普及を図り、地元業者の取組を支援すること。住宅建設の需要拡大に対応する大工と資材の供給体制の確立に取り組むこと。</p>	<p>県では、民間団体や県を含む行政機関等からなる岩手県地域型復興住宅推進協議会を通じて、地元業者が作成したモデルプランの周知を行うとともに、住宅再建に関する相談会及び展示相談会の開催などにより、地域型復興住宅の普及を図っています。また、岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度により、被災者と地元業者のマッチングを図っているところです。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 4) 希望者が全員入居できる災害公営住宅の早期建設に取り組むこと。1,343戸(11月末現在、戸建て・長屋1,142、共同住宅201)整備された木造の災害公営住宅の建設を重視し、集落とコミュニティを維持した公営住宅の建設を行うこと。集合住宅についてもできるだけ県産材を活用すること。重いドアの改善を図るとともに高齢者世帯向けに引き戸式のドアを増やすこと。</p>	<p>災害公営住宅の整備は県と市町村が連携して進めており、その必要戸数についても被災者の意向調査を基に市町村と協議しながら、速やかに整備し終えるよう引き続き進めています。 また、県産材の活用に関しては、共同住宅については内装材を中心に、戸建や低層長屋の場合は構造材としても、積極的に採用しているところです。 集合住宅の玄関ドアは、住戸の気密性が高い場合開きづらくなることがあるため、換気扇や吸気口の使用について周知を図るとともに、今後整備する住宅については、扉の操作性に配慮して計画していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 5)災害公営住宅家賃の低所得者に対する国の軽減策が6年目から逡減することに伴い、県・市町村の独自の軽減策の周知と活用を徹底すること。復興の担い手でもある収入超過者に対する独自の家賃軽減策を講じること。</p>	<p>県では、入居者の方からの申請により、期間を設けずに東日本大震災特別家賃低減事業とほぼ同様の家賃を減免することができる独自の制度を定めており、この制度を入居者の方へ周知の上、対応していくこととしていますが、災害公営住宅を管理している沿岸の市町村においても、県と同様の減免制度を定めていると聞いていることから、県の取組について情報共有していくこととしています。</p> <p>また、収入超過の方に対しては、平成30年4月から最も早期に建設し、かつ、最も低廉となる県営災害公営住宅の平成30年度近傍同種家賃を、全ての県営災害公営住宅の割増家賃算定の上限額と定め、それぞれの住宅の近傍同種家賃により算定される本来の割増家賃との差額を減免することとしています。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 6)自治会の確立と活動支援を強化し、仮設住宅団地とともに災害公営住宅の集会室・事務室に、見守りとコミュニティ確立支援のために支援員を配置すること。市民交流プラザの取組を広げること。集会室にはテレビ、椅子・机、ストーブ、カラオケセット等を設置し、入居者が交流し、自主的な活動ができるよう支援すること。応急仮設住宅の空き室は正月やお盆などでの家族等の帰省にも活用できるようにすること。</p>	<p>災害公営住宅の集会室には、入居開始後速やかに集会や趣味の会等に使用できるよう長机、座布団、ホワイトボード、石油ストーブ等の備品を整備しています。</p> <p>災害公営住宅については、平成29年12月末現在で入居済みの団地数150か所のうち、123か所、82%で自治会が組織されており、残りの27か所についても、自治会の設立に向けた準備が行われています。また、自治会が組織されていない団地においても社会福祉協議会や民間団体等が住民同士の交流を図るための支援を行っているとしています。災害公営住宅の見守りは、社会福祉協議会が配置する生活支援相談員のほか、市町村が雇用する支援員等が、巡回により行っていますが、県では、市町村に対し、地域で必要とされる見守り等の支援体制が総合的に確保されるよう、平成28年度に拡充された被災者支援総合交付金の活用を含め要請してきており、陸前高田市においては災害公営住宅に市民交流プラザを設置したほか、釜石市においても生活応援センターの一部を災害公営住宅に併設するなど工夫されているところであり、引き続き見守り及びコミュニティ形成の支援体制の構築に、市町村とともに取り組んでいきます。</p> <p>また、応急仮設住宅の帰省客の利用については、集会所や談話室を利用することについては、市町村や自治会の判断により可能である旨助言しているところです。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
		復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 7)金融庁・東北財務局の通知(2013年12月10日)に基づき、「個人版私的整理ガイドライン」の周知徹底を図ること。相談・申請の3分の2が排除されている住宅の二重ローンの解消(9月29日現在、相談件数1,120件、債務整理成立件数361件、準備中4件、合計365件)に積極的に取り組むこと。申請者の多数が対象となるよう改善を求めること。</p>	<p>「個人版私的整理ガイドライン」については、県においても、「暮らしの安心ガイドブック」により周知を図るとともに、沿岸4地区に設置している被災者相談支援センターにおいて弁護士が相談に応じているほか、相談員が情報提供を行っています。 なお、被災者のいわゆる二重ローン問題を解決するためには、制度の運用の見直しはもとより、法整備を含む新たな仕組みの構築が必要であることから、これまでも国に対し要望してきたところであり、引き続き、国が積極的に対応するよう要望していきます。</p>	復興局	生活再 建課	B 実現 に努力 している もの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 8)仮設住宅の空き室については、Uターン・Iターンしてきた人や家族等も活用できるように、県としても積極的に取り組むこと。(11月末実績、6市町247戸)</p>	<p>応急仮設住宅の空き室利用については、国と協議し、応急仮設住宅の集約化・撤去の妨げになったり入居者のコミュニティ維持に支障が生じないことを条件に、平成26年度から目的外使用として、地元に戻りたいが実家が被災し住む家がない方や、被災地で就職し定住を希望しているものの住む家がない方などについて、許可を受ければ使用料を支払って居住することが可能としています。</p>	復興局	生活再 建課	A 提言 の趣旨 に沿っ て措置
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保 1、再建の意思のある全ての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を 1)グループ補助事業については、申請を希望する全ての事業者が対象となるよう拡充すること。事業者グループや小規模事業者グループも申請し、採択されるよう具体的な支援を強化すること。前払いなどの措置を徹底すること。補助を受けた事業者のフォローアップを強化すること。来年度以降も継続実施するよう国に強く求めること。</p>	<p>グループ補助事業については、事業再建・本設移行を希望する事業者が補助金を活用できるよう、商工団体と連携して、復興事業計画の作成や計画の熟度を高めるための支援を行っています。 交付決定事業者には、資金調達の負担を軽減し、補助事業を迅速に進められるよう、前金払いにもきめ細かく対応しています。 また、事業者が抱える経営課題の解決を図るため、商工団体と連携して、専門家による指導助言など支援策を講じているところです。 国に対しては、事業の継続のため予算措置を講じるよう要望し、平成30年度政府予算案に計上されているところです。</p>	商工労 働観光 部	経営支 援課	A 提言 の趣旨 に沿っ て措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保</p> <p>1、再建の意思のある全ての事業者の早期再建を強かに支援し、雇用の確保を</p> <p>2)グループ補助に準じた小規模事業者に対する支援策を講じること。</p>	<p>グループ組成が困難な小規模事業者にも、認定済みグループに追加することによりグループ補助金を活用することが可能です。</p> <p>また、事業者単独での申請でも補助金の活用が可能な制度として、沿岸地域の市町村と連携して、事業者の復旧経費に対する補助事業を実施しています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保</p> <p>1、再建の意思のある全ての事業者の早期再建を強かに支援し、雇用の確保を</p> <p>3)仮設店舗(商業者)入居者は6月末現在394事業者、本設移行した事業者は252となっています。引き続き本設移行への支援策を講じること。区画整理事業の遅れによる仮設店舗等の5年後の使用と地代などの支援を継続し、解体費用について国が責任を持って対応するように求めること。</p>	<p>本設店舗への移行を計画する事業者に対しては、専門家などを派遣しながらグループ補助金の利用に必要となる事業計画づくりを、引き続き支援していきます。</p> <p>仮設店舗等の使用期限や地代については、設置主体である市町村が土地利用計画など地域の実情を踏まえて管理運営を行っています。</p> <p>仮設店舗の解体費用については、国に対し要望等を行った結果、平成26年度に国の仮設施設有効活用等助成事業が創設され、平成28年2月に助成対象期間が完成後5年以内から、当面、平成30年度末までに延長されています。</p> <p>土地区画整理事業等の進捗状況により、本設移行が平成31年4月以降となる地域が見込まれることから、助成期間の更なる延長等について、引き続き要望していきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保</p> <p>1、再建の意思のある全ての事業者の早期再建を強かに支援し、雇用の確保を</p> <p>4)県の中小企業被災資産復旧費補助については、内陸の被災事業者も対象に拡充し、継続実施すること。テナントで被災した事業者の再建への支援策を講じること。</p>	<p>東日本大震災津波では、特に沿岸区域の事業者が甚大な被害を受けており、地域経済の早期再生を図るため、被災資産の復旧を迅速に進める必要があることから、中小企業被災資産復旧費補助については、沿岸地域の市町村を対象としているものです。</p> <p>テナントで被災した事業者については、共同店舗に入居する場合等にグループ補助金の利用が可能なほか、所有していた設備等の復旧費用は中小企業被災資産復旧費補助金の対象となります。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保</p> <p>1、再建の意思のある全ての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>5)被災地での基幹産業である水産加工業など食料品製造業では、震災前と比べて雇用保険被保険者数が1,416人減少(10月)しており、販路の回復・新商品の開発等の支援を強めるとともに、雇用の確保に特別の取組を強化すること。</p>	<p>販路の回復・新商品の開発等については、産業支援機関と連携した専門家による相談会や個別指導の実施、県内外での商談会や大手量販店でのフェアの開催、新商品開発等への助成などのほか、フード・コミュニケーション・プロジェクト岩手ランチ等の活用による総合的な支援に取り組んでおり、今後さらに、地場産業を担う人材の育成や海外における販路拡大などの支援の充実に努めます。</p> <p>また、雇用確保については、企業見学会や面接会等の開催による企業と求職者とのマッチングや企業向けセミナーの開催による職場定着支援、大手就職情報サイトを初めて活用する企業への補助やU・Iターンの促進などに取り組んでおり、今後さらに、高校生等に対する地元企業の情報発信やU・Iターンの取組を強化するとともに、企業における働き方改革の取組を促進するなどにより企業の人材確保を支援します。</p> <p>さらに、沿岸被災地において、水産加工業者が人材確保のために必要な宿舍整備等に要する経費の一部補助を行うほか、住宅支援費助成を盛り込んだ事業復興型雇用確保助成金による支援を引き続き行います。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保</p> <p>1、再建の意思のある全ての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>6)仮設団地や災害公営住宅など被災者の見守りと生活支援に関わる被災者生活支援総合交付金を積極的に活用すること。事業復興型雇用確保事業については、すでに被災者を再雇用した場合も遡及して対象とすること。新規採用を条件にしないよう改善を国に求めること。</p>	<p>事業復興型雇用確保事業については、新規採用を条件にしないことなどの要件緩和について国に要望したところです。</p> <p>引き続き、事業の実施状況等を踏まえながら、被災地域の実情に合った事業となるよう、必要に応じて要件緩和等について国に対して要望します。</p> <p>応急仮設住宅や災害公営住宅の見守りと生活支援に関わる被災者支援総合交付金は、県において、社会福祉協議会による生活支援相談員の配置に活用しているほか、市町村が雇用する支援員等の配置等に活用されています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
		復興局	生活再建課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保</p> <p>1、再建の意思のある全ての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>7) 県は復興事業を推進するためにも、正規職員の大幅な増員を図ること。復興に必要な職員の確保に取り組むこと。任期付き職員、全国からの応援職員の確保に努めること。応援職員の健康と心のケア対策を一層強化すること。任期付き職員の待遇改善と正職員への登用を進めること。</p>	<p>震災以降、増大する業務に対応するため、新採用職員の採用数を拡大しているほか、任期付職員や再任用職員の採用、各都道府県等からの応援職員の受け入れなどを図っており、引き続き、多様な方策による人員確保に取り組んでいきます。任期付職員のうち、勤務成績が優秀で、一定の要件を満たしている職員については、任期更新時に主任への任用を行うとともに、平成28年度から任期の定めのない職員として採用する選考試験を実施しているところです。</p> <p>また、他自治体からの応援職員の健康管理については、健康診断結果に問題があった職員や長時間労働による健康障害が懸念される職員に対し、産業医による指導や個別相談を実施していきます。併せて、心のケア対策として、全員を対象としてメンタルヘルスチェックを行い、その結果に応じて、精神科嘱託医や臨床心理士による巡回メンタル健康相談や健康管理サポート研修等を行うとともに、関係課が連携してストレス要因の排除対策等にも取り組んでいきます。</p>	総務部	人事課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保</p> <p>2、二重ローン問題の解決に全力を挙げること。</p> <p>1) 二重ローンを抱える全ての事業者を対象に、相談活動を強化し、迅速に債権の買い取りを進めること。既存債務を凍結・減免し、新規融資を早急に行うこと。金融機関に返済猶予の延長を求めること。</p>	<p>岩手県産業復興相談センターでは、日頃から債権買取等支援制度の周知や相談ニーズの把握のため、被災事業者に対する聴き取り調査等を行っています。さらに、平成28年度から29年度にかけて仮設店舗で操業中の約800者を対象とした訪問調査を実施しました。</p> <p>また、国が設立した東日本大震災事業者再生支援機構では、平成29年2月から6月までの期間に集中して広報活動・相談会等を行いましたが、支援決定期間が2021年3月まで延長されたことから広報活動や相談活動の取組を継続することとしており、それぞれの機関において相談活動の強化を図っているところです。</p> <p>これら二つの機関では、事業者の既存債務の凍結・減免や新規融資による資金調達を実現するため、債権買取等の手法による支援を行っており、これまで県内事業者に累計406件の支援を行っているところです。(平成30年1月末現在)</p> <p>県としては、これら二つの機関等と連携し、引き続き、多くの事業者が円滑に支援を受けられるよう努めていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保 2、二重ローン問題の解決に全力を挙げること。 2)岩手県産業復興相談センターの機能を継続・拡充し、被災事業者の立場に立った支援を強化すること。岩手県産業復興機構は、事業者を選別することなく、110件(10月末現在)にとどまっている債権の買い取りの対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>岩手県産業復興相談センターでは、現役の金融機関職員など経営・金融の専門家が常駐し、事業再生計画の策定支援や債権買取支援等にきめ細かく対応しています。 今後は、沿岸南部地域の区画整理事業の進展により、仮設店舗から本設店舗への移行が本格化し、被災事業者の資金需要の増加が見込まれることから、本格復興に向けた支援を継続して進めます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保 2、二重ローン問題の解決に全力を挙げること。 3)東日本大震災事業再生支援機構の債権買い取りも166件(10月末現在)にとどまっており、債権買い取りの取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>東日本大震災事業者再生支援機構(震災支援機構)では、宮古市に現地事務所を設置し、本県沿岸の被災地において直接相談に応じているところです。 また、岩手県産業復興相談センターが対応した相談案件のうち、営業拠点が広域にある場合などは震災支援機構が案件を引き継いで対応しており、機構とセンターは相互に連携・補完しながら、二重ローン問題の解決に取り組んでいます。 震災支援機構では被災事業者に対する支援内容の周知徹底を図るため、平成29年2月から6月までの期間に集中して広報活動・相談会等を行いました。このたび法律の改正により支援決定期間が2021年3月末まで延長されたところです。 今後、沿岸南部地域において仮設店舗から本設店舗への移行が本格化し、債権買取支援等のニーズの増加が見込まれることから、県としても、引き続き円滑な相談対応がとられるよう努めていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保 2、二重ローン問題の解決に全力を挙げること。 4)債権買い取りの支援を行った事業者へのフォローアップ支援を強化すること。</p>	<p>岩手県産業復興相談センターでは、債権買取支援を実施した事業者を定期的に訪問して経営状況を確認しており、その状況に応じて、外部専門家の派遣や中小企業再生支援協議会との連携等を通じてフォローアップ支援に取り組んでいます。 また、東日本大震災事業者再生支援機構においてもフォローアップを行っているほか、金融機関等との連携による商品開発や販路開拓などの様々な支援を行っています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保            3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を            1)漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の再建整備と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進めること。</p>	<p>水産業の復興に向けては、漁業と流通・加工業の一体的な再生に取り組んできたところであり、その結果、漁業・養殖業の生産再開が進み、被災した水産加工事業所の約9割が事業を再開するなど、本格的な水産業の復興に向けて、一定の基盤が整ってきたところです。            今後も引き続き、水産業共同利用施設の復旧・整備を支援するとともに、復旧した施設等を有効に活用して、一層の生産回復を図るほか、漁獲から流通・加工までの一貫した高度衛生品質管理体制の構築等に取り組み、水産物の販路の回復・拡大を図っていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保            3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を            2)サケ、サンマ、スルメイカの大不漁と原材料費の高騰に対する緊急対策を講じること。</p>	<p>サンマやスルメイカなどの資源については、国の調査研究機関と連携し、漁況情報の迅速な提供や、漁獲可能量の管理などの資源管理の取組の徹底を図るとともに、漁業者の経営安定を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者の減収を補てんする国の資源管理・経営安定対策制度の導入や、漁業共済の活用を促進しています。            原材料の高騰に対しては、原料調達コストの安定化のため、地元漁協や市町村と連携し、まき網漁船などの地元魚市場への誘致のほか、国の「水産加工・流通構造改善取組支援事業」の活用による原料調達などを促進していきます。            また、復興シーフードショーや各種商談会により、原料調達コストを製品価格として転嫁できる高付加価値製品の情報発信を支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保            3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を            3)養殖施設の整備(17,428台、目標の99.7%、震災前の65.6%)を踏まえ、養殖生産回復のため、漁業者の確保と漁場利用の見直しと活用を進めること。</p>	<p>これまでに養殖施設の整備は完了しましたが、平成29年産の養殖ワカメの生産量は、約1万5千トンと震災前に比べて7割程度となっています。            こうした状況を踏まえ、県では、漁業の研修機会の提供や市町村単位の受け入れ組織の整備など漁業者の確保のための取組を進めるとともに、漁場生産効率の「見える化」分析や生産技術の普及指導などにより漁場利用の見直しと活用を促進し、養殖生産の回復・安定化を図っていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保            3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を            4)サケふ化場の再建とともに放流事業の改善に取り組み、サケ資源の確保を進めること。アワビ・ウニの種苗生産施設の再建整備に取り組むこと。</p>	<p>サケのふ化場施設の震災からの復旧は平成27年度に完了しましたが、台風第10号の影響により平成28年度の放流数は3.1億尾に減少しています。資源の回復に向けては、台風により被災したさけますふ化場の復旧と併せて、国等と連携した親魚確保への支援や、研究機関と連携した調査・研究、ふ化場における適正な飼育管理の徹底等に取り組んでいきます。            また、アワビ・ウニについては、平成25年度に種苗生産施設(県有の2施設、漁協所有の3施設)の復旧・整備を完了し、平成27年度以降は震災前と同水準の種苗生産を行っています。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保            3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を            5)ワカメ等の風評被害対策を強化し、再生産可能な価格対策を講じること。</p>	<p>ワカメの市場価格は震災前の水準に回復しているところであり、県としては、実需者等に県産ワカメ等が安全・安心で高品質であることを引き続きPRし、さらに販路拡大を図る必要があると考えています。            このため、県では、首都圏等において「黄金の國、いわて。」応援の店(応援店)の登録拡大を図るとともに、応援店のシェフなどによる産地見学や商談会の開催、応援店の来店者などに向けたリーフレットの作成・配布等を行っています。            今後も、関係者と連携しながら県産ワカメ等の評価を高め、販路拡大につながるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	流通課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保            3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を            6)大不漁に直面している小型漁船漁業の振興策を具体的に講じること。</p>	<p>小型漁船漁業は、経営の規模が小さく収入も不安定なことから、減収補てんを受けられる国の経営安定対策事業の導入や、ケガニなどの資源管理の取組を支援するほか、資源状態の良い魚種の情報提供することにより魚種の転換を促すなど、経営の安定化を支援していきます。            また、漁業は、天然資源を利用することから、水揚量や魚価の変動が大きくなり、水産資源を管理し、漁業秩序を維持することなどが重要なため、県は漁業調整や、漁業取締などの業務に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保            3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を            7)漁業担い手対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>県では、平成28年3月に「岩手県漁業担い手育成ビジョン(平成28～31年度)」を策定し、市町村などの関係機関と漁業担い手の確保・育成に係る目指す姿などを共有し、役割分担を明確化した上で、担い手対策を推進しているところ。            また、漁業就業希望者の地域への定着を促進するため、就業準備研修の受入組織となる「いわて水産アカデミー」(仮称)の2019年度の開講に向けて関係機関との調整を行っていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保            3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を            8)固定資産税の減免など漁協に対する支援を強化すること。「水産特区」の押し付けに反対すること。</p>	<p>沿岸被災12市町村では、漁協が組合員の代わりに取得した漁船、漁具・漁網、養殖施設について、被災代替資産取得特例と同等の減免措置が講じられています。            水産業復興特区(漁業権の免許に関する特別措置)については、本県水産業が沿岸地域の集落を形成し、地域コミュニティの中心となって発展してきた歴史を踏まえ、水産業の中核をなす漁協を中心として、漁業、養殖業の復興に取り組んでいるところです。</p>	農林水産部	団体指導課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保            3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を            9)被災した108漁港の早期再建整備に取り組むこと(県管理漁港は31漁港完了)。</p>	<p>被災した108漁港全てで本格的な復旧工事に着手しており、平成30年1月末までに105漁港で復旧が完了しています。            引き続き、関係市町村や漁業協同組合などと緊密に連携しながら復旧工事を進め、平成29年度末までに107漁港、平成30年度末までに全ての漁港の復旧完了を目指していきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>10)被災農地、沿岸725ha(復旧対象農地面積561haのうち504ha完了、89.8%、10月末)の早期復旧と整備に取り組むこと。陸前高田市の台風被害による園芸団地撤退の対策を支援すること。</p>	<p>東日本大震災津波で被災した農地については、今年度新たに7haが復旧するほか、28haに着手したところです。</p> <p>今後の復旧を見込む22haについても、今年度中にまちづくり計画との調整を終え、平成31年春までに作付けできるよう、復旧を進めていきます。</p> <p>また、陸前高田市の台風被害を受けた園芸団地については、撤退後の跡地が有効活用されるよう、所有者である市の意向を踏まえ、必要な支援を講じていきます。</p> <p>陸前高田市の台風被害による園芸団地撤退に係る雇用対策については、関係機関と引き続き情報収集に努めるとともに、離職者の再就職の雇用相談、離職者向け職業訓練の情報提供、離職者支援制度(離職者対策資金貸付等)の活用を図っていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農村建設課</p> <p>農産園芸課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>Ⅳ、被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>1)大槌病院、山田病院の再建に続き、県立高田病院の今年度中の再建整備を踏まえ、医師・看護師確保に全力で取り組むこと。</p>	<p>県立高田病院の常勤医師の確保については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、関係大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いています。</p> <p>県においては、引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘等による常勤医師の配置に加え、大学からの非常勤医師や県立病院からの診療応援等により診療体制の確保に努めます。</p> <p>看護師確保対策については、医療局独自に看護職員就職説明会を開催しているほか、県内外の看護師養成校主催の就職セミナーへの参加や、看護学生就職支援業者主催の就職説明会への参加及び看護師養成校への訪問などを行い、県立病院の魅力を積極的に情報発信しています。採用選考試験についても、被災沿岸地域病院への配属を要件として専門試験の免除等、試験区分を追加して実施しており、今後とも、様々な取組を行い看護師確保に努めていきます。</p>	<p>医療局</p>	<p>職員課</p> <p>医師支援推進室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>IV、被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>2)被災した民間医療機関の再建への支援を強化し、薬局を含め地域医療体制を確立すること。</p>	<p>被災した医療提供施設の再建支援について、県では、被災地における医療提供機能の早期回復を図るため、国の補助事業による災害復旧や仮設診療所の整備に取り組むとともに、国の補助事業の対象とならない被災医療提供施設については、地域医療再生基金を活用して、既存施設の修繕や医療機器の再取得などの応急的な診療再開等に要した経費に対する補助のほか、医療機関の早期の移転新築に対する支援も行ってきたところです。</p> <p>平成24年度からは、地域におけるまちづくりや住民ニーズに対応した医療機関の移転・新築を支援しており、引き続き地域における医療提供体制の復興を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>IV、被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>3)被災地では要介護高齢者が増加しており、介護施設の再建整備を図るとともに、介護職員など人材の確保に努めること。</p>	<p>被災地における介護施設については、全半壊し使用不能となった14施設のうち廃止した1施設を除き、平成26年度までに13施設が再建され、新たに整備された施設も加えると、震災前の状況を上回っていますが、被災地においては介護職員の確保が厳しい状況にあることから、マッチング支援などの新規参入を促す取組に加え、新規採用職員の住宅確保に要する経費への支援などを行い、市町村や事業者、関係団体と連携しながら、介護人材の確保定着に努めていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>IV、被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>4)被災した障がい者と就労支援事業所等の職員確保と、事業活動等への支援を強化すること。</p>	<p>本県では、平成25年度から、被災により受注先や製品の販路を失うなど、多大な影響を受けた障がい者就労支援事業所に対し、専門アドバイザーの派遣や研修会の開催等、運営の安定化、商品力向上、販路拡大等に向けた支援を実施しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>V、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を</p> <p>1)中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりに当たっては、前例のない取組となることから、国・県・市町村が総力を挙げて取り組むとともに、事業者・住民を主体に、専門家の支援も強化すること。</p>	<p>中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりについては、グループ補助金や津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の活用により、商店街の再構築や共同店舗を新たに設置しようとする場合は、事業計画の作成、計画の着実な実施及び適切な運営管理ができるように、また、本設置後も持続的に発展していくことができるように、専門家などを派遣して支援しています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>V、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を 2)防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業などのまちづくりに当たっては、徹底した住民の協議と合意づくりを大原則に進めるとともに、コミュニティの確立に取り組むこと。専門家・アドバイザーを派遣して住民が主体のまちづくりを進めること。</p>	<p>現在、被災市町村では、住民との合意形成を図りながら、早期の住宅再建に向けて防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業を進めているところ。 また、県では、まちづくり協議会等の住民団体からの要請に基づき、まちづくりの専門家をアドバイザーとして派遣する「復興まちづくり活動等支援制度」を平成24年度に創設し、住民主体のまちづくり活動を支援しています。</p>	県土整備部	都市計画課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>V、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を 3)高台集団移転等に当たっては、集落・コミュニティの維持を基本に、持ち家の再建と災害公営住宅をセットで整備することを重視すること。区画整理事業に当たっても再建しない土地の買い取りなどで、まちなか災害公営住宅の整備を進めること。</p>	<p>災害公営住宅の整備は県と市町村が連携して進めており、その建設場所は復興まちづくり計画等を基に基本的に市町村が決定しています。一部の土地区画整理事業区域では、災害公営住宅と自力再建戸建住宅とが混在して整備されています。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>V、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を 4)津波で浸水した市街地やまちの再建は、二度と住民の命が損なわれないように、津波災害だけでなく、大雨洪水や土砂災害の危険なども総合的に検討し、ハード、ソフトの両面を組み合わせ安全なまちづくりを、住民合意で進めること。避難路の整備を進めること。</p>	<p>津波等の専門家から構成された岩手県津波防災技術専門委員会の意見等を踏まえ、「比較的発生頻度の高い津波(数十年から百数十年)」に対しては、施設整備により人命・財産や種々の産業・経済活動などを守り、「最大クラスの津波」に対しては、住民の避難を軸として土地利用・避難施設の整備などハード・ソフトを総動員するという多重防御の考え方にに基づき取り組んでいます。 なお、洪水や土砂災害の危険性も考慮しながら市町村が行うまちづくりと調整を図るとともに、施設の整備に当たっては、地域住民、市町村、国と話し合いながら進めています。 被災地における土砂災害対策の実施に当たっては、住宅再建予定地や避難所、緊急輸送路、要配慮者利用施設が立地する箇所などを優先して、順次整備を進めています。 県内には約1万4千箇所の土砂災害危険箇所があり、砂防堰堤等の施設整備には膨大な費用と時間が必要であることから、県では、引き続き、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表や土砂災害警戒区域等の指定により土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を促進するなど、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせ総合的な土砂災害対策を推進していきます。</p>	県土整備部	河川課 砂防災課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>V、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を</p> <p>5)まちづくりの事業によって被災者に対する支援に格差が生じないように制度の改善を求めるとともに、県としても独自の支援策を講じること。</p> <p>防災集団移転事業による瑕疵担保責任はほぼ2年となっているが、民法上の10年に見直すこと。区画整理上は前例のないかさ上げ・盛土を行っており、防集事業と同様に、土地の陥没や崩壊等への補償など対応を行うようにすること。</p>	<p>防災集団移転促進事業における土地の売買契約の瑕疵担保責任については、平成27年度末に関係市町村に適切に対処するように文書で依頼をするとともに、復興事業まちづくり事業に係る各市町村の担当課長会議を開催するなどして、期間や課題等に係る必要な対応を要請しています。</p> <p>土地区画整理事業は行政処分で行うために契約書がなく瑕疵担保責任が生じないが、飛び換地などで以前住んでいた場所と違う場所に換地される場合には、民法を類推適用することで瑕疵担保責任がとれることとなっており、仮に土地に不具合が生じた場合には、防災集団移転促進事業と同様に適切に対応すると、市町村からは聞いています。</p>	県土整備部	都市計画課	B 実現に努力しているもの
<p>V、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を</p> <p>6)復興にかかる埋蔵文化財調査の体制を強化し、専門職員の確保に努め発掘調査の効率化を図ること。</p>	<p>これまで、専門職員の新規採用やOB職員の再雇用、他道府県からの派遣職員等により、調査体制を強化し、高台移転や復興道路等の復興事業関連の埋蔵文化財調査を鋭意進めてきたところですが、高台移転等の住宅に関する発掘調査はほぼ終了しており、今後は市町村教育委員会が実施した発掘調査に係る室内整理や小規模な発掘調査の支援を継続して取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>V、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を</p> <p>7)防潮堤、水門の整備については、地域住民の十分な協議と多面的な検討を行い、住民合意を大前提に、必要なら見直しを行うこと。</p>	<p>計画から工事着手まで、市町村が行う復興計画等の説明会や市町村と連携しながら事業説明会等において、地域の理解を得ながら進めてきています。市町村からも、復興まちづくりにあわせて、防潮堤、水門を一刻も早く完成してほしいとの考えが伝えられており、防潮堤、水門の早期復旧・整備に取り組んでいます。</p> <p>なお、防潮堤、水門の高さは、まちづくりと密接に関連するものなので、今後はまちづくり計画(嵩上げの高さを変える等)の大幅な変更がない限り、見直す予定はありません。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>V、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を 8)「用地取得についての特例措置」について、積極的に活用するとともに、更なる改善を国に求めること。</p>	<p>用地取得の特例制度の活用については、平成26年5月に部局横断組織の用地取得特例制度活用会議を設置し、積極的な県事業の推進と市町村事業の実務支援により、用地取得の迅速化が図られてきたところであり、一日も早い復興のため、引き続き取り組んでいきます。 また、更なる改善については、国に対して、将来見込まれる大災害に備えるため、復興に要する土地等の私有財産の制限のあり方について検討を進めるよう提言しているところです。</p>	復興局	まちづくり再生課	B 実現に努力しているもの
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧を、被災地交通の確保を 1)JR東日本の責任でJR山田線の早期復旧を行うよう求めること。JR大船渡線については、地元の要望を踏まえたBRTの運行の改善を図ること。全線開通80年の歴史を踏まえ、鉄路での復旧について再検討を求めこと。気仙沼駅・陸前矢作駅間の鉄路での運行再開を求めるとともに、新幹線への合理的な接続など住民の要望に応えたBRTの運行を確保すること。</p>	<p>JR山田線については、復旧に関連する復興まちづくり事業等との調整を図るとともに、早期の復旧に向けてJR東日本等との調整を進めているところです。また、国に対しても、早期復旧に向けたJR東日本への適切な指導・助言を図るよう要望しているところです。 JR大船渡線については、BRTによる本格復旧がJR東日本と沿線自治体等の中で合意されたところです。また、JR大船渡線の気仙沼から陸前矢作間のみ鉄路で復旧させた場合、十分な運行本数が確保できないなど、持続的な地域公共交通の役割を果たせなくなるおそれがあることから、JR東日本においては、運行再開は行わない旨の考えが示されました。 JR大船渡線BRTの新幹線駅へのアクセス改善や利便性の向上等については、沿線市がJR東日本に対し要望し、改善に向けて協議していると聞いており、県としては沿線自治体の意向が反映されるよう、必要な支援を行っていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	C 当面は実現できないもの
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧を、被災地交通の確保を 2)代替の交通確保にJRは責任を持ち、早朝、夜を含めた必要な便数と駅を確保すること。</p>	<p>JR山田線の代替交通については、路線バスの振替え輸送により、一定程度確保されている状況ですが、更なる利便性の向上に向け、引き続き、関係市町、バス事業者及びJR東日本との協議を継続していきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧を、被災地交通の確保を            3)JR山田線の土砂崩落・脱線事故の復旧を踏まえ、利用しやすいダイヤの改正をJR東日本に強く求めるとともに、宮古市・盛岡市と協力して利用促進を図ること。</p>	<p>鉄道路線については、地域の意向をダイヤ編成等に反映することにより、利用者の利便性向上を図ることが重要と考えています。            JR線については、毎年度市町村等のJR線に係る要望を県が取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して要望書を提出しており、今後も要望時期を早めるなどしながら、より地域の意向がダイヤ編成等に反映されるよう対応していきます。            また、利用促進についても、引き続き、関係者と協力しながら検討していきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧を、被災地交通の確保を            4)特定被災地公共交通調査事業(上限6,000万円)は、7市町村で活用しているが、仮設住宅を経由することが条件となっており、高台団地や災害公営住宅と病院や市街地を結ぶ交通確保にも取り組めるように改善と拡充を強く政府に求めること。</p>	<p>特定被災地公共交通調査事業については、応急仮設住宅に加え、災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線についても幅広く補助対象とするよう国に対し要望を行っており、今後も引き続き働きかけていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>VII、防潮堤、湾口防、復興道路—安全の確保は徹底した検証と住民合意を貫いて進めること            1)防潮堤の高さや水門の整備については、安全の確保とともにまちづくりの計画、漁業や観光、環境との共生など総合的な検討を行い、地域住民との協議と合意に基づいて進めること(これまでに19カ所22地区で防潮堤の高さを見直し)。</p>	<p>計画から工事着手まで、市町村が行う復興計画等の説明会や市町村と連携しながら事業説明会等において、地域の理解を得ながら進めてきています。市町村からも、復興まちづくりとあわせて、防潮堤、水門を一刻も早く完成してほしいとの考えが伝えられており、防潮堤、水門の早期復旧・整備に取り組んでいます。            なお、防潮堤の高さは、まちづくりと計画策定の過程で、頻度の高い津波に対する安全度が確保される場合などには、地域の意向や他地区への影響を確認した上で、防潮堤の高さを最大値より低くした箇所もあります。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>VII、防潮堤、湾口防、復興道路—安全の確保は徹底した検証と住民合意を貫いて進めること</p> <p>2)大船渡・釜石の湾口防波堤については、津波による被災状況の検証を行い、漁業への影響なども含め、地域住民に情報を公開し、住民の協議と合意を踏まえて進めること。</p>	<p>湾口防波堤の防災効果については、国において平成24年5月8日に「港湾における地震・津波対策のあり方(案)」が取りまとめられており、このなかで「防波堤による津波からの減災効果の発現」として釜石港湾口防波堤が津波の高さを約4割低減し、津波の到達時間を6分遅らせるなどの効果を発揮したことが確認されています。</p> <p>また、国では大船渡港及び釜石港湾口防波堤の復旧に当たって「湾口防波堤復旧に係る環境保全効果検証検討会」や「湾口防波堤災害復旧工事連絡調整会議」を立ち上げ、防波堤復旧に伴う構造検討、漁業との調整、船舶の安全性の確保及び環境保全等について検証、検討を行い、地元へ情報を提供しながら工事を進め、平成28年度末に大船渡港湾口防波堤を完成し、平成29年度末に釜石港湾口防波堤を完成する予定です。</p>	県土整備部	港湾課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>VII、防潮堤、湾口防、復興道路—安全の確保は徹底した検証と住民合意を貫いて進めること</p> <p>3)総事業費1兆1,400億円余に及ぶ復興道路については、あくまでも生活再建と生業の再生を最優先にして、2019年ラグビーワールドカップ™と復興期間内に完成するよう進めること。</p>	<p>三陸沿岸地域の早期復興のためには、高規格幹線道路や地域高規格道路による三陸沿岸の縦貫軸及び内陸と沿岸を結ぶ横断軸で構成される道路ネットワークの構築が必要不可欠であると考えています。県ではこれらの復興道路等について、国の「東日本大震災からの復興基本方針」に沿って、着実に整備を進めるとともに、早期に全線開通することを国に対し要望しています。</p> <p>県としては、引き続き、関係市町村と連携を図りながら、復興道路の早期整備、予算の確保について、国に対し強く働きかけていきます。</p> <p>なお、道路事業については、復興道路を補完する復興支援道路、復興関連道路の整備のほか、沿岸市町村のまちづくりと一体となった「まちづくり連携道路整備事業」についても最優先で整備を進めています。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>VIII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>1)県として、子どもの医療費助成を現物給付に、来年度から小学校まで拡充すること。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、市町村等と協議の上、平成27年8月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大するとともに、平成28年8月から未就学児及び妊産婦を対象とした窓口負担の現物給付を実施したところです。</p> <p>現物給付の拡大については、ふるさと振興や子育て環境の充実の観点からも検討を行う必要があり、市町村と協議していきたいと考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>VIII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>2)県立高田高校のグラウンド整備を含めできるだけ早期に行うこと。通学やクラブ活動などの交通の確保を行うこと。</p>	<p>県立高田高校の第一グラウンドについては、平成30年度に本整備に向けた設計を行うこととしているほか、第二グラウンドについても、平成30年度中に応急仮設住宅の解消が見込まれていることから、引き続き、両グラウンドの早期復旧ができるよう必要な取組みを進めながら関係機関との調整を図っていきます。</p> <p>県立高田高校が被災したことから、大船渡の仮校舎に移転した期間中(平成23～26年度)、通学バスを運行し、生徒の通学の手段を確保し、平成27年4月の新校舎の供用開始をもってその運行を終了したところです。</p> <p>県教委としては、新校舎移転後の通学の安全確保のために学校や市等と連携しているところであり、生徒の通学状況は自家用車による送迎やBRTによる通学は9割、自転車又は徒歩による通学が1割と状況を確認しています。学校においては、教員と保護者の連携による定期的な街頭指導等、通学上の安全確保に向け取り組んでいます。</p> <p>また、クラブ活動の交通確保については、引き続き新校舎と旧大船渡農業高等学校グラウンド等の部活動場所の間を移動するためのスクールバスを運行し、クラブ活動を行う生徒を支援していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室 学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>VIII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>3)仮設住宅から通学する児童・生徒は小学校776人、中学校497人、高校601人となっており、放課後の学習室の確保と学習支援(今年度60教室)の取組を進めること。小中一貫校や統廃合計画については、地域住民による十分な協議と合意を踏まえて行うこと。</p>	<p>放課後の学習指導については、児童の放課後の居場所を確保するため「放課後子供教室」を24市町村において115教室開設しており、体験活動や交流活動、学習活動等を行っています。このほか、中高生の放課後及び週末の学習支援を6市町村14か所において行っています。指導者の研修機会の提供や実践事例の紹介等を通して活動の充実に引き続き努めていきます。(B)</p> <p>小中一貫教育の導入や小中学校の統廃合については、児童生徒の健やかな成長を促し、豊かな人間性を育む上で必要な教育環境の整備や教育向上の観点から、地域住民の意見を十分に聞きながら進めることが重要であると考えており、被災地の学校においても設置者である市町村が策定する復興計画等に基づき、地域住民の意見を聞きながら進められるものと考えています。(S)</p>	教育委員会事務局	学校教育課 生涯学習文化財課	B 実現に努力しているもの S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>VIII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に一福祉と教育の再生を</p> <p>4)被災地への教員の加配措置(今年度、小中で180人、高校で39人)を継続し、スクールカウンセラー(今年度巡回型カウンセラー13人)、スクールソーシャルワーカーの配置を強化し、児童生徒の心のケアの取組を強化すること。教員等の宿舎の確保に努めること。</p>	<p>被災地への教員の加配措置について、本県においては、国から措置される復興加配を被災地等の小中学校等に配置し、児童生徒の心のケアに努めているところです。復興加配の今後の措置については、国に対し被災地の状況を説明しつつ、その継続を要望していきます。(B)</p> <p>また、スクールカウンセラーの配置について、平成30年度は、被災地への巡回型カウンセラー13人の継続配置に努めるほか、スクールカウンセラー配置校の拡充に努めていきます。また、スクールソーシャルワーカーの配置等に努めていきます。(B)</p> <p>教員等の宿舎の確保については、沿岸部の教職員公舎の入居率が、内陸部に比べ高い状況が続いていることなどを踏まえ、必要な住宅の確保に向け東日本大震災津波で被災した高田高校及び大槌高校の教職員公舎の復旧整備を進めているところであり、平成30年度に工事が完了する予定です。(A)</p>	教育委員会事務局	教育企画室 教職員課 学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置  B 実現に努力しているもの
<p>VIII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に一福祉と教育の再生を</p> <p>5)被災児童生徒を対象とした「いわての学び希望基金奨学金給付事業」(今年度404人)の拡充を図ること。被災高校生を対象とした奨学金制度(実質給付制、今年度145人)の活用を図ること。被災児童就学援助制度の継続を求めること。</p>	<p>いわての学び希望基金奨学金給付事業については、平成30年度当初予算において、給付額を増額するとともに、給付対象を大学院生まで拡大します。被災高校生を対象とした奨学金制度については、対象者等への周知を図るとともに、奨学金を必要とする高校生等が解消されるまで継続するよう国に要望していきます。</p> <p>被災児童生徒就学援助制度については、就学援助を必要とする幼児児童生徒が解消するまで継続するよう国に要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>VIII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に一福祉と教育の再生を</p> <p>6)震災孤児・遺児に対する支援を強化すること。児童福祉司・児童心理司を大幅に増員し、養育里親への支援も強化すること。</p>	<p>被災孤児・遺児に対する支援については、児童相談所の職員や、沿岸広域振興局に配置している「遺児家庭支援専門員」が家庭訪問等により、各種支援制度の周知やきめ細かな相談支援を行うとともに、必要に応じて、子どものこころのケアに努めています。</p> <p>また、児童相談所の体制強化については、改正児童福祉法に対応した人員配置を行っていきます。</p> <p>養育里親支援については、国が発表した「新しい社会的養育ビジョン」において、里親への包括的支援体制の抜本的強化が示されたことから、今後、国が発出を予定している通知に基づき取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>区、震災遺構の保存に取り組み、観光と教育旅行・復興応援ツアーで交流人口の拡大を</p> <p>1)東日本大震災津波の教訓を後世に伝える震災遺構の保存に、被災者の感情を踏まえつつ積極的に取り組むこと。被災市町村への支援を強化すること。陸前高田市に整備する復興祈念公園については、国内外に震災の教訓とその後の復興を示すものとして整備すること。4つの震災遺構の活用策を示すこと。</p>	<p>県が整備する復興祈念公園の工事については、平成29年7月に造成工事に着手しており、早期整備に向けて工事を推進していきます。</p> <p>震災遺構については、有識者委員会等の助言を受けながら、市や国と連携して策定した「高田松原津波復興祈念公園基本計画」(平成27年8月策定)及び「震災津波伝承施設展示等基本計画」(平成28年6月策定)を踏まえ、震災の事実と教訓を伝承するために展示活用する方向としており、市と遺構の保存・管理と活用を協議調整していきます。</p> <p>震災遺構の保存については、犠牲者の追悼や防災文化の醸成、復興まちづくり、財政負担の観点から、所在市町村の意向が重要であり、市町村における住民との十分な議論による合意形成に基づき、保存と活用方法を決定することが重要と考えています。</p> <p>なお、震災遺構の所在する市町村において、①復興まちづくりとの関連性、②維持管理費を含めた適切な費用負担の在り方、③住民・関係者間の合意が確認されるものに対し、各市町村につき1か所までを対象として、保存のために必要な初期費用が復興交付金の対象となっています。</p>	<p>県土整備部</p> <p>復興局</p>	<p>都市計画課</p> <p>まちづくり再生課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>区、震災遺構の保存に取り組み、観光と教育旅行・復興応援ツアーで交流人口の拡大を</p> <p>2)震災遺構等を生かした教育旅行、研修旅行、復興応援バスツアー・三鉄ツアーの取組を強化し、交流人口の拡大に努めること。</p>	<p>県では、震災(防災)学習を目的とした教育旅行や企業研修旅行を沿岸地域の観光振興の柱とするため、教育旅行誘致説明会への参加や企業研修誘致説明会の開催、教育旅行関係者や企業研修担当者の招請、教育旅行の事前学習への震災語り部の派遣など教育旅行等を通じた沿岸地域への誘客拡大に向けた取組を進めているところです。</p> <p>また、引続き、訪日教育旅行の誘致や、三陸地域へのバスツアーに対する運行支援など二次交通の整備にも取り組んでいるところであり、今後においても、三陸DMOセンターをはじめとする幅広い分野の関係者との連携を強化し、三陸沿岸地域をはじめ、本県の交流人口拡大に向けた誘客の促進に取り組めます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>観光課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅸ、震災遺構の保存に取り組み、観光と教育旅行・復興応援ツアーで交流人口の拡大を 3)三陸復興国立公園、三陸ジオパークを生かした滞在型の観光の取組を強化すること。</p>	<p>県では、第3期復興実施計画において、将来にわたって持続可能な新しい三陸地域の創造を目指す「三陸創造プロジェクト」の一つとして、三陸ジオパークの推進をはじめ定住交流人口の拡大による活力みなぎる地域づくりに向けた「新たな交流による地域づくりプロジェクト」を掲げています。 平成30年度においては、三陸復興国立公園との一体的な活用を促進するため、道の駅等における情報提供機能を強化し三陸地域の広域周遊を促進するほか、国内外からの来訪者の受入態勢の整備を進めるなど、沿岸地域における滞在型観光の取組の強化を図っていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅹ、復興予算の流用と被災自治体負担許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を 1)2016年度以降の復興事業についての被災地地元負担の撤回を求めること。必要な復興財源を確保するよう国に求めること。</p>	<p>平成28年度以降の復旧・復興事業については、平成27年6月に政府方針が決定され、本県が平成28年度以降5年間の復興事業費として見込んでいたほぼその全額を国費対象額として措置されたところです。 この政府方針に基づき、復興に必要な予算が確実に措置されるよう、平成28年度に引き続き、平成29年度も、昨年6月に県として要望を行ったところです。 今後とも、被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、必要となる財源の確実な措置を求めていきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅹ、復興予算の流用と被災自治体負担許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を 2)復興予算の被災地以外での流用を許さず、返還を求めること。流用に道を開いた復興基本法の改正を求めること。</p>	<p>復興予算の使い方については、東日本大震災からの復興の基本方針の中で、「国の総力を挙げて、『東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興』へと取組を進めていかなければならない」とされており、こうした復興の基本方針を大前提として、予算が計上されることが必要と考えています。 そこで、復旧・復興が実現するまでの間、まずは、復興交付金等の被災地で必要とされている事業予算が確実に確保されるべきであり、県では、復興予算の用途に関する被災地の疑念を払拭するとともに、一日も早い迅速な復興に向けて、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策を講じていただくよう、平成24年10月に財務省及び復興庁に対し復興予算の用途に関する要望を行っているところです。 今後とも一日も早い復興の実現に向け、復興が完了するまでの間の確実な財源と、被災地が創意工夫できる自由度の高い財源について、国に対し、引き続き要望していきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>X、復興予算の流用と被災自治体負担許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を            3)県・市町村が自由に使える復興基金の大幅な増額を国に求めるとともに、5省庁40事業に限られている復興交付金の改善を求め、使い勝手の良いものにする</p>	<p>財源措置の充実については、被災地方公共団体において、今後具体化が進むまちづくりの進捗に応じ、住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業を継続的・安定的に実施できるよう、用途の自由度の高い交付金等、従来の枠組みを超えた財源措置の充実を図るよう要望しており、今後も機会を捉え、国に対し要望していきます。            また、復興交付金の交付対象事業の拡大及び柔軟な制度運用についても、他県と連携し、機会を捉えて国に対して要望しており、今後とも改善を強く働きかけていきます。</p>	復興局	復興推進課  まちづくり再生課	B 実現に努力しているもの
<p>XI、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を            1)汚染された稲わらや堆肥、牧草の一時保管と処理を国の責任で、県も市町村任せにせず 行うこと。牧草の除染については、風評被害対策を含め出来るだけ早期に完了すること。</p>	<p>汚染された稲わらや堆肥、牧草の一時保管等については、現在、岩手県利用自粛牧草等処理円滑化事業により支援しているところです。            また、風評被害防止のための除染を行ういわて型牧草地再生対策事業については、平成29年度で完了しました。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>XI、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を            2)汚染された原木とシイタケの処理を早急に行い、ほだ場の除染に取り組むとともに、シイタケ栽培の再生にあらゆる対策を講じること。</p>	<p>県では、原木しいたけの産地再生のため、県が全額費用を負担し、原木・ほだ木・しいたけの放射性物質検査や、指標値を超過したほだ木の処理、落葉層の除去等のほだ場の環境整備を実施しています。            また、しいたけ生産者の経営を支援するため、東京電力から損害賠償金が支払われるまでのつなぎ融資を実施していますが、平成29年度には、生産者からの要望を踏まえ、掛かり増し経費の全額が貸付対象となるよう、これまでの段階的な貸付限度額の設定を見直すとともに、実態原木価格の高騰を踏まえた貸付限度額の引き上げを実施したところです。            今後も、市町村や関係団体と連携しながら、しいたけ生産者の生産再開に必要な支援を継続していきます。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>XI、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>3)農用地及び森林の汚染実態を把握し、詳細な汚染マップを早急に作成するとともに、関係機関の英知を結集して除染方法の開発・実証を進め、除染を急ぐこと。</p>	<p>農用地については、文部科学省の「航空機モニタリング結果」のデータ等を利用した汚染マップを作成し、平成24年3月に公開済みです。</p> <p>森林についても同様に、「航空機モニタリング結果」を利用し、森林基本図と重ねて確認できるデータを平成24年3月に各市町村に提供しています。</p> <p>また、放射性物質の除染については、牧草地で既に完了したほか、しいたけホダ場の落葉層の除去等を進めているところです。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの
<p>XI、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>4)原発災害による農林漁業者や業者、県・市町村の損害について、早期に全面賠償を行うよう強く東京電力と国に求めること。農林水産物の賠償請求額425.67億円に対し支払額は406.55億円、96.0%、商工観光では32.64億円の支払い請求に対して27.94億円、85.6%となっており、早期の全面賠償を求めること。賠償金については非課税扱いとするよう国に求めること。賠償請求の手続きを簡素化させること。</p>	<p>県では、原発事故による被害の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきものと考え、県内で発生している全ての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を速やかに行うよう東京電力に求めてきました。</p> <p>また、国に対しても、東京電力が確実かつ速やかに賠償を行うために必要な措置を講じるよう要望してきたところです。</p> <p>なお、賠償金への課税については、個人が不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害について受け取る損害賠償金は原則として非課税となりますが、個人事業者が受け取る収益補償や必要経費補てんのための損害賠償金などは課税の対象となる旨、国税庁から示されています。</p> <p>県としては、東京電力が広く責任を認め、被害の実態に即した十分な賠償が行われることを第一とし、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
	<p>原発事故による商工観光事業者の損害や、県・市町村の損害については、国に対し、十分な賠償が速やかに行われるよう、東京電力を指導するなどの必要な措置について要望しているところです。さらに、県としても、直接、東京電力に対して十分かつ迅速な賠償を強く求めています。</p> <p>また、賠償金の課税については、国税庁から営業損害等に対するものについて課税対象とする旨示されていますが、東京電力に対して被害の実態に即した十分な賠償を行うよう引き続き求めるとともに、賠償請求手続の簡素化についてもその都度申入れを行っていきます。</p>	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの
	<p>原発事故に伴う農林漁業者の損害については、風評被害を含む全ての損害に係る賠償金を早期に支払うよう、機会あるごとに、東京電力に対して強く求めるとともに、国に対しても、東京電力を指導するなど必要な措置を講じるよう要望してきたところです。</p> <p>今後も、国や東京電力に対して、被害の実態に即した十分な賠償が速やかに行われるよう求めています。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>XI、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 5)「即時原発ゼロ」の実現をめざし、原発の再稼働に反対すること。</p>	<p>原発事故以降、国民の間で原子力の安全性に対する信頼が大きく揺らぎ、エネルギーに対する問題意識や、再生可能エネルギー導入への意欲が高まっており、こうした意識の変化を踏まえた政策が求められていると考えます。県としては、再生可能エネルギーは地産地消のエネルギー自給率の向上はもとより、地球温暖化防止や防災のまちづくり、地域振興など多面的な効果をもたらすものであり、再生可能エネルギーによる電力自給率を倍増する目標の達成に向けた取組を進めているところです。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他
<p>XI、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 6)再生可能エネルギーの最大限の普及に取り組むこと。発送電の分離など電力体制の改革を求め、地域密着型の新産業の構築を目指すこと。住宅の断熱リフォームなど低エネルギー社会への取組を強化すること。</p>	<p>県では、東日本大震災津波の際の長期間の停電などの経験を踏まえ、将来にわたって豊かさを実現できる環境と共生した持続可能な社会の構築を目指しており、平成24年3月には再生可能エネルギーによる電力自給率を平成32年度までに倍増する計画を盛り込んだ「岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。 この目標の実現に向け、市町村と連携して防災拠点や被災家屋等への太陽光発電設備等の導入など、自立・分散型エネルギー供給体制整備に向けた支援のほか、低利融資制度による県内中小事業者の設備導入支援や、各種セミナー開催による導入機運の醸成などを行っています。 こうした取組により、再生可能エネルギーの導入が進展しつつある一方、今後の導入拡大に当たっては、送電網の接続制約が最大の課題となっていることから、県ではこれまでも機会を捉えて国に対し送電網の増強や発送電分離などの電力システム改革の要望を行ってきたところです。 国においては、平成32年度の発送電分離に向け、電力システム改革を実施しているところであり、その状況を注視しながら、地域に根ざした再生可能エネルギーの最大限の導入が図られるよう、具体的課題に応じて必要な働きかけを行っていきます。 併せて、省エネルギー対策のモデル事例の普及・啓発や、省エネルギー設備の導入支援等の他、住宅においても国の省エネ施策の周知や県の住みたい岩手の家づくり促進事業の実施、関係団体との連携による講習会の開催などにより、一定の省エネルギー性能を持つ住宅への支援を行いながら、将来にわたって持続可能な低炭素社会の実現を目指していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>1)被災者の命とくらしを守る対策について</p> <p>①被災した住宅で避難生活をしている被災者、仮設住宅の被災者の訪問・見守りの取組を強化し、生活支援の取組と生活再建の相談を行うこと。</p>	<p>市町村では、被災者の状況把握を継続的に行っており、特に岩泉町では、生活支援相談員を町及び町内関係団体に配置し、被災世帯の巡回・見守りや相談支援などの取組を行っているほか、NPO法人等関係団体と協働し、多様な課題を抱える方への生活・相談支援を行っています。</p> <p>県としては、応急仮設住宅から災害公営住宅等への移行を見据え、東日本大震災津波における取組や経験を参考にしながら、町や社会福祉協議会等の取組を支援していきます。</p> <p>また、被災者の健康の維持・増進のため、被災市町村が講じる必要な対策について実施できるように支援に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課  健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>1)被災者の命とくらしを守る対策について</p> <p>②被災者の医療費免除の取組を継続・復活するよう支援すること。</p>	<p>国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険においては、災害等により一部負担金等の減免を行った場合、一定の基準を満たした保険者に対して、減免に要した費用の8割が国特別調整交付金で交付される制度があります。国特別調整交付金の基準を下回った場合、国民健康保険については県の特別調整交付金により、減免した額の8割を交付することとしています。</p> <p>一部負担金免除等の継続については、保険者である市町村が判断することとなります。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>2)住宅再建・住宅確保の取組について</p> <p>①被災した住宅の補修を希望する被災者が多いことから、補修に対する支援を拡充すること。</p>	<p>全壊及び大規模半壊の住家被害を受けた被災者に対しては、被災者生活再建支援法に基づき、基礎支援金が支給され、加算支援金は、被災した自宅を補修することとした場合には、自宅を新築した場合の半額の100万円が支給されます。</p> <p>県としては、被災者の方が安心して自力再建できるよう、国に対し、被災者生活再建支援金の増額及び制度の要件緩和と充実を求めているほか、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度の創設等を要望しているところであり、今後も機会を捉え、必要な財源措置や制度改正等について要望していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 2)住宅再建・住宅確保の取組について ②被災者生活再建支援金(加算支援金)の活用を徹底すること。住宅再建・補修の相談活動を強化すること。</p>	<p>被災者生活再建支援金の加算支援金については、平成30年2月1日現在の申請件数が610件であり、基礎支援金の申請件数1,056件に対し、6割弱の申請状況となっています。 加算支援金の申請期間は平成31年9月までとなっており、県としては、市町村や関係機関と連携し、支援金の早期支給に努めていきます。 また、被災市町村においては、住宅再建の独自支援策や、生活再建全般に係る相談窓口の設置など、被災者それぞれの状況に応じた支援が行われているところであり、県としては、市町村等と連携し、被災者の方が望む生活再建が実現されるよう努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 2)住宅再建・住宅確保の取組について ③災害公営住宅の早期整備を行うこと。</p>	<p>台風第10号災害に係る災害公営住宅については、岩泉町が主体となって整備を進めており、県はその技術的支援並びに国費申請の支援等を行っているところです。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 2)住宅再建・住宅確保の取組について ④被災した生活橋(73か所)の復旧整備を寄付だけに依拠せず早期に進めること。</p>	<p>平成28年台風第10号災害により、岩泉町内の生活橋については、190か所のうち73か所が被災していますが、町においては、所有者が本復旧する場合に必要な経費の一部を補助する形で復旧を行うと伺っているところです。 個人の資産に当たる生活橋の復旧に対し、県による独自の支援は困難であるものの、町が開設した支援募金についての企業・団体への橋渡しや、大手ポータルサイトにおける復旧支援募金開始の仲介など、できる限りの支援を行ってきたところであり、今後も支援を継続していきます。</p>	政策地域部	台風災害復旧復興推進室	B 実現に努力しているもの
<p>XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 3)商工業・観光事業者への支援の強化について ①地域なりわい再生緊急対策交付金の積極的活用を進めること。</p>	<p>地域なりわい再生緊急対策交付金は、宮古市、久慈市及び岩泉町の各市町の判断により柔軟に対応できる制度としており、市町による説明会を始めとした周知や商工指導団体等の周知により、平成30年1月末時点で3市町合わせて、460事業者の被災事業者にも活用されています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>3) 商工業・観光事業者への支援の強化について</p> <p>② 国の小規模事業者持続化補助金、革新的ものづくり補助金等の活用も県の交付金と併用できることから活用を進めること。</p>	<p>小規模事業者持続化補助金については、平成28年度補正予算による公募分で434件の採択を受けており、このうち台風激甚災害対策型については、平成28年台風第10号の激甚災害指定地域である宮古市、久慈市及び岩泉町の小規模事業者等を対象に、補助上限額の引き上げ等の特例措置が講じられ、133件の採択を受けている。</p> <p>革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金については、3市町の小規模事業者等を対象に、審査時の加点などによる特例措置が講じられ、133件の採択を受けている。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>3) 商工業・観光事業者への支援の強化について</p> <p>③ 商工会議所・商工団体への人的支援を含め支援を強化すること。</p>	<p>県では、甚大な被害を受けた宮古、久慈及び岩泉の商工会議所・商工会が行う経営指導等に必要なマンパワーを確保するため、平成28年12月から新たに職員を増員配置し、平成29年度もこの体制を継続支援しているところです。</p> <p>こうした取組により、ほとんどの被災事業者が事業再開していますが、特に甚大な被害を受けた岩泉町では、今年度中に復旧工事が完了しない被災事業者もあることから、来年度も地域なりわい再生緊急対策交付金を継続するとともに、岩泉商工会職員の増員を維持できるよう平成30年度当初予算に計上しているところです。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>4) 農林漁業災害の復旧について</p> <p>① 農地・農業用施設の早期復旧を進めること。</p>	<p>台風第10号により被災した農地については、災害復旧事業等で復旧する予定の農地221haのうち、他事業との調整が必要な10haを除き、平成30年春までに復旧できる見込みです。</p> <p>引き続き、早期の復旧に向け市町村を支援していきます。</p>	農林水産部	農村建設課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>4) 農林漁業災害の復旧について</p> <p>② サケマスふ化場の早期復旧を図ること。</p>	<p>被災したサケ・マスふ化場施設の復旧については、国の事業を活用するとともに、県としても嵩上げを行うなどの支援を実施してきたところであり、平成30年2月までに全ての施設が完成したところです。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>4) 農林漁業災害の復旧について</p> <p>③ 林道・山腹崩壊等の復旧を進めること。</p>	<p>林道の復旧については、林道災害復旧事業により、全被災施設の復旧が可能な予算を措置し、市町村が実施する復旧工事を支援しています。</p> <p>山腹崩壊等については、災害関連緊急治山事業等により、緊急性等の優先度を勘案しながら復旧を実施しています。</p>	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 5) 水位周知河川の指定を強化し、抜本的な河川改修に取り組むこと。 ① 小本川・安家川の水位周知河川の指定を含め水位周知河川の指定を進め、水位計の設置など河川情報システムの改善強化を図ること。</p>	<p>水位計の設置や水位周知河川及び洪水浸水想定区域の指定等のソフト対策については、平成29年12月に洪水減災対策協議会において策定した取組方針に基づき、関係市町村と連携を図りながら、計画的に実施することとしており、ハード整備と併せた総合的な治水対策に取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 5) 水位周知河川の指定を強化し、抜本的な河川改修に取り組むこと。 ② 地域住民の声を踏まえ抜本的な河川改修を進めること。堆積土の撤去、稼働掘削、流木の撤去を行うこと。</p>	<p>平成28年の台風第10号災害等の近年の洪水被害のあった河川においては、河川改修事業を導入し、再度災害の防止を図っているところ。また、事業の実施においては、地域住民や有識者、関係市町村の意見を踏まえた計画としているところ。県管理河川における堆積土の撤去、河道掘削、流木の撤去については、河川巡視等により河川の状況把握をし、緊急を要する箇所から計画的に実施しているところであり、引き続き適切な維持管理に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 6) 情報通信基盤関係の災害復旧について ① 光ファイバー網・携帯電話基地局等の復旧については、既存の国庫補助制度の活用が認められたことから早期復旧を進めること。</p>	<p>光ファイバー網等の復旧については、国に対して被災地の実情を丁寧に説明しながら必要な措置を求め、既存の国庫補助制度の要綱改正により補助対象として認められたものであり、本格復旧に向けた取組が進められているところ。台風第10号災害からの復旧・復興については、引き続き、町との連携を密にし、財政需要を適切に把握するとともに、必要な財政措置が講じられるよう、国に働きかけていきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>情報政策課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 6) 情報通信基盤関係の災害復旧について ② テレビ共同受信施設(共聴施設)の復旧も既存の国庫補助制度の活用が認められたことから早期復旧を図ること。</p>	<p>共聴施設の復旧については、国に対して被災地の実情を丁寧に説明しながら必要な措置を求め、既存の国庫補助制度の要綱改正により補助対象として認められたものであり、本格復旧に向けた取組が進められているところ。台風第10号災害からの復旧・復興については、引き続き、町との連携を密にし、財政需要を適切に把握するとともに、必要な財政措置が講じられるよう、国に働きかけていきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>情報政策課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 7) 応援職員の派遣について ①8月1日現在応援職員の必要数24人に対し13人の確保にとどまっています。全国、県内からの応援要請を強化すること。</p>	<p>被災市町への人的支援については、発災直後に県市長会及び県町村会を通じて県内市町村に対し要請を行い、被災市町への人的支援を行ったほか、国に対しては技術職員等の確保について要望するなど、応援職員の確保に取り組んできました。 また、県においては、平成30年度、任期付職員を被災市町に派遣することとしているほか、県外自治体に対し応援職員の派遣を要請するなど、取組を強化しているところです。 引き続き、内陸市町村等と連携して被災市町を支援していくとともに、国等に対し人的支援について働き掛けるなど、復旧復興に必要な人材の確保に取り組んでいきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 7) 応援職員の派遣について ②県として任期付き職員の派遣を含め対応を強化すること。</p>	<p>平成28年台風第10号災害の早期復旧・復興に係るマンパワー確保のため、平成29年度においては、特に被害が著しい岩泉町に対し、台風災害復旧復興推進室の職員を駐在させ、早期復旧・復興を支援してきたところです。 また、用地取得事務を担う一般事務職や災害復旧事業を担う土木技術職等の職員を増員して対応してきたところです。 平成30年度においては、任期付職員を新たに採用し派遣するほか、岩泉町への職員駐在の継続、岩泉土木センターへの用地担当職員や土木技術担当職員の増員などにより、災害復旧事業を推進する体制を強化することとしており、引き続き、必要な人員体制の構築に努めていきます。</p>	総務部	人事課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第二部】県民の命とくらしを守る福祉と防災の新たな県政めざして				
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>1、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充を目指すこと。</p> <p>1)子どもの医療費助成は、県議会での請願採択を踏まえ、小学校卒業(通院)までの現物給付化を実施すること。</p>	<p>現物給付の拡大については、ふるさと振興や子育て環境に充実の観点からも検討を行う必要があり、現物給付の拡大を求める請願が採択されたことなども踏まえて、市町村と協議していきたいと考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>1、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充を目指すこと。</p> <p>2)中学校卒業までの医療費助成と現物給付化をめざすこと。国に現物給付化に対するペナルティーの廃止を強く求めること。県単独医療費助成の一部負担(通院、医療機関ごと月1,500円、入院月5,000円)を計画的に見直し無料化を復活すること。所得制限を撤廃すること。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議の上、平成27年8月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大するとともに、平成28年8月からの未就学児及び妊産婦を対象として現物給付を実施したところです。(C)</p> <p>子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこでもの地域においても同等な水準で行われるべきであり、平成29年6月に実施した県の政府予算提言・要望において、全国一律の制度を創設及び現物給付化による国庫負担金の減額調整の廃止について要望したところであり、全国知事会からも同様の要請を行っています。(B)</p> <p>助成対象の拡大については、現在、県内28市町村において中学校卒業までを対象として医療費助成を行っており、更に3市町村において、来年度、中学校卒業までを対象とする方針が示されていることから、市町村に対する県の助成を中学校卒業まで拡大したとしても、サービスの向上に直接つながるものではないこと、また、県の助成対象を中学校卒業まで拡大する場合は約4億8千万円、受給者負担を撤廃する場合は約7億6千万円、所得制限を撤廃する場合は約3億3千万円と多額の財源を確保する必要があることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C)</p> <p>現物給付の対象拡大については、平成29年度9月定例会において、現物給付を小学校卒業まで拡大することを求める請願が採択されたところであり、その趣旨を踏まえて、市町村と調整していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの  C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>1、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充を目指すこと。</p> <p>3)在宅酸素療法患者の負担軽減を図るため、障害者医療費助成制度の対象を3級まで拡大すること。</p>	<p>重度心身障がい者(児)医療費助成制度において、身体障害者手帳3級まで対象を拡大した場合、年間約3億7千万円と多額の財源を確保する必要があり、現在の厳しい財政状況の中で、直ちにこれを実施することは、難しいと考えています。</p> <p>在宅酸素療法患者の負担軽減を図るため、重度心身障がい者(児)医療費助成制度の対象とならない在宅酸素療法患者の方々に対しては、平成16年から酸素濃縮器の使用電気料金の一部を助成しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>1、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充を目指すこと。</p> <p>4)高額医療費の償還払いについて、市町村、国保連と協力して、窓口負担の軽減を図る措置を講じること。</p>	<p>高額療養費の医療機関窓口での支払いについては、限度額適用認定証等の提示により、平成24年4月から自己負担限度額に留めることができるようになっていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>1、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充を目指すこと。</p> <p>5)難病医療費助成の新制度について、対象疾患が増加することは評価できるが、市町村民税非課税世帯も新たな負担増となるなど重大な問題点があり、抜本的な見直しを求めること。</p>	<p>新たな難病医療費助成制度では、対象疾病数が、これまでの56疾病から330疾病に拡大されたことや医療費の一部負担割合が3割から2割に引き下げられたことなどにより、より多くの方々が医療費助成の対象となり、医療費の負担が軽減されることから、一定程度の自己負担が導入されています。</p> <p>受給者の負担を軽減しながらも、安定した制度運営を図るため、国においてこうした制度としているものと考えています。</p> <p>なお、医療費助成も含めた難病対策のあり方については、難病法の附則において、施行後5年以内を目途に検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされていますので、国の動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は引下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取上げは直ちに中止すること。</p> <p>1)国保の都道府県化に当たっては、低所得者に高い保険料を課している国保の構造的問題の打開を大前提に、国の国庫負担の大幅な増額を求めること。市町村独自の一般会計からの繰入れを認め国保税の値上げを抑えること。市町村独自の減免制度を具体的に制定し、低所得者に対する保険料の軽減、一部負担金の軽減の取組を進めること。</p>	<p>今般の国民健康保険制度改革により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなり、低所得者対策の1千7百億円を含め、国民健康保険に対して毎年3千4百億円の財政支援が行われることとなりました。</p> <p>しかしながら、今後も医療費の増嵩が見込まれることから、県としては、国の財政責任のもと、将来にわたる持続可能な制度の確立に向けて、更なる財政措置が必要と考えており、国庫負担率の引き上げなど様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう、国に要望してきたところであり、引き続き国に働き掛けていきます。</p> <p>国民健康保険税は、各市町村が国保事業費納付金や収納率等に応じて責任を持って設定すべきものであることから、法定外繰入の実施により、国保税の引上げを抑制するよう県が助言することは、適当ではないと考えています。国民健康保険税の減免については、県内の全市町村において減免条例を定め、個々の生活実態等を踏まえて減免しています。</p> <p>また、一部負担金の減免については、平成22年9月の国からの一部負担金減免等の取扱いに関する通知を受け、県では市町村が本通知等の趣旨を踏まえ、地域の実情、被保険者個々の生活実態を考慮しながら減免措置を適切に行うための基準の整備等について要請し、必要な助言を行っています。</p> <p>県としては、今後も市町村の国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう適切に助言していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は引下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取上げは直ちに中止すること。</p> <p>2)高すぎる国保税の引下げを実現すること。また、国庫負担の還元・大幅増額を求めるとともに、県の独自補助を実現し、市町村の繰入れも行うようにすること。国保法44条に基づく生活困窮者の窓口負担(一部負担金)の減免を積極的に進めること。</p>	<p>市町村国保の収入全体の中での国庫支出金の割合は減少傾向にあります。一方、被用者保険からの交付金や都道府県・市町村負担等を含めた公費全体の割合は増加しています。</p> <p>今般の国民健康保険制度改革により、毎年3,400億円の財政措置が拡充されることとなり、財政基盤の強化が図られ、保険税負担の伸びの抑制が可能となります。一方、今後も医療費の増嵩が見込まれることから、県としては、国の財政責任のもと、将来にわたる持続可能な制度の確立に向けて、更なる財政措置が必要と考えており、国庫負担率の引き上げなど様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう、国に要望してきたところであり、引き続き国に働きかけていきます。</p> <p>国民健康保険税は、各市町村が国保事業費納付金や収納率等に応じて責任を持って設定すべきものであることから、県が独自補助を行うことや法定外繰入の実施について助言することは、適当ではないと考えています。</p> <p>国民健康保険法第44条の規定による一部負担金減免については、農作物の不作、不漁等により収入が減少した場合、業務の休廃止や失業等により収入が著しく減少した場合などに減免できるとされており、その具体的な基準については、各市町村の判断により決定しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は引下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取上げは直ちに中止すること。</p> <p>3)「均等割り」「平等割り」など人頭税型の「応益割」の軽減・撤廃を進め不合理な仕組みを是正すること。</p>	<p>地方税法第703条の4の規定により、国民健康保険税は、次の3方式のうちいずれかの方式により課税額を定めることとされており、どの算定方式を用いるか、区分ごとの割合等については、各市町村の判断により決定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の合算額(4方式)</li> <li>・所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の合算額(3方式)</li> <li>・所得割額、被保険者均等割額の合算額(2方式)</li> </ul> <p>なお、被保険者の所得が一定基準以下の低所得者については、応益負担分(被保険者均等割と世帯別平等割)を軽減する保険税軽減制度があります。</p>	保健福祉部	健康国保課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は引下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取上げは直ちに中止すること。</p> <p>4)窓口全額負担となる資格証明書の発行はやめ、短期保険証の未交付は直ちに是正すること。短期保険証の発行も見直すこと。滞納者への資産の差押えを見直すこと。</p>	<p>国民健康保険制度では、被保険者間の負担の公平を図る観点から、災害や病気などの特別な事情がないにもかかわらず、1年以上の国保税滞納者に対し、被保険者証の返還及び資格証明書の交付措置を講ずるよう義務付けています。</p> <p>県としては、交付に際しては一律に交付することなく、滞納者個々の事情に十分配慮するとともに、資格証明書を交付した者に対しては、分納指導などきめ細かな相談対応によって短期被保険者証への移行を促進するなど、制度の適正な運用について、これまで同様、市町村に対し助言していきます。</p> <p>短期被保険者証の交付については、国の通知を受け、保険税を滞納している世帯に対し、市町村の窓口において納付相談をすることができる旨を周知するとともに、納付相談に来ない等を理由に窓口における留めおきを放置することなく、電話連絡や家庭訪問等で接触を試み、できるだけ速やかに手元に届けるよう、市町村に対し通知しているほか、会議等の場で適切に運用するよう要請しているところであり、今後も必要な助言を行っていきます。</p> <p>滞納処分は、税負担に関する公平性や安定した国保財政を確保するため、担税能力がありながら納付していただけない方に対して、市町村において、地方税法、国税徴収法等の法令に基づき、十分な調査を行った上で実施されているものと認識しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は引下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取上げは直ちに中止すること。</p> <p>5)後期高齢者医療保険料の大幅値上げに反対し差別医療の撤廃を求めること。滞納者に対する短期保険証(192件、28年度)、資産の差押え(456件)をやめること。</p>	<p>本県の後期高齢者医療保険料率は、均等割額・所得割率とともに平成26年度以降改定しておらず、平成30・31年度においても据え置くこととしています。</p> <p>短期被保険者証については、催告に応じていただけない保険料滞納者の納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、岩手県後期高齢者医療広域連合及び各市町村に対して、滞納者個々の事情に十分配慮した、きめ細やかな対応をするよう要請しています。</p> <p>後期高齢者医療制度は、加入者が納める保険料と国からの交付金等を財源としていることから、制度運営の安定化のため、確実な収納が必要であると考えており、滞納処分は、保険料負担に関する公平性等を確保するため、負担能力がありながら納付していただけない方に対して、市町村において十分な調査を行った上で実施されているものと認識しています。</p> <p>県としては、保険料を納付できない方は、失業や疾病などに起因する経済的理由による場合など様々なケースがあることから、分割納付や徴収猶予等にきめ細かく対応するよう、岩手県後期高齢者医療広域連合及び各市町村に対して助言しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 1)安倍政権の際限なき介護保険改悪の撤回を求めること。要支援者の保険給付外し、補足給付の削減、一定以上の所得(年金収入280万円以上、65歳以上の20%)のある人は利用者負担を1割から2割に引き上げ、30年8月から3割負担(年金収入340万円以上)の導入、特養ホーム入所は要介護3以上とする介護保険制度の改悪の撤回と介護報酬引上げを国に求めること。</p>	<p>平成27年度の介護保険制度改正では、補足給付の見直しなど利用者に直接影響する改正が行われましたが、県では介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを利用できるよう、制度改正による課題把握と必要に応じた見直しを国に対して要望してきたところです。 また、介護報酬改定についても、影響を調査の上、安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬の設定を国に要望してきたところです。平成30年度の介護報酬改定では、臨時改定を除き6年ぶりのプラス改定(0.54%)とされたところであり、県では今後、関係団体との意見交換等を通じて報酬改定の影響を把握し、国に対して引き続き必要な働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 2)国庫負担の引上げで保険料・利用料の値上げを抑え、安心して必要な介護保険サービスが利用できる制度に改善を求めること。</p>	<p>高齢化の進展に伴う介護サービス受給者の増加や介護基盤整備の促進等に伴い、介護給付費全体が増大し、地方公共団体の介護保険財政を圧迫することが懸念されることから、県では国に対して、公費負担割合の見直しの検討や被保険者の負担が過大にならないよう、保険料の上昇抑制のための支援策を講じるよう要望しているところです。</p>	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>3)特別養護老人ホームの緊急増設に取り組み、待機者(4,591人、在宅1,502人、早期入所が必要985人、4月1日現在)の解消を図ること。待機者解消の計画を立てること。小規模特養に偏重することなく低所得者も入所できる多床室の特養ホームも整備すること。そのために施設整備への補助を増額すること。居住費、食費の負担増によって退去せざるを得ない高齢者の実態を調査し、特別の対策を講じること。</p>	<p>県内の各市町村では、平成30年度を初年度とする第7期介護保険事業計画の策定作業を進めており、その中で、高齢者人口の動向や特別養護老人ホーム入所待機者の状況等を勘案しながら、特別養護老人ホームのほか、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、さらには在宅介護サービスの充実などを検討しています。特別養護老人ホーム等の整備については、市町村の介護保険事業計画に基づき行われることから、県では介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により支援を行っていきます。</p> <p>なお、市町村の判断により多床室の特別養護老人ホームを整備することも可能であり、補助の対象としています。</p> <p>また、平成30年度から、広域型の特別養護老人ホームに係る補助単価の増額を予定しています。</p> <p>居住費、食費については、低所得者を対象に、負担限度額を超える分を助成する「補給給付」という制度が設けられています。国に対しては、低所得の方であっても必要な介護サービスを利用することができるよう、利用者負担の軽減など低所得者対策を一層拡充するよう要望しています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>4)介護老人保健施設、グループホームの整備、小規模多機能型施設、宅老所などの増設に積極的に取り組むこと。療養病床の廃止・削減に反対すること。</p>	<p>県内の各市町村では、平成30年度を初年度とする第7期介護保険事業計画の策定作業を進めており、その中で、高齢者人口の動向等を勘案しながら、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、さらには宅老所がモデルとなって創設されたともいわれる小規模多機能型居宅介護事業所をはじめとする在宅介護サービスの充実などを検討しています。県では介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により支援を行っていきます。</p> <p>また、介護療養病床については、廃止時期が平成35年度末に延長されるとともに、介護療養病床からの転換の受け皿として、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する新たな介護保険施設である介護医療院が創設されたところです。県としては、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、介護療養病床を持つ医療機関の転換意向も踏まえつつ、必要な対応を行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 5)訪問介護利用者の7割が使う生活援助の基準時間の短縮と介護報酬の引下げ、予防給付の制限の狙う「介護予防・日常生活支援総合事業」の撤回と見直しを求めること。</p>	<p>県では、介護保険制度改正に際して運用上の課題等を十分に把握し必要な見直しを行うことや、適切な水準の介護報酬の設定について、国に対して要望を行っています。 なお、介護予防・日常生活支援総合事業については、今後とも市町村が行う地域の実情に応じた取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 6)高齢者の状況が変わらないのに介護度が軽くなる介護認定制度の改悪を見直すこと。要介護認定制度や利用限度額は廃止し、専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善するよう国に求めること。訪問介護、通所介護、福祉用具の利用制限などの「介護の取上げ」をやめること。</p>	<p>要介護(支援)認定については適切な運用がなされるよう、認定関係の研修実施等により、保険者(市町村)の取組を支援しています。なお、社会保険方式となっている介護保険制度においては、必要な方に適切にサービスを利用していただくことができるよう、要介護認定制度や利用限度額の取扱は必要であると考えられます。 また、社会保障審議会介護保険部会がとりまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」では、「軽度者に対する訪問介護における生活援助やその他の給付の地域支援事業(総合事業)への移行に関しては、まずは介護予防訪問介護と介護予防通所介護の総合事業への移行や、「多様な主体」による「多様なサービス」の展開を着実に進め、事業の把握・検証を行った上で、その状況を踏まえて検討を行うことが適当である」とされたところであり、引き続き国の動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 7)全国最低の居宅サービス利用料となっている実態と課題を検証し、対策を講じること。介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者の実態調査を行うとともに、在宅介護者訪問相談員の取組を広げること。</p>	<p>居宅サービスの利用が本県で低調な原因としては、山間地が多く、サービス事業者、サービス利用者ともに訪問や通所の移動コストがかかることなどの地理的要因や、他人を家に入れたくないという意識的な問題が考えられています。このことから、地域包括支援センターの機能を強化し、地域包括ケアを推進することにより居宅サービスの利用を促進するほか、訪問・通い・泊りのサービスを一体的に提供できる介護サービス基盤の充実を図ることとしています。 また、在宅介護者への支援については、先進事例を提供する等、市町村が地域支援事業などを活用し、地域の実情に応じた取組が行われるよう支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 8)認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看取りまで、医療、保健、介護、福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を構築すること。</p>	<p>認知症のケアは、気づきから地域包括支援センター等への相談、早期対応につなげることが重要です。県では、認知症になっても本人の意思が尊重されることができる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、早期発見から診断、治療につなげる市町村の初期集中支援チームの設置を支援しています。 また、平成30年度には、認知症疾患医療センターを1か所追加指定し、県内5か所とした上で、センターを中核とした専門的な認知症医療体制の構築に取り組むほか、市町村の地域ケア会議に、認知症サポート医やかかりつけ医、介護従事者等が参画し、多職種連携による関係機関のネットワーク構築が図られるよう、アドバイザーを派遣するなどの支援を行っています。 さらに、必要な介護サービス基盤の整備を推進するなど、医療と介護等の連携による認知症施策に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 9)地域包括支援センターに対する市町村の責任を明らかにし、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として発展させること。</p>	<p>地域包括支援センターは、高齢者の総合相談や権利擁護、介護予防など、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を担う中核機関であり、市町村はその設置主体としての責務があります。 県では、市町村に対し、センターの適正な職員配置やセンターへの実施方針(運営方針)の策定・提示を促すとともに、医療や介護などの多職種が参加し個別事案や地域課題等を話し合う「地域ケア会議」の運営を支援するなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた、市町村による地域包括支援センターの機能の充実・強化の取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 10)介護労働者の劣悪な実態を踏まえ、労働条件の抜本的改善に取り組むこと。国費の投入で賃金の引上げを行うこと。介護職の常勤化、地位向上を図り、人員配置基準を2対1に改善すること。</p>	<p>県では、介護従事者の処遇改善・労働環境の整備を図るため、介護事業所の管理者や職員を対象としたセミナーを開催し事業所での取組を支援しており、今後とも岩手労働局や介護労働安定センター等関係機関と連携し、労働条件の改善や処遇の改善に向けた取組を進めていきます。 また、国に対しては、介護労働を取り巻く状況に鑑み、介護従事者全般に対する処遇改善を図るため、適切な水準の介護報酬を設定するよう要望しています。 なお、平成29年12月8日に閣議決定された新しい経済政策パッケージの中に、「2019年10月から、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1,000億円程度を投じ処遇改善を行う」ことが盛り込まれたことから、今後の動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、安倍政権の医療大改悪許さず、「医療崩壊」を打開し、だれもが安心して受けられる医療の確立を 1)「医療費適正化計画」「地域医療構想」「国保運営方針」による病床削減、給付費削減に反対し、だれもが安心して医療が受けられる地域医療を確立すること。</p>	<p>今後、高齢化の進展等に伴う医療需要の変化に対応するため、急性期の医療から在宅医療に至るまで切れ目のない良質な医療提供体制の構築が求められていることから、将来の目指すべき医療提供体制を定める地域医療構想を策定したところです。 必要病床数は、医療法を初めとする関係法令に従って、将来の人口推計や平成25年度の入院医療の実績等をもとに平成37年の医療需要を算定したものであり、今ある病床を、この必要病床数まで直ちに減らすというのではなく、将来の医療需要に応じた地域における必要な医療提供体制の整備などを検討するための方向性を示すものです。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、安倍政権の医療大改悪許さず、「医療崩壊」を打開し、だれもが安心して受けられる医療の確立を 2)医師不足解消へ、国の責任で医学部定員を1.5倍加し、OECDなみ(11万人増)に増やすこと。引き続き「地域枠」や奨学生の拡充を進めること。</p>	<p>岩手医科大学の医学部入学定員の暫定増員(15名:地域枠)が平成31年度まで2年間延長され、これに伴い、当面55名の医師養成奨学金貸付枠を維持することとしたところであり、引き続き地域枠等を活用した医師の養成を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、安倍政権の医療大改悪許さず、「医療崩壊」を打開し、だれもが安心して受けられる医療の確立を 3)産科・小児科・救急医療などの医師確保の取組を特別に重視して取り組むこと。</p>	<p>これまで県では、奨学金制度による医師の養成に取り組んできたところであり、小児科や産婦人科医の更なる確保を図る上で、奨学金による持続的な医師養成の取組が不可欠となっていますが、産科等を志す養成医師の意欲の向上に繋げるためにも、産科医等としてのキャリアや専門性と義務履行の両立を図りながら、効果的に配置を進める必要があると考えています。 このため、県では、産科等を専攻した養成医師については、義務履行の際に、他の診療科を専攻した養成医師が中小の医療機関で総合診療等に専任しなければならない期間においても、医師不足が深刻な県立病院等の地域周産期母子医療センター等で産科医等として優先して診療を行うことができるよう、特例的な取扱いを設けることとしました。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を                      4、安倍政権の医療大改悪許さず、「医療崩壊」を打開し、だれもが安心して受けられる医療の確立を                      4)県内どこにいても安心してお産ができるように周産期医療体制の確立に取り組むこと。産前産後ケアの取組を強化し、開業助産院への支援を行うこと。</p>	<p>県では、周産期医療を取巻く厳しい環境に対応するため、県内に4つの周産期医療圏を設定し、医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた医療提供体制の確保を図っています。また、地域で安心して妊娠、出産できる環境を整備するため、市町村及び関係機関と連携し、地域の助産師等の協力を得ながら、市町村が実施する妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施につなげ、安心して妊娠、出産、子育てができる体制づくりに努めます。</p> <p>産前産後ケアについては、実施主体である市町村において、専門的人材の確保や新たな取組を行うための人員が不足している実情にあることから、県では、母子保健に従事する市町村保健師・助産師等を対象とした研修会や各種会議を通じて、妊産婦の支援を担う人材の資質向上に努めてきたほか、今年度、新たに地域の潜在助産師の掘り起こしを行い、市町村の産前産後ケアを担うための人材育成に取り組んでいます。</p> <p>開業助産院への支援については、国において、市町村が行う産前・産後サポート事業や産後ケア事業を実施するために必要な修繕費に対する補助として、「妊娠・出産包括支援緊急整備事業(母子保健衛生費国庫補助金)」を設けており、産前・産後サポート事業等の委託先への補助も認められているところです。補助率は、国が2分の1、市町村が2分の1とされているところであり、県では上乘せ補助等は難しい状況ですが、市町村への情報提供等を行うなど引き続き支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室  子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を                      4、安倍政権の医療大改悪許さず、「医療崩壊」を打開し、だれもが安心して受けられる医療の確立を                      5)不妊治療費助成を拡充するとともに、不妊専門相談の実施と不妊症看護認定看護師を養成すること。</p>	<p>不妊治療のうち、医療費が高額な特定不妊治療及び男性不妊治療については、国の制度を基本に助成を拡充してきたところです。</p> <p>また、不妊専門相談センター(岩手医大に委託)における不妊に関する医学的・専門的な相談等による知識の普及啓発や相談体制の充実に継続して努めていきます。</p> <p>なお、看護の質の向上と医療安全を推進するため、高度な看護技術と知識を持つ認定看護師の育成は重要であることから、不妊症看護を含む全ての分野について医療機関による認定看護師教育課程への派遣に対する支援に取り組んでいます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課  医療政策室	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を                      4、安倍政権の医療大改悪許さず、「医療崩壊」を打開し、だれもが安心して受けられる医療の確立を                      6)看護師の大幅増員で安全で行き届いた医療を実現すること。「夜勤は複数、月8日」という人事院判定を厳格に実施すること。看護師確保の奨学金制度の活用を進めること。</p>	<p>県では、看護職員の確保定着を図るため、修学資金の拡充による看護職員の養成に取り組んでおり、引き続き、養成施設等とも連携し、制度の活用を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を                      5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること                      1)新型インフルエンザに対応する医療機関の体制の強化を図ること。水際検疫体制の確立、ワクチンなどの製造システムの確立、地域の医療・保健体制の抜本的強化、抗インフルエンザ薬とプレパンデミック・ワクチンの備蓄量の確保などに取り組むこと。新型インフルエンザワクチンの優先接種者に対する周知を徹底し、負担軽減策を実施すること。</p>	<p>医療機関における新型インフルエンザに対する体制の強化を図るため、これまで医療機関が行う人工呼吸器や簡易ベッド、院内感染防止設備、個人防護具などの設備整備を支援してきたところであり、引き続き支援を行っていくこととしています。                      また、水際検疫体制やワクチン製造システムの確立など、国が担う業務については、今後も十分な対策を行うように要望していきます。                      さらに、新型インフルエンザワクチンの優先接種者の登録については、医療分野及び国民生活・国民経済安定分野について進められており、県としても必要な協力をしていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 2)はしか・風疹対策を進め、国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成を行うこと。</p>	<p>はしか(麻しん)及び風しんについては、予防接種法の対象疾病に位置付けられ、積極的に接種勧奨等を行うとともに、国においては、それぞれに特定感染症予防指針を策定し、予防接種の対象者を時限的に拡大するなどの施策を推進してきたところです。 麻しん及び風しん排除のための最も有効な対策は、発生の予防であることから、国では、引き続き生後12月から24月及び小学校入学前1年の者に対し定期の予防接種を行い、それぞれの接種率が95%以上になることを目標として積極的な接種を勧奨しています。 県では、市町村が実施する予防接種に対する経費について、十分な財政措置が講じられるよう国に要望してきたところであり、平成25年度からは経費の9割が交付税措置されています。 また、風しんについては、平成26年度から風しんの予防接種が必要な方を抽出する検査の公費助成事業を実施しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 3)ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、保護者の負担軽減・無料化など、制度の更なる充実を目指すこと。子宮頸がんワクチンは、副作用の深刻さを重く受け止め、接種勧奨は再開せず、疫学調査など徹底した検証を求めること。</p>	<p>ワクチンの接種については、予防接種の効果とその副反応のリスクに関する正しい知識を持つことが重要であり、専門家による科学的な評価や知見など、国から提供される情報について、引き続き市町村や医療機関等と連携しながら、適切な情報提供に努めていきます。 ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、安全性の確保・向上を確認の上、平成25年4月1日より、予防接種法の定期接種に追加されています。 子宮頸がんワクチンについては、国の課題研究事業「HPV ワクチンの有効性及び安全性に関する疫学研究」において調査を進めており、その動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 4)ノロウイルス対策を強化すること。おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの定期接種化を進めること。HIV、梅毒、クラミジアなど性感染症の予防・治療を進めること。</p>	<p>ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、冬季を中心に流行し、社会福祉施設等での集団感染のおそれがあることから、県内の流行状況をホームページ等で情報提供するとともに、社会福祉施設等の職員を対象に研修会を開催し感染予防対策の啓発を行っているほか、社会福祉施設等で集団感染が発生した場合は、調査を行い感染拡大の防止のため、指導を行っています。 B型肝炎ワクチンについては、安全性の確保・向上を確認の上、平成28年10月1日より、予防接種法の定期接種に追加されており、また、性感染症対策については、近年の全国的な梅毒患者の増加を踏まえ、平成29年度より保健所での梅毒無料匿名検査を開始しています。 引き続き、性感染症の発生動向を注視し、保健所で行っているHIV、梅毒、クラミジア無料匿名検査の周知を図るとともに、予防のための普及啓発を行っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 5)エボラ出血熱、デング熱などへの対応策を講じること。</p>	<p>県では、エボラ出血熱患者の発生に備え、第一種感染症指定医療機関や保健所の対応について訓練・研修を実施し、万に備えています。 また、デング熱及びジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症については、岩手県蚊媒介感染症対策行動計画に基づき、発生時には保健所に相談窓口を設置するほか、医療機関との連携を強化し、情報提供の徹底するとともに、平時においても県民に対し蚊の発生防止策について周知し、対策を進めています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 6)保健所の体制を強化すること。</p>	<p>新型インフルエンザへの対策については、平成25年に取りまとめた行動計画・ガイドラインに基づき、各保健所が主体となって、地域の関係機関と連携を図りながら、各圏域において体制を整備し、訓練や研修を実施しているところです。 なお、各種予防接種については、市町村において実施しているものですが、県としても予防接種対策について市町村を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ①応能負担は速やかに廃止し、利用料は無料にすること。</p>	<p>利用料については、現在、国において所得に応じた負担上限額が設定されており、また、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。 安定した障がい福祉サービスの運営を図るため、利用者 に一定の負担を求め る仕組みとしているものと考えています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ②障がい者サービスの支給決定は障がい者の実態、特性、希望を反映するものとする。</p>	<p>障がい福祉サービスの支給決定は、障害者総合支援法に基づき、市町村の認定調査員による訪問調査や主治医の意見書等により障がいの状態や特性を把握するとともに、サービスの利用に関する本人の希望を確認の上、実施することとしています。 県では、適切な障がい者給付等の事務が行われるよう、認定調査員を対象とした研修を実施し、資質の向上に努めています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ③内部障害、発達障害、高次脳機能障害、難病・慢性疾患などあらゆる障がい者を対象にすること。</p>	<p>障害者総合支援法における「障害者」は同法第4条に規定されているものであり、対象範囲については国において定めるものです。 なお、県では、障がい者施策を総合的、計画的に推進するための「岩手県障がい者プラン」を策定しており、このプランにおいては、障害者総合支援法第4条第1項及び第2項に掲げる障害者及び障害児(発達障害者支援法第2条第2項に掲げる発達障害者及び発達障害児を含む)に加えて、高次脳機能障がい、難病、ひきこもり等のために生活上の制限があり、支援が必要な方を幅広く対象としています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ④地域生活支援事業の予算を義務経費化し、必要なサービスの量と質を保障すること。</p>	<p>地域生活支援事業は、障がい者の社会参加や日常生活を支援する事業であり、県では、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、国に対し十分な財政措置を要望しています。 また、サービスの提供に係る人材の資質の向上を図るため、サービス管理責任者等、サービス提供に係る専門職員の養成研修等を実施しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ⑤相談支援をはじめ全ての障害福祉サービスの抜本的な報酬の引上げを図ること。</p>	<p>県では、障がい福祉サービス事業所等の運営の安定や必要なサービスの確保のため、国に対し報酬単価の引上げや加算の見直しについて要望しています。 なお国は、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、改定率を0.47%とする案を示しており、現在改定に伴う関連告示の一部改正についてパブリック・コメントを実施していることから、県ではその動向を注視しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 2)地域で豊かな生活を保障すること。 家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。そのために、 ①バリアフリー対応の公営住宅の整備、入所施設、グループホームを計画に基づいて整備すること。</p>	<p>障がい福祉サービス等の提供体制の確保等については、県、市町村が定める障がい福祉計画において見込量等を設定しています。県では、グループホームについては、必要なサービス見込量の達成に向け、事業者に対し利用者ニーズの情報提供等による参入促進を図るほか、施設等の整備支援等を行っています。[施設等の整備については当初予算措置] また、入所施設については、地域生活への移行支援を進めながら、真に入所サービスを必要とする障がい児や障がい者の受入可能な定員総数を維持していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
	<p>バリアフリー型の住宅については、意向調査等により地域のニーズを的確に把握した上で、整備主体や手法等について市町村と十分に協議しながら計画を検討していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 2)地域で豊かな生活を保障すること。家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。そのために、 ②在宅支援のために、家族の休息を保障するショートステイの増設や、「医療的ケア」を必要とする人たちへの支援策を拡充すること。</p>	<p>県では、平成29年10月から在宅超重症児者等受入体制支援事業により、医療的ケアを必要とする障がい児を含む超重症児者等の短期入所受入体制の拡充に取り組んでいるところですが、引き続き、在宅で生活している超重症児者のいる全ての市町村で事業が実施されるよう取り組んでいきます。 また、医療的ケア児は、平成28年度の児童福祉法等の改正により、その対応が新たに規定されたものであり、行政機関や関係事業所等が緊密に連携して、医療機関や障がい福祉サービス事業所等における支援を確保し、加えて保育や教育の現場等においても適切に支援を受けることができる体制を整備していくことが必要とされています。 このため、平成30年度において、既存の重症心身障がい児・者支援推進会議に保健、保育、教育などの関係者を加えて医療的ケア児の支援に係る連携体制を構築することとしており、医療的ケア児の実態把握に努めながら、具体的な支援策や受入体制の整備を検討するなど取組を進めていきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 2)地域で豊かな生活を保障すること。家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。そのために、 ③ホームヘルプサービスや移動支援の拡充など在宅支援を拡充すること。緊急時の支援システムを確立すること。</p>	<p>居宅介護等障がい福祉サービス等の提供体制の確保等については、県、市町村が定める障がい福祉計画において見込量等を設定しており、その達成に向け、事業者に対し利用者ニーズの情報提供等による参入促進を図るほか、施設等の整備支援等を行っています。 移動支援は市町村の地域生活支援事業において実施されるものであり、県では、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、国に対し当該事業への十分な財政措置を要望しています。 緊急時の支援システムについては、各市町村において、障がい者の地域生活への移行を支援するため、ショートステイ等緊急時の受入体制を含め、地域で生活する障がい者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備に向けた検討が進められており、県としても、施設等の整備支援等、市町村の取組を支援します。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 3)労働・雇用の保障 ①就労継続支援A型、B型の整備を早急に進めること。</p>	<p>就労継続支援A型、B型事業所を含め、障がい福祉サービスについては、県、市町村が定める障がい福祉計画においてサービス利用の見込量等を設定しており、県では、見込量の確保に向け、引き続き地域の自立支援協議会等の場でサービスの主体となる市町村への情報提供や助言を行っていくほか、事業者に対し施設等の支援等を行っています。 また、国に対しては障害福祉サービス事業所等の施設整備補助に係る予算の充実について要望しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 3)労働・雇用の保障 ②法定雇用率の引上げと厳守、30年度から始まる精神障がい者の雇用義務化を早急に実施すること。</p>	<p>改正障害者雇用促進法の施行により、平成30年度から法定雇用率が2.2%に引き上げられ、精神障がい者が法定雇用率の算定対象に加わることから、障がい者雇用の促進に向け、障がいに対する企業や事業所等の一層の理解促進を図るとともに、労働、教育等の分野と連携し、障がい者の能力や特性に応じた就労支援に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
	<p>障がい者の法定雇用率の引上げ及び法定雇用率の算定に精神障がい者が加わることに対応するため、県では、精神障がい者(発達障がい者を含む。)の雇用等に重点を置いた、障がい者雇用の促進を図るための企業向けのセミナーの実施や障害者就業・生活支援センター等就労支援機関職員向けのスキルアップ研修を行ったところです。 また、企業における障がい者の雇用維持及び雇用の一層の促進を図るため、岩手労働局等と連携し、毎年、商工団体や経営者団体に対し、障がい者の雇用維持及び雇用の一層の促進について、要請する活動を行っています。このほか、広域振興局に配置している就業支援員が事業所を訪問し、障がいのある方の雇用に対する理解と協力を求めています。 今後も、関係機関と連携し、障がい者雇用の一層の促進に努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置



意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 3)労働・雇用の保障 ③障がい者が職場に定着できるように相談体制とジョブコーチの増員を行うこと。</p>	<p>県では、岩手労働局と連携し、各障がい保健福祉圏域に「障害者就業・生活支援センター」を設置して就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行うなど、障がい者の就労を支援しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>障がい者の就業等に係る相談体制については、県が指定した県内9か所の障害者就業・生活支援センターが、障がいのある課題に応じて、就業に関する相談支援、障がい特性を踏まえた企業への助言、福祉等関係機関との連絡調整を行い、障がい者の就労や就職後の職場定着の支援を行っているところです。 ジョブコーチの養成については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施しているところですが、県においても同機構と連携してジョブコーチ養成研修の受講やジョブコーチの活用について周知するとともに、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関職員の障がい者の就労後の職場適応支援ができるよう、スキルアップを図るための研修を行っているところです。 今後もこれらの取組を通じて、障がい者雇用の一層の促進に努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 4)障がい者の療育や保護者支援 障がいを自己責任とする契約制度や応益負担はやめて、無料で療育福祉サービスを利用できるようにすること。通所施設の整備、児童発達支援センターの機能強化、保育所等訪問支援事業の保護者負担をなくすこと。放課後デイサービスの整備・拡充を図ること。</p>	<p>障がい福祉サービスの契約制度は、障がいのある方の自己決定に基づきサービスの利用ができるよう導入され、また、利用者負担については社会保障費が増大していく中で、安定的な財源確保のために、国や地方の負担に加えて、利用量に応じた応益負担が導入されたものであり、障がい者の人権や幅広くサービスが提供されている制度の安定的な継続のためには必要と考えています。 なお、現在応益負担となっており低所得者に配慮した軽減策等が講じられています。 通所施設の整備などの保護者負担金等については、義務的負担ではなく、事業者の裁量により行われているものと認識しています。県では、こうした施設整備に対し、社会福祉施設等施設整備費補助金により対応しているところであり、引き続き、予算の確保に加えて適切な事業執行に努めていきます。 (S) また、放課後等ディサービス事業所については、質の向上に向けた国の報酬改定がなされる予定であり、そうした動向も踏まえながら、適切な体制整備に努めていきます。(B)</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの  S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 5)教育の保障 ①特別支援学校の定数基準を引き下げること。</p>	<p>特別支援学校の教員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(義務標準法)」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(高校標準法)」に基づいて定めていますが、学校の実情等を考慮し教職員を配置しているところです。今後も、国の標準法に基づきながらも、児童生徒の状況等を勘案して教職員配置を検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 5)教育の保障 ②通常学級における特別支援教育の充実を図るため、学級定数を引き下げること。</p>	<p>本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大してきており、平成29年度からは、新たに中学校3年生をその対象に加え、中学校全学年へ導入したところです。 また、平成30年度は、平成31年度からの小学校6年生への拡大も視野に入れながら、新たに小学校5年生に35人以下学級を導入し、特別な支援を必要とする児童生徒への指導の充実も図ります。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 5)教育の保障 ③教職員の増員や施設設備のバリアフリー化など教育環境を整えること。</p>	<p>教職員の増員については、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大してきており、平成29年度からは新たに中学校3年生をその対象に加え、中学校全学年へ導入したところです。平成30年度は、平成31年度からの小学校6年生への拡大も視野に入れながら、新たに小学校5年生に35人以下学級を導入します。 これまでも教員定数の充実などを国に対し強く要望してきたところですが、今後においても、少人数学級などの安定的な実施に向け、引き続き取り組んでいきます。 また、県立学校のバリアフリー化については、「ひとにやさしいまちづくり条例」等を踏まえ、自動ドア、スロープ及び多目的トイレなどの整備を順次進めており、今後も着実に整備を進めます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室 教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 6)障がい者や難病の医療費は、優先して無料化を目指すこと。自立支援医療の無料化を求めること。 重度心身障がい者(児)医療費助成制度を、国の制度として確立し窓口無料とする求めること。</p>	<p>自立支援医療制度は、国において所得に応じた負担上限額が設定されており、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。また、費用が高額な治療を長期に渡り実施しなければならない方等については、更に軽減措置を実施しています。 安定した制度運営を図るため、利用者に一定の負担を求める仕組みとしているものと考えています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 7)高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにすること。</p>	<p>障害者総合支援法の改正により、平成30年4月から、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減する仕組みが設けられることとなっていることから、適切に運用されるよう、市町村や事業者への周知等に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 8)障がい者の交通、参政権、情報の保障に取り組むこと。</p>	<p>障がい者の交通に関しては、障がい者の安心安全なバス移動を保障するため、「バス運行対策費」により低床バス導入に係る補助を行うとともに、(公社)岩手県バス協会への「運輸事業振興費補助」を通じて、バス乗務員を対象とする交通バリアフリー講習会や、車両購入などを実施しています。</p> <p>障がい者の情報保障に関しては、地域生活支援事業により聴覚障がい者の意思疎通支援事業について取り組んでいます。 障がい者の交通に関しては、平成28年4月1日から、岩手県交通、岩手県北バス、JRバス東北において、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象としたバス運賃の割引サービスが開始されています。 県では国に対し、精神障害者保健福祉手帳の所持者が、他の障がいの手帳所持者と同様の公共交通機関の運賃割引の優遇措置が受けられるよう、要望しています。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>地域振興室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 9)「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の制定を踏まえ、障がい者に対する差別と偏見を解決する体制と仕組みを構築すること。</p>	<p>県では、条例に基づく障がい者に対する不利益な取扱いに関する相談窓口を市町村又は市町村社会福祉協議会に設置するとともに、障害者差別解消法の県民への周知と併せて、リーフレットの配布等条例の普及啓発を行っています。 また、相談窓口において実際に相談を受け付ける職員の資質向上を図るため、毎年度不利益取扱い相談窓口職員研修を開催しているところです。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>障がい保健福祉課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 1)医療費助成は難病患者全てを対象とするものに。 低所得者と重症患者の負担はなくすこと。患者数による線引きは中止すること。</p>	<p>対象疾病は、国の指定難病検討委員会の議論を踏まえ、330疾病が指定されています。平成30年4月からは6疾病が追加・統合され331疾病が対象となる予定です。県では、研究事業や医療費助成の対象に選定されていない疾病があるなど、疾病間の不公平感を解消するために、対象疾病の拡大について、引き続き要望していきます。</p> <p>対象疾病数が難病法の施行により、これまでの56疾病から330疾病に拡大されたことや医療費の一部負担割合が3割から2割に引き下げられたことなどにより、より多くの方々が医療費助成の対象となり、医療費の負担が軽減されることから、自己負担ゼロだった低所得世帯(市町村民税非課税世帯)や重症の患者にも一定の自己負担が導入されています。</p> <p>また、重症者への自己負担の軽減については、3年間の経過措置が設けられてきたところですが、この措置終了後は、市町村民税が課税されている受給者で高額な医療が長期的に継続する場合は、「高額かつ長期」制度により自己負担額を軽減する仕組みとなっています。</p> <p>指定難病の要件のうち、「患者数が本邦において一定の人数に達しないこと」については、「おおむね人口の千分の一(0.1%)程度に相当する数」と厚生労働省令により規定されており、受給者の自己負担を軽減しながらも、安定した制度運営を図るため、国においてこうした制度としているものと考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 2)申請手続きを簡素化し、経過措置の5年以内の見直しに向けて実態調査を行うとともに、継続して医療費助成を受けられるようにすること。医療費無料化を求めること。</p>	<p>医療費助成も含めた難病対策のあり方については、難病法の附則において、施行後5年以内を目途に検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされていますので、国の動向を注視していきます。</p> <p>また、難病医療費については、世帯の所得に応じた区分により負担上限が定められ、患者負担の軽減が図られており、無料化については、国の動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 3)小児期特有の問題解決のための総合的な施策の展開を図ること。</p>	<p>改正児童福祉法により、平成27年1月から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が施行され、対象疾病が従来の504疾病から平成29年度においては722疾病まで拡大され、本県においても、疾病対象者への支給を行っているところです。 また、ふれあいランド岩手内に「小児慢性特定疾病児童等自立支援センター」を設置し、児童等の自立に向けた相談支援などを行っているほか、各保健所においても相談支援を行っているところです。 さらに、小慢児童等及びその家族の療養生活の改善を図るため、契約医療機関において一時預かり(レスパイト)を実施しており、児童等及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう引き続き支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 4)難病相談支援センターの充実、相談員の待遇改善など総合的な対策を強化すること。</p>	<p>県では、これまで難病相談支援センターの充実のため、就労支援員の増員や、地域での交流会や研修会開催予算の増額を行い、適時・適切にその体制を整備してきたところです。 今後も、地域における難病患者への適切な支援を行うため、難病相談支援センターの更なる充実について、受託者と協議しながら進めていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人が全て受けられる生活保護制度に改善を 1)生活保護費の生活扶助を最大5%引下げは、「貧困と格差」をさらに拡大するものであり反対すること。母子加算や0～2歳児の児童養育加算の削減の撤回を求めること。</p>	<p>生活保護の生活扶助基準の見直しは、国において、平成25年8月から3年かけて段階的に行われたところです。 県としては、生活保護法により国が定めた基準等により法定受託事務として実施する立場です。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人が全て受けられる生活保護制度に改善を 2)「貧困と格差」の広がりの中で、生活保護受給者が増加しています。しかし、全国的な捕捉率は約2割となっており、生活保護が必要な人が受けられる制度に改善を図ること。</p>	<p>生活保護制度では、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方を維持しつつ、保護申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行っているところであり、県では、引き続き、各福祉事務所への指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人が全て受けられる生活保護制度に改善を 3)「水際作戦」の合法化を許さず、国民の受給権を守ること―「ワンストップサービス」で、どの窓口からでも生活保護にアクセスできるようにすること。窮迫した人には即時対応できる制度・体制に改善すること。</p>	<p>相談窓口において、生活保護の制度について理解されるよう相談者の方に十分説明するとともに、生活保護の申請意思が確認された方に対しては速やかに保護申請書を交付し、申請手続きについての助言を行うことや、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないということのないよう、各福祉事務所に指導を行っているところであり、今後も引き続き指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人が全て受けられる生活保護制度に改善を 4)生活保護基準以下で働いている母子家庭の生活保護受給を進めること。「就労支援」の名による切り捨てを許さないこと。国民の分断を狙った卑劣なバッシングを許さないこと。</p>	<p>生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めていきます。 なお、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われるよう、引き続き指導していきます。 また、生活保護受給者については、保護開始直後から自立に向けた集中的かつ切れ目のない就労支援を行っています。ハローワークとの連携の下、保護受給者の状況に応じた伴走型の就職支援を行うとともに、福祉事務所に配置した就労支援相談員等がきめ細やかな相談支援を行っていますが、保護受給者の意向に沿った就労支援が実施されるよう、引き続き福祉事務所の指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人が全て受けられる生活保護制度に改善を 5)生活困窮者のサポート体制を抜本的に強化すること。生活保護家庭の子どもの学習支援の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法の趣旨に沿って、県内の福祉事務所設置自治体において、生活困窮者への総合的な実施体制として自立相談支援事業の窓口を整備し、相談支援を行っているところです。 また、任意事業である「子どもの学習支援事業」は、生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の中学生等を対象として学習会の開催等により、県内では6福祉事務所設置自治体で実施しています。 県においては、平成30年度においても、所管する町村部での対象地域を拡大し、高校生世代を対象とする学習支援等を5町で行うほか、新たに小学生を対象とした学習支援に併せて、親への養育支援等も行い、家庭全体への支援を行う取組を1町で先行的に実施する予定としており、町村担当課や関係機関等と調整しながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。また、各市においても取組が進むよう働きかけていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 9、がん対策推進条例」の制定を踏まえ、総合的ながん対策を推進すること。 1)「がん対策推進条例」の制定を踏まえ、総合的ながん対策を推進すること。</p>	<p>県では、がん対策推進条例及び現在策定中の次期岩手県がん対策推進計画に基づき、がんの予防から早期診断・早期治療、がん医療、緩和ケアなど多岐にわたる分野の取組を、市町村、保健医療従事者、事業者、教育関係者、がん患者・その家族などの県民と一体となって、総合的かつ計画的に実施していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 9、がん対策推進条例」の制定を踏まえ、総合的ながん対策を推進すること。 2)岩手町の取組に学び、がん検診体制を抜本的に強化すること。がんの予防に当たっては喫煙率低下(成人20%未満)の具体的な取組を強化すること。</p>	<p>市町村が行うがん検診の受診率向上に向けて、県では、市町村や検診実施機関、医療関係団体などによる検討会の開催や受診勧奨に係る普及啓発等を行っています。 岩手町などががん検診受診率の高い市町村の取組について、この検討会で情報提供を行うなど、市町村のがん検診体制の充実を支援しています。また、「健康いわて21プラン(第2次)」において、成人の喫煙率の減少を目標に掲げているところであり、禁煙希望者への禁煙支援や、公共的な空間での受動喫煙防止対策などの取組を推進していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を            9、「がん対策推進条例」の制定を踏まえ、総合的ながん対策を推進すること。            3)どこにいても必要な治療・検査が受けられる医療体制の整備に取り組むこと。</p>	<p>県では、岩手県がん対策推進計画に基づき、限りある医療資源を有効活用しながら、がん医療の均てん化を図るため、がん診療連携拠点病院の整備や拠点病院と地域のがん診療を担う医療機関との役割分担及び連携体制の整備を進めており、平成26年度に県内全ての二次医療圏にがん拠点病院が整備されたところです。            今後も引き続きがん拠点病院の一層の機能強化について支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を            9、「がん対策推進条例」の制定を踏まえ、総合的ながん対策を推進すること。            4)緩和ケア病棟の整備と在宅緩和ケアの整備を進めること。</p>	<p>緩和ケア病棟については、県内に6か所設置されているほか、緩和ケア病床や外来が設置されており、また、県内全ての二次医療圏において、緩和ケアチームが設置されるなど、緩和ケアの普及が着実に進んでいます。            県では、緩和ケアに従事する医師の研修やがん診療連携拠点病院における相談体制の整備などへの支援のほか、精神心理的苦痛に対する心のケアを含めた全人的な緩和ケアを受けられるよう、がん医療に携わる医療従事者への研修や緩和ケアチームの機能強化などにより、緩和ケアの提供体制を充実させることとしています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を                      9、「がん対策推進条例」の制定を踏まえ、総合的ながん対策を推進すること。                      5)受動喫煙防止対策を徹底し、「たばこのないラグビーワールドカップ」目指し受動喫煙防止条例を制定すること。官公庁・公的施設は全面禁煙とすること。議会棟も全面禁煙とすること。</p>	<p>職員にあつては、県庁舎内(議会棟含む)において全面禁煙としています。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5)受動喫煙防止対策を徹底し、「たばこのないラグビーワールドカップ」目指し受動喫煙防止条例を制定すること。官公庁・公的施設は全面禁煙とすること。議会棟も全面禁煙とすること。</p>	<p>当部で所管している県営スポーツ施設、文化施設においては、施設内全面禁煙としています。</p> <p>「健康いわて21プラン(第2次)」においては、成人の喫煙率の低下をはじめ、受動喫煙の機会を有する者の割合の低下などを目標として掲げており、受動喫煙の健康被害について広く県民に対する普及啓発を行うとともに、官公庁等の行政機関に対しても「世界禁煙デー」などの様々な機会を活用した働きかけを行うことにより、受動喫煙防止対策の取組を進めることとしています。</p> <p>受動喫煙防止条例の制定に当たっては、様々な受動喫煙防止の取組を重ねた上で、県民や事業者の方々をはじめ、関係団体の理解を十分に得て、その機運の高まりの中で進めることが必要であると考えています。</p> <p>このため、県では、受動喫煙防止に関する社会全体の理解が深められるよう、たばこの健康被害に関する知識の普及啓発や官公庁等の公共的空間における受動喫煙防止対策に取り組んでいます。</p> <p>現在、国においては、受動喫煙防止対策の法制化を検討しており、この動向も注視しながら必要な対応を検討していきます。</p>	文化スポーツ部	文化スポーツ企画室	B 実現に努力しているもの
<p>5)受動喫煙防止対策を徹底し、「たばこのないラグビーワールドカップ」目指し受動喫煙防止条例を制定すること。官公庁・公的施設は全面禁煙とすること。議会棟も全面禁煙とすること。</p>	<p>「健康いわて21プラン(第2次)」においては、成人の喫煙率の低下をはじめ、受動喫煙の機会を有する者の割合の低下などを目標として掲げており、受動喫煙の健康被害について広く県民に対する普及啓発を行うとともに、官公庁等の行政機関に対しても「世界禁煙デー」などの様々な機会を活用した働きかけを行うことにより、受動喫煙防止対策の取組を進めることとしています。</p> <p>受動喫煙防止条例の制定に当たっては、様々な受動喫煙防止の取組を重ねた上で、県民や事業者の方々をはじめ、関係団体の理解を十分に得て、その機運の高まりの中で進めることが必要であると考えています。</p> <p>このため、県では、受動喫煙防止に関する社会全体の理解が深められるよう、たばこの健康被害に関する知識の普及啓発や官公庁等の公共的空間における受動喫煙防止対策に取り組んでいます。</p> <p>現在、国においては、受動喫煙防止対策の法制化を検討しており、この動向も注視しながら必要な対応を検討していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>5)受動喫煙防止対策を徹底し、「たばこのないラグビーワールドカップ」目指し受動喫煙防止条例を制定すること。官公庁・公的施設は全面禁煙とすること。議会棟も全面禁煙とすること。</p>	<p>県立病院施設については、施設内全面禁煙となっています。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
<p>5)受動喫煙防止対策を徹底し、「たばこのないラグビーワールドカップ」目指し受動喫煙防止条例を制定すること。官公庁・公的施設は全面禁煙とすること。議会棟も全面禁煙とすること。</p>	<p>議会棟においては、平成26年11月に喫煙室を設置し、喫煙室以外は全面禁煙としたところです。</p> <p>なお、総務部管財課では、受動喫煙防止対策の効果を検証するため、当該喫煙室内及び周辺について、年3回、定期的に測定を実施しており、分煙のための必要な措置が適切に講じられているものと理解しています。</p>	議会事務局	総務課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5)受動喫煙防止対策を徹底し、「たばこのないラグビーワールドカップ」目指し受動喫煙防止条例を制定すること。官公庁・公的施設は全面禁煙とすること。議会棟も全面禁煙とすること。</p>	<p>県立学校においては、平成19年10月1日から敷地内全面禁煙としています。</p> <p>受動喫煙の防止を求める健康増進法の趣旨と児童生徒の健康及び喫煙防止教育の一層の推進を図るため、全ての教職員に受動喫煙防止対策を徹底していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 1)究極の個人情報というべき被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業については、被災者等に対する丁寧な説明と包括的合意を大前提に進めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンク事業については、被災地における継続的な健康調査が行われることによる地域住民の健康不安の解消や、医師をはじめとする医療人材の派遣による地域医療への貢献が期待されることです。 調査の実施に当たっては、事業の実施主体である東北メディカル・メガバンク機構において、事業の趣旨等について地元自治体に事前に説明を行うとともに、事業に参加される住民の方々に対しては、事業の意義や目的、個人情報の保護、提供された試料の保管、健康診断結果の提供などの利益、あるいは採血の際に生じる体調不良などの不利益を詳細に説明した上で同意書をいただくなど、事業実施主体において、丁寧な説明が行われていると聞いています。 県としては、機構が地元に対して引き続き丁寧な説明を行いながら、地元との信頼関係のもとで事業が適切に進められるよう、機構と市町村、関係機関との連携体制の構築に当たり、必要な協力を行っていきたいと考えています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 2)遺伝子情報の保護と活用については、岩手医科大学と関係市町村において滋賀県長浜市の「長浜ルール」を参考に、しっかりした協定を締結して進めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンクの実施主体である岩手医科大学においては、遺伝子情報の保護は最優先事項であるとの認識のもと、平成25年7月以降、順次関係市町村と秘密情報の取扱い等に係る覚書を取り交わすとともに、住民に対しても、事業の目的や実施内容を丁寧に説明し、同意されたの方々のみ参加いただくなど、厳格な運用をしていると聞いています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 3)遺伝子情報の調査分析については、以上の対策が講じられるまで中止するよう対応すること。</p>	<p>個人情報の取扱いについては、生命倫理の専門家等による国の審査等を経て実施しており、厳格な運用を行っているという聞いています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 4)沿岸地域の病院への医師派遣や被災者の健康診断等の取組は積極的に取り組むよう求めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンク事業においては、沿岸被災地の県立病院に延べ18名の医師が派遣され、地域医療に従事しているほか、これまで3万人超の健康調査を実施するなど、地域医療の復興に寄与することが期待されています。 また、同事業は、健康調査のほか、健康相談の対応、病気予防のアドバイスなどを行うこととしており、地域の健康意識の向上と住民の健康保全に寄与することが期待されています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 1)どこに住んでいても消費者の相談に対応できるように市町村での配置を進めるとともに、県の配置も後退させないこと。県として研修活動を強化すること。</p>	<p>県では、これまでも、市町村における消費生活相談体制整備への補助や、県及び市町村の相談員のレベルアップに資する研修事業などに取り組んできました。 今後とも、国の財政援助を活用しつつ、県と市町村の連携を一層強化し、消費生活相談対応が適切に行われるよう取り組みます。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 2)盛岡市消費生活センターの取組に学び、行政の各部局との連携を強め、解決するまで援助すること。</p>	<p>相談者は、消費生活問題の他にも様々な問題を抱えている場合があるため、関係機関や市町村と連携して、消費生活問題及び抱えている問題の解決に努めています。 特に多重債務問題の解決については、多重債務者の早期把握や潜在化している多重債務者の掘り起こしを行うことによって早期に相談機関につなげることが重要であり、このため庁内各部局や関係機関との情報共有を密にするための連絡会議を開催するなど、連携の強化を図っています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 3)専門職にふさわしく消費生活相談員の待遇を抜本的に改善すること。正規職員化を図ること。</p>	<p>消費生活相談員の待遇については、報酬額や執務環境の維持改善や研修等による能力向上機会の拡充などに努めています。 正規職員化については、制度上困難です。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>1、再建整備された県立高田・大槌・山田病院の医師確保に全力を上げ、診療機能の強化を図ること。</p>	<p>県立高田、大槌、山田病院の医師の確保については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、関係大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いています。</p> <p>県においては、引き続き関係大学等に対する医師の派遣要請を進めていくほか、即戦力となる医師の招聘にあたっては、過去に復興支援などで本県に勤務していただいた方の人脈を生かした招聘に重点的に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>2、被災した民間医療機関の再建に引き続き支援を強化すること。</p>	<p>被災した医療提供施設の再建支援について、県では、被災地における医療提供機能の早期回復を図るため、国の補助事業による災害復旧や仮設診療所の整備に取り組むとともに、国の補助事業の対象とならない被災医療提供施設については、地域医療再生基金を活用して、既存施設の修繕や医療機器の再取得などの応急的な診療再開等に要した経費に対する補助のほか、医療機関の早期の移転新築に対する支援も行ってきたところです。</p> <p>平成24年度からは、地域におけるまちづくりや住民ニーズに対応した医療機関の移転・新築を支援しており、引き続き地域における医療提供体制の復興を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3、医師確保対策として、医師を支える具体的な取組と体制を抜本的に強化すること。</p> <p>1)奨学生の確保、臨床研修医・後期研修医の確保、新専門医制度への対応、即戦力医師の確保に引き続き系統的に取り組むこと。医師の待遇改善などに積極的に取り組むこと。</p>	<p>奨学生の確保については、ホームページや各種媒体を活用して、岩手医科大学をはじめとする医学部入学を目指す学生に対して積極的に広報活動を行っています。</p> <p>臨床研修医の確保については、県内12の臨床研修病院が相互に連携する「いわてイーハート臨床研修病院群」として県内外の医学生に積極的な働きかけを行うほか、指導医等を対象としたセミナーを実施するなど受入体制の充実に努めていきます。</p> <p>また、平成30年度から始まる新専門医制度の開始に向けて、大学病院以外の医療機関も、基幹施設として専攻医の養成が行えることとなったことから、診療領域ごとに県立病院が連携して研修プログラムを策定し、専門医取得の支援を行うことにより、奨学金養成医師の県立病院への配置を進めるなど、このような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に努めていきます。</p> <p>医師の待遇改善については、病院現場で勤務する医師から直接意見を聴取するなど幅広く要望の把握に努め、可能なものから取組を進めていきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3、医師確保対策として、医師を支える具体的な取組と体制を抜本的に強化すること。</p> <p>2)医師を支える医療クランクを大幅に増員するとともに、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの大幅な増員を図ること。</p>	<p>県立病院における医療クランクについては、診療報酬で評価されている医師事務作業補助体制加算の最大基準を取得できる定数配置を行い、医師の業務負担軽減に努めています。</p> <p>また、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの職員配置については、業務量等に応じた適正な配置を原則として、今後も病院の実情等にも十分配慮しながら取り組んでいきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3、医師確保対策として、医師を支える具体的な取組と体制を抜本的に強化すること。</p> <p>3)地元医師会、開業医との連携を強化し、初期救急・夜間救急の確立や奥州市・奥州市医師会、宮古市・宮古市医師会の取組を参考に広域基幹病院等への応援などにも取り組むようにすること。</p>	<p>地域の二次救急医療を担う病院を有する市町村に対し、地元医師会の協力の下、開業医等の派遣による診療応援体制の整備を行う中核診療応援事業の活用を働きかけていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3、医師確保対策として、医師を支える具体的な取組と体制を抜本的に強化すること。</p> <p>4)地域医療・高齢者医療を担う総合医の養成と配置に取り組むこと。</p>	<p>総合診療(専門)医については、平成30年度に開始する新専門医制度の19の基本診療領域の1つに位置づけられ、今後、学会等を中心に「専門医」として育成が進められる予定であり、岩手医大の総合診療科の立ち上げは、これに対応した動きと理解しています。</p> <p>県としても、大学や県立病院における総合診療(専門)医の育成、受け入れの拡大に向けて、奨学金養成医師の配置調整等の機会を通じて関係機関等と連携を図っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>4、看護師の大幅増員を実現すること。</p> <p>1)看護師の大幅増員で、月8日以内の夜勤を厳守すること。夜勤専任看護師、夜勤2交代制の導入は見直すこと。</p>	<p>看護師の増員については、岩手県立病院の経営計画《2014-2018》において、平成26年度から30年度までの5か年間の職員配置計画について、被災病院の再建及び医療の質の向上を図ることなどを目的として、看護師130名の増員を行うこととしており、必要な職員の配置に努めていきます。</p> <p>また、多様な働き方の選択肢を設けることで、職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、より働きやすい職場環境とするため、職員の希望に基づき、夜勤専従制度や2交代勤務制を行っているものです。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>4、看護師の大幅増員を実現すること。</p> <p>2)年次有給休暇が自由に取得できる労働条件の抜本的な改善を図ること。出産・育児休業等による正規看護師による補充、子育て中の短時間勤務の徹底を図ること。</p>	<p>岩手県立病院の経営計画《2014-2018》において、看護師130名の増員を行うこととしており、必要な職員の配置に努めていきます。</p> <p>また、事前に把握している産前産後休暇や育児休業等の取得者に係る代替職員を正規職員で補充するなど、育児を行う職員を支援するための勤務環境の整備に努めていきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>4、看護師の大幅増員を実現すること。</p> <p>3)勤務時間外の研修等は超過勤務の対象とし、出勤時間・退勤時間を客観的に把握し、サービス残業をなくすこと。</p>	<p>正規の勤務時間外に行われる研修等への参加を命じられた場合には、超過勤務として取り扱っています。</p> <p>また、超過勤務については、命令権者の決裁を受けて発出される事前命令によることが原則であることや、超過勤務の実績の確認は職員による超過勤務時間の正しい記録と適正な申告に基づき勤務後速やかに行うべきことを周知徹底し、適正な勤務時間管理に努めています。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>5、無床診療所化された診療センターの取組について</p> <p>1)民間移管による有床診療所の運営が破たんした花泉診療所については、県と県医療局が責任を持って地域医療の確保と信頼回復に努めること。有床診療所復活に向けて取り組むこと。</p>	<p>地域診療センターについては、危機的な医師不足の中、限られた医療資源のもとで良質な医療を提供するために病床を休止することとしたところですが、こうした状況については現在も変わらないものと認識しています。</p>	医療局	経営管理課	C 当面は実現できないもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>5、無床診療所化された診療センターの取組について</p> <p>2)県立沼宮内診療センターの民間移管に当たっては、花泉診療所の教訓を生かし、県医療局と岩手町の責任が果たされるよう再検討すること。</p>	<p>岩手町が進めている民間移管に向けた取組や新たな検討を行う場合には、引き続き医療局としても、必要な支援等連携を図っていきます。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>5、無床診療所化された診療センターの取組について</p> <p>3)無床化された紫波、花泉、大迫、九戸、住田の各地域診療センターについては、県が責任を持って地域住民が求める地域医療の確保のための話し合いと対策を講じること。医師確保の見直しを含め入院ベッドの回復についても検討すること。</p>	<p>地域診療センターについては、危機的な医師不足の中、限られた医療資源の下で良質な医療を提供するために病床を休止することとしたところですが、こうした状況については現在も変わらないものと認識しています。</p> <p>このため、病床を確保することは困難であり、現経営計画では、現行の体制を基本として、県立病院等相互の役割分担と連携により、地域医療提供体制の確保を図ることとしています。</p>	医療局	経営管理課	C 当面は実現できないもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>6、地域医療の確保と高齢者医療の取組を強化すること</p> <p>国保藤沢病院や奥州市立まごころ病院などの取組に学び、市町村立病院への支援と連携を強化すること。沢内病院への医師派遣を引き続き進めること。</p>	<p>平成28年3月に策定した岩手県地域医療構想では、高齢化の進展等に伴う医療需要の変化などに対応し、急性期医療から在宅医療に至るまで切れ目のない良質な医療の提供体制を構築するための施策等を定めたところであり、構想の実現に向けて、構想区域毎に設ける協議の場において病床機能の分化と連携や在宅医療等の体制整備などについて関係者の合意を形成しながら将来のあるべき医療提供体制の構築に取り組むこととしています。</p> <p>また、自治医科大学養成医師については、平成29年度から町立西和賀さわうち病院に内科医を1名配置しており、平成30年度も継続する予定となっています。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>7、国に対し、地域の医師確保、診療報酬の引上げ、地方交付税措置の拡充を強く求めること</p>	<p>政府予算提言・要望において、医師確保等人材の育成支援、公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充や診療報酬上の評価の充実等について要望しており、引き続き国に対して働きかけていきたいと考えています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること</p> <p>1) 県として子どもの貧困の実態調査に取り組むこと。これまでの先行事例を踏まえ、専門家の協力を含め実態が具体的に把握できる調査とすること。</p>	<p>県では、平成28年3月に「いわての子どもの貧困対策推進計画」を策定し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、被災児童等に対する支援を重点施策として、総合的に子どもの貧困対策を推進しています。</p> <p>平成30年度は、実態を踏まえた具体的な支援施策を検討するため、子どもの生活実態、保護者の就業、収入状況、子育て支援施策の利用意向、支援を要する世帯のニーズ等に係る実態調査を実施することとしています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること</p> <p>2)経済的な支援を強化すること</p> <p>①子どもの医療費無料化を国の制度として実現するとともに、県として中学校卒業までの助成を目指すこと。直ちに小学校までの現物給付化を実現すること。</p>	<p>平成29年6月に実施した、平成30年度政府予算・提言要望において、子どもの医療費助成の全国一律の制度を国の責任において創設するよう要望したところであり、今後も様々な機会を通じて国に対し働きかけを行っていきます。</p> <p>また、県では人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、市町村等と協議の上、平成27年8月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大するとともに、平成28年8月から未就学児及び妊産婦を対象とした窓口負担の現物給付を実施したところです。</p> <p>本県の子ども医療費助成について、対象者の範囲を中学校卒業の通院までの拡大した場合、年間約4億8千万円と多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p> <p>現物給付の拡大については、ふるさと振興や子育て環境に充実の観点からも検討を行う必要があり、市町村と協議していきたいと考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること</p> <p>2)経済的な支援を強化すること</p> <p>②児童手当を18歳まで延長するよう国に求めること。児童扶養手当の増額と20歳までの拡充を求め毎月支給に変えるよう求めること。</p>	<p>児童手当については、制度開始以降、対象年齢が第3子以降の5歳未満から現在の15歳未満までに拡大されるなど、徐々に拡充されてきています。</p> <p>また、児童扶養手当については、物価スライド制により、平成30年4月からは0.5%の引き上げとなるほか、平成31年11月から、支給回数が、現行の年3回から年6回に変更される予定です。</p> <p>なお、これらの手当は、社会情勢等を勘案して、国が制度設計を行っていることから、県では、引き続き適正に支給されるよう取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること</p> <p>2)経済的な支援を強化すること</p> <p>③就学援助が必要な子どもに活用されるように、周知の徹底、対象児童・対象品目の拡大、市町村の格差の解消、入学準備金の入学前の支給に取り組むこと。</p>	<p>就学援助について、真に援助を必要とする世帯に寄り添った援助が実施されるよう、市町村においては、個別世帯の実情等を勘案し、それぞれ工夫を凝らした対応が行われています。</p> <p>新入学児童生徒学用品費の入学年度開始前の支給については、平成29年度は、28市町村において、平成30年度入学者のいる世帯に対し、給付が行われます。残る市町村においても、各市町村の考え方を尊重しつつ、県内の制度運用状況等について情報提供を行っています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること</p> <p>2)経済的な支援を強化すること</p> <p>④小中学校の学校給食の制度化・無償化を国の制度として実現を目指し、県独自の取組も進めること。</p>	<p>義務教育では、授業料、教科書の無償化のほか、要保護、準要保護世帯に対する就学援助等が行われていますが、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため必要な財源は、給食費も含め、国の責務として完全に保障するよう国に対して要望しているところです。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること</p> <p>3)子どもの居場所づくりとしての子ども食堂の取組を支援し広げること。立ち上げへの支援とネットワークづくりへの支援を強化すること。</p>	<p>子どもの支援に取り組む団体(子ども食堂、学習支援等)のネットワーク化を図るとともに、その活動を支援することにより、地域の取組拡大につなげていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること</p> <p>4)児童養護施設の取組を評価し、施設整備への支援を強化し、施設の小規模化を進めること。大学・専門学校等への進学支援、就職後の支援など施設退所後の支援体制を確立し強化すること。現場の実態を踏まえて「社会的養育ビジョン」の見直しを求めること。里親の養成と支援を強化すること。</p>	<p>各施設の家庭的養護推進計画の実現に向けて、小規模化に関する整備計画の助言を実施しました。また、平成30年度には、1施設の整備費補助の予算措置を予定しています。</p> <p>施設退所後の支援については、身元保証人確保対策事業及び児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業によりアフターケアを図っているほか、平成30年度から、新たに社会的養護自立支援事業を実施し、支援体制を強化することとしています。</p> <p>県では、社会的養育ビジョンに基づく県の推進計画策定について、関係者による検討会を開催するなど、現場の実態を踏まえたものとなるよう調整していきます。</p> <p>さらに、児童相談所や施設に配置されている里親支援専門相談員が連携しながら、里親の養成・支援を強化するとともに、現場の実態を踏まえたうえで、里親の包括的支援を行うフォスターリング機関の設置に向けた検討を行います。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること</p> <p>5)全ての子どもが等しく教育を受けられる教育の支援を強化すること</p> <p>①義務教育期間中の教育費の無償化を進めること。</p>	<p>義務教育では、授業料、教科書の無償化のほか、要保護、準要保護世帯に対する就学援助等が行われていますが、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため必要な財源は、教材費や給食費も含め、国の責務として完全に保障するよう国に対して要望しているところです。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること</p> <p>5)全ての子どもが等しく教育を受けられる教育の支援を強化すること</p> <p>②給付制奨学金の抜本的な拡充を図ること。</p>	<p>県では、高校生に対する奨学金事業については、高校の授業料を支援するための高等学校等就学支援金、非課税世帯等の授業料以外の教育費に充てるための奨学給付金の支給を行っています。</p> <p>大学生に対する奨学金事業は国が担っており、給付型奨学金制度が創設され、平成29年度から先行実施、平成30年度からは本格実施となります。</p> <p>県としては、高校卒業後の教育の機会均等を図る上からも、学生への経済的な支援は重要であると考え、引き続き、国が行う奨学金制度の拡充を要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること</p> <p>5)全ての子どもが等しく教育を受けられる教育の支援を強化すること</p> <p>③無料塾など学習支援の取組を広げ強化すること。</p>	<p>平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法の任意事業である「子どもの学習支援事業」は、生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の中学生等を対象として学習会の開催等により、県内では6福祉事務所設置自治体で実施しています。</p> <p>県においては、平成30年度においても、所管する町村部での対象地域を拡大し、高校生世代を対象とする学習支援等を5町で行うほか、新たに小学生を対象とした学習支援に併せて、親への養育支援等も行い、家庭全体への支援を行う取組を1町で先行的に実施する予定としており、町村担当課や関係機関等と調整しながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。さらに、各市においても取組が進むよう働きかけていきます。</p> <p>また、児童養護施設等で暮らす子どもに対する学習支援を推進するとともに、児童相談所が支援する子どものうち、不登校児に対して、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等を派遣し、心のふれ合いを通じた健全育成を図っていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課  子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること</p> <p>6)スクールソーシャルワーカーを全ての小中学校に正規職員として配置すること。</p>	<p>平成29年度は、スクールソーシャルワーカーを国の補助事業により非常勤職員として県内6教育事務所に19人配置し、教育相談体制の充実に努めています。</p> <p>現在、文部科学省において、スクールソーシャルワーカーの常勤化を含む配置拡充の必要性が検討されているものであり、今後ともその動向を注視しながら、スクールソーシャルワーカーの常勤派遣等について検討を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	C 当面は実現できないもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること</p> <p>7)ひとり親家庭の安定した正規の就労への支援を強化し、就労と子育てが両立するようにすること。生活保護の対象となる場合は積極的に活用できるようにすること。</p>	<p>県では、「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭の就業支援対策の充実に取り組んでおり、平成29年度に、自立支援教育訓練給付金を拡充するなど支援しています。</p> <p>また、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学した場合には、入学準備金や就職準備金の貸付けできる、ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業を実施しているほか、修学や就業、または疾病等により家事援助、保育等のサービスが必要になった際に、家庭生活支援に行ってもらい、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を実施し、就労と子育ての両立ができるよう、ひとり親家庭等の自立に向けて支援しています。</p> <p>生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めていきます。</p> <p>なお、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われるよう、引き続き指導していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課 地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること</p> <p>8)児童虐待防止対策を強化し、児童相談所の体制の強化を図ること。</p>	<p>県では、増加する児童虐待相談に対応するため、平成30年度に、児童福祉司を5名増員することとしたほか、平成28年改正児童福祉法において、児童福祉司やスーパーバイザーを対象とした専門研修が新たに義務化されたことから、児童福祉司任用前講習会や児童福祉司スーパーバイザー研修を実施したところです。</p> <p>平成30年度も、全児童福祉司を対象とした児童福祉司任用後研修を実施することとしており、これらの研修を通じて児童福祉司の資質向上を図るとともに、計画的に社会福祉職を採用するなど職員の確保等に努め、児童相談所の体制を強化し、更なる相談体制の充実に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、認可保育所の増設・保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>1)認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>①待機児童(11市町村182人、4月1日現在)、隠れ待機児童(13市町村558人、4月1日現在)を早急に解消すること。認可外施設やベビーホテルなどに預けられている子ども(約2,000人)を含め待機児童を解消する計画を立て、公立保育所を含め認可保育所の新增設を思い切って進めること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、各市町村において、認可外保育施設も含めた保育ニーズの把握に努め、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的な認可保育所等の整備を推進することとされており、県では、引き続き、市町村が実施する施設整備などに対する財政支援を行っています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、認可保育所の増設・保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>1)認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>②延長保育、休日・夜間、一時保育や病児保育を拡充すること。保育料の軽減・第二子保育料の無料化を実施し負担軽減に取り組むこと。</p>	<p>延長保育など多様な保育サービスの拡充については、地域子ども・子育て支援事業交付金等により市町村の取組に対して、引き続き財政支援を行っています。</p> <p>また、特定教育・保育施設に係る利用者負担額については、各市町村における設定状況や多子世帯に係る軽減措置の状況を踏まえ、実態に則した制度となるよう、逐次必要な見直しを行うよう国に対し要望をしています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、認可保育所の増設・保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>1)認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>③民営化や「民間委託」の名による保育条件の切り下げは行わないこと。</p>	<p>保育所の民営化については、市町村がその地域の実情に応じて、地域住民の理解を得ながら進められているものと考えています。</p> <p>県としては、民営化以降も保育所の最低基準が遵守され、また適正な保育サービスが提供されるよう、保育所の運営状況等について、児童福祉法の規定に基づく年1回の指導監査等により指導していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、認可保育所の増設・保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>1)認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>④保育所の人員や面積要件を緩和することのないようにすること。</p>	<p>保育所の設備及び運営に関する基準については、地域主権改革に関する第1次一括法により、都道府県条例に委任することとされ、このうち、職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準については、国が定める基準を下回ることができないとされる「従うべき基準」とされたところです。</p> <p>本県においては、保育所の職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準について国が定める基準を遵守した条例を策定し、平成25年4月から施行しているところです。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、認可保育所の増設・保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>2)保育士の賃金引上げ、職員数の増員で処遇を改善し、保育士不足を解決すること。保育士修学資金貸付制度の活用を進めること。</p>	<p>保育士の処遇改善については、平成29年度から新たに、概ね7年以上の経験を有する方を副主任保育士等として配置した場合は月額4万円、また、概ね3年以上の方を職務分野別リーダーとして配置した場合は月額5千円の処遇改善をそれぞれ行っています。</p> <p>また、平成29年度から保育士修学資金貸付事業を実施し、保育士資格の取得を目指す17名に対して貸付を決定したところですが、さらに、平成30年度から、沿岸地域の保育士確保を図るため、新たに「沿岸希望枠」を設け、一般枠とあわせて33名分の貸付を行う予定としています。</p> <p>県では、上記の取組のほか、保育士・保育所支援センターを活用して、潜在保育士の再就職を支援するなど、引き続き、保育士の確保に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること</p> <p>1)「遊びと生活」の場にふさわしい設置基準を明確にし、施設改善を図ること。学童保育の増設に取り組むこと。</p>	<p>放課後児童クラブの設備・運営基準については、国が省令で定める基準を踏まえ、地域の実状に応じて、市町村が条例により定めているところです。</p> <p>また、放課後児童クラブの増設については、毎年度、市町村と協議しながら設置促進を図っているところであり、引き続き、施設整備に要する経費について、財政支援します。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること</p> <p>2)指導員の正規化・労働条件の改善を図り、複数配置を行うこと。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の施行以降、国では、放課後児童クラブの職員の人件費相当額を含む運営費の補助基準額の改善が図られているほか、平成29年度から、放課後児童支援員の経験等に応じて月額1万円の処遇改善が行われたところです。</p> <p>また、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準により、支援単位毎に2人以上の放課後児童支援員を配置することとされています。放課後児童クラブに対する財政支援の拡充について、従前から国に要望してきたところであり、引き続き要望していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること</p> <p>3)大規模化が進む学童保育クラブについては、施設の整備に助成を行うこと。</p>	<p>国では、省令で定める基準において、放課後児童クラブの支援の単位を概ね40人以下としており、大規模な放課後児童クラブの解消のための施設整備費や既存施設の改修費を補助対象としています。</p> <p>県では、放課後児童クラブを利用する児童に対して適切な環境が提供されるよう、市町村の施設整備を支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること</p> <p>4)利用料の軽減策を講じること。</p>	<p>国では、放課後児童クラブの運営に要する費用の半分程度は利用者負担としているところです。</p> <p>県では、従前から放課後児童クラブの運営経費に対する財政支援の拡充について、要望してきたところであり、利用料の一層の軽減を図るため、財政支援の拡充について、引き続き国に対して要望していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>4、非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事が両立できる働き方に改善を図ること。</p> <p>1)当面、年間労働時間1,800時間の達成をめざし、長時間労働の是正を図ること。サービス残業の根絶に取り組むこと。</p>	<p>県では、長時間労働につながるような事業者や労働者の意識や労働慣行を変えていくことが必要であると考え、ワーク・ライフ・バランスに関する企業の優良な取組事例の紹介を含めたセミナーの開催などの普及啓発や、労働時間の短縮等に取り組む事業主に対する国の助成制度の活用などの促進などに取り組んできたところであり、また、平成28年度から、「いわて働き方改革推進運動」を展開し、企業などの長時間労働の抑制などの働き方の改善を促しているところであり、今後もこうした取組を継続し、長時間労働の是正や働き方の見直しについて働きかけていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 4、非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事 が両立できる働き方に改善を図ること。 2)育児休業制度の改善、妊娠・出産に伴う不当な解 雇や退職勧奨、不利益な扱いをなくすこと。</p>	<p>妊娠・出産・産休・育休などを理由とした解雇などの不利益取扱いをすることは、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法で禁止されており、県では、ホームページ等により事業主に対し周知・啓発を行っているほか、岩手労働局雇用環境・均等室の相談窓口についても周知しているところです。 また、問題を抱えた方が県に対し相談された場合、速やかに岩手労働局につなぐなど、迅速丁寧な対応に努めており、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 4、非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事 が両立できる働き方に改善を図ること。 3)子育てができる賃金・労働時間を保障すること。正 規雇用の拡大と派遣・請負の見直し・正社員化で、若者 に安定した雇用・仕事を確保すること。</p>	<p>県では、岩手労働局と連携し、商工団体や企業に対して、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善に関する要請活動を行い正規雇用の拡大を呼びかけています。 また、正社員雇用の拡大、非正規雇用から正規雇用への転換等の処遇改善の取組を積極的に行っている優良企業の事例紹介等を行う事業主向けの処遇改善セミナーを実施し、処遇改善に対する意識を高める取組を行っているほか、平成29年から岩手労働局が設置した非正規雇用労働者待遇改善支援センターによる相談対応等の取組について周知を図っているところです。 今後も安定的な雇用の確保に向けて取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を 1、被災地の地場産業への雇用確保に全力を上げ、被災した事業者の再建への支援を抜本的に強化すること。</p>	<p>沿岸被災地における雇用確保のため、水産加工業者が宿舍整備等を行う場合に経費の一部補助を行うほか、住宅支援費助成を盛り込んだ事業復興型雇用確保助成金による支援を継続するとともに、グループ補助金や被災中小企業重層的支援事業等を実施することなどにより、被災事業者に対する再建支援や経営支援に取り組めます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を 2、働く人の所得を増やす経済改革一貫上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。 1)政府として経済界に「内部留保の活用で賃上げを」と正面から提起するよう求めること。</p>	<p>県は、「いわて県民計画」に掲げた『産業創造県いわて』の実現に向け、各種産業振興施策に取り組んでいます。賃金や労働時間等の労働条件の改善を図るため、経済団体等に対して要請を行っていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を                  2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。                  2)雇用のルールを強化し、非正規社員の正社員化を図り、人間らしい雇用を保障すること。派遣労働の無制限の拡大をはじめ、雇用のルール破壊に厳しく反対すること。</p>	<p>県では、岩手労働局と連携し、商工団体や企業に対して、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善に関する要請活動を行い正規雇用の拡大を呼びかけています。                  また、正社員雇用の拡大、非正規雇用から正規雇用への転換等の処遇改善の取組を積極的に行っている優良企業の事例紹介等を行う事業主向けの処遇改善セミナーを実施し、処遇改善に対する意識を高める取組を行っているほか、平成29年から岩手労働局が設置した非正規雇用労働者待遇改善支援センターによる相談対応等の取組について周知を図っているところです。                  今後も安定的な雇用の確保に向けて取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を                  2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。                  3)「残業代ゼロ」「月100時間の残業」まで認める労働基準法改定案、賃金格差を容認し、雇用対策に「労働生産性の向上」を盛り込む雇用対策法改定案に反対し、本物の働き方改革を進めること。</p>	<p>県では岩手労働局と連携し、商工関係団体や企業に対して、雇用の維持・確保等に関する要請活動を行い、正規雇用の拡大を呼びかけています。                  また、労働基準法等の改正や、「同一労働同一賃金ガイドライン案」については、現在国において検討が進められているところですが、その内容については、かえって長時間労働を助長しかねないなどの懸念の声があると承知しています。県では、国に対し、雇用環境の改善や長時間労働の抑制に資する制度の整備等を要望しているところです。労働法制の見直しについては、国民の懸念が払しょくされるよう国会で十分審議していただきたいと考えており、今後の国会等における議論などの動向を注視していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を                  2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。                  4)ブラック企業・ブラックバイトを厳しく規制し、違法なリストラ・解雇を規制するルールを作ること。異常な長時間労働を是正し、「サービス残業」を根絶すること。</p>	<p>若者の使い捨てが疑われる企業への対策として、国では「労働条件相談ほっとライン」の開設による相談対応や、賃金、労働時間等の労働条件に関するポータルサイト「確かめよう 労働条件」の開設、企業に対する重点監督等を実施しています。                  県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置している他、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図り労働相談に対応しており、違法な労働時間等に関する相談については岩手労働局に伝えるなど、改善につなげています。今後も「いわて働き方改革推進運動」の展開、企業等を対象とするセミナー等の開催等を通じ、長時間労働の是正や働き方の見直しについて働きかけていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>5)最低賃金を時給1,000円以上に大幅な引上げを実現すること。そのために中小企業への支援を抜本的に強化すること。</p>	<p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえながら、地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定しなければならないとされています。最低賃金の引上げは、本県における東日本大震災津波からの復興や被災地における生活再建の観点からいっても重要であると考えており、国に対し、本県労働者の生活費や賃金の実情を十分に考慮し決定するよう働きかけています。</p> <p>なお、国や県が、最低賃金引上げに向けた中小企業への支援を強化していくことが大切であると考えており、商工団体による経営支援や被災中小企業再建のための補助等による支援を行っています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>6)「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例(岩手県が締結する契約に関する条例)に基づき、</p> <p>①県が発注・委託する事業で、労働者が適正な賃金・労働条件が確保されるよう実態調査を行うなど取組を強めること。</p>	<p>県内事業所における賃金及び労働条件等の実態については、平成28年度中に調査を実施したほか、平成29年度には、県が締結する契約に関する条例が完全施行となり、条例の第8条に規定する法令遵守の状況について報告制度の運用が開始となりました。</p> <p>平成30年度においても、引き続き特定県契約に係る法令遵守状況の報告制度を運用し、特定受注者の労働条件を把握するとともに、条例の基本理念である労働条件の確保や契約の透明性の確保を図るため、庁内の取組を推進していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>6)「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例(岩手県が締結する契約に関する条例)に基づき、</p> <p>②先行事例を踏まえ公共事業においては公共工事設計労務単価の8割の賃金が保障されるよう取り組むこと。</p>	<p>県では、県契約に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、①適正な賃金水準の確保、②社会保険に係る法令遵守、③労働環境の整備・労働福祉の促進に資する項目について、庁内での取組を推進しています。</p> <p>今後とも取組内容を見直していくことにより、労働者の適正な労働条件の確保に努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>6)「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例(岩手県が締結する契約に関する条例)に基づき、</p> <p>③こうした最低賃金の確保を明記した「賃金条項」を盛り込むよう検討すること。</p>	<p>県が締結する契約に関する条例に賃金条項を規定することについては、条例の附則に「条例の施行後3年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」という規定を設けています。</p> <p>平成30年度は条例の本格施行から3年度目となることから、当該規定に基づき、検討を進めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>6)「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例(岩手県が締結する契約に関する条例)に基づき、</p> <p>④約7割の労働者が非正規・低賃金となっている指定管理者制度について抜本的な見直しと改善を図ること。</p>	<p>県では、県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組として取りまとめ公表を行っています。</p> <p>指定管理制度についても、労働者の適正な労働条件を確保するための項目を推進しているほか、条例の第8条に規定する特定県契約に係る法令遵守状況の報告制度の運用により、従事する労働者の労働条件を把握し、違反が認められる場合には指導を行うなど、労働条件の確保に努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>7)失業者の生活と職業訓練を保障し、安定した仕事、公的仕事への道を切り開く取組を進めること。</p>	<p>県では、国からの委託による離職者等再就職訓練事業を実施することにより、離職者の再就職に向けた多様な職業訓練を実施しています。</p> <p>今後も引き続き、離職者及び求人企業のニーズを的確に把握しながら、離職者に対する安定雇用の実現に向けた支援を行っていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>8)県職員の賃金引下げとなる総合的見直し、退職金の引下げは行わないこと。</p>	<p>職員の給与改定については、これまでも県人事委員会の勧告を最大限尊重しつつ、法が定める給与決定の諸原則にのっとり決定しているところです。</p> <p>平成27年に県人事委員会から勧告があった給与制度の総合的見直しについては、条例案を平成28年2月議会に提出し、議会の議決を経て、平成28年4月から実施しています。</p> <p>また、退職手当の見直しについては、国や他県の状況等を総合的に勘案し、平成30年4月から支給率を国に合わせ引き下げることとし、改正条例案が平成30年2月議会で議決されたところです。</p>	総務部	人事課	D 実現が極めて困難なもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>3、消費税10%増税の中止を求め、税財政と経済の民主的改革で財源を賄うこと。</p> <p>1)消費税8%への増税は、景気悪化と格差の拡大をもたらしました。増税不況であることは明らかです。暮らしを破壊し更に不況を深刻化させる消費税の10%増税の中止を求めること。</p>	<p>成長と分配の好循環を創り上げるには、地方における人口減少と地域経済の縮小の悪循環から早期に脱却し、地域経済に好循環をもたらすことが不可欠です。</p> <p>このため、国に対して、地方重視の経済財政政策の実施を要望するとともに、消費税増税によって、経済的に弱い立場にある方々が困窮することがないように、また、地域に根ざした産業に十分配慮して、地方経済の落ち込みや復興の遅れを招くことのないように、今後もしっかりとした対応を求めています。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>3、消費税10%増税の中止を求め、税財政と経済の民主的改革で財源を賄うこと。</p> <p>2)大企業と大資産家への行きすぎた減税を見直し、応能負担の原則に立った税制改革で財源を確保し、国民の所得を増やす経済改革で日本経済を健全な成長の軌道に乗せ税収増を図る—この二つの柱の同時進行を進め、社会保障充実と財政危機打開の道を開くことを求めること。</p>	<p>社会保障を充実させながら財政危機を打開していくためには、地方における人口減少と地域経済縮小の悪循環から早期に脱却し、地域経済に好循環をもたらす、国民の所得を増やしていくことが必要であると考えています。</p> <p>このため、これまでも国に対して、地方重視の経済財政政策の実施を提言してきたところであり、今後も、こうした観点で国に対し、提言を行っていきます。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。</p> <p>1)岩手労働局と連携し、就職支援員の取組と体制を強化して正規の求人の確保に全力を挙げること。大学・高校と県内企業との連携を強化し、県内就職率の向上に積極的に取り組むこと。当面、高校生では80%、大学生では55%の達成を目指すこと。</p>	<p>正規の求人確保については、各広域振興局等に就業支援員を配置し、若年者の職場定着支援や事業所訪問による求人開拓等若年者の就職活動を総合的に支援しているところであり、引き続き、岩手労働局やハローワークと連携し、新規高卒者の県内就職に向けた取組を推進していきます。</p> <p>また、いわてで働こう推進協議会を基に、大学や高校などの教育機関や産業界など関係機関が連携し、若者や女性の県内就職の促進に取り組んでいるところであり、このような取組を通じて、県内就職率の向上に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>さらに、新規高卒者の県内就職率の目標設定については、第3期アクションプランにおいて、平成26年度の現状値63.4%を過去10年間の最高値である67.6%に段階的に近づけることを目指して設定したものであり、新規学卒者の県内就職率の目標設定については、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」の取組効果を勘案し、平成30年度において53%を目指して設定したものです。</p> <p>今後とも、引き続き、目標値を上回るような実績が出せるよう、高校・大学との連携を強化するほか、セミナーや企業見学会などによる地元企業の魅力を伝える取組を着実に推進していくことにより、県内就職が図られるよう取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。</p> <p>2)新卒3年を超えた青年の就職対策を講じること。採用した中小企業等への助成措置も講じること。</p>	<p>新卒3年を超えた青年の就職対策については、ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェを中心に、自己PR、応募書類、面接対策を支援する就職活動セミナーのほか、岩手労働局やふるさと定住財団と連携した就職ガイダンスや面接会の開催等により支援しています。</p> <p>また、中小企業等に対する助成については、国の雇用関係助成金や事業復興型雇用確保助成金について周知を図り、一層の活用を促進します。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を 4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。 3)就職後の離職状況を調査し、その要因を把握するとともに就職対策に生かすこと。</p>	<p>いわてで働こう推進協議会が実施した「若年者雇用動向調査」の結果によると、企業を選ぶ際に「仕事の内容・職種」を重視するものが32.8%いる一方で、1年未満で企業を辞めた理由は「仕事が自分に合わない」と答えた割合が最も高く、仕事内容について、若年者の認識と企業での実態とのミスマッチが生じていると考えられています。 これまで、若年者の早期離職の防止と職場定着を支援するため、ジョブカフェいわてでは、若年者のビジネスマナーなど社会人としての基礎力の向上を目指したセミナーの開催や、就職後の悩みに対応したキャリアカウンセラーによる個別支援を行っているところです。 企業に対しても、採用力や人材育成力を強化する研修の開催や、事業所に出向いての人材育成のカウンセリングなどによる支援を行っているところです。 また、県内8か所に設置している地域ジョブカフェにおいては、各地域の実情に応じたセミナーの開催や、相談対応を行っているところです。 さらに、県内11地域に39人の就業支援員を配置し、新規高卒者の就職を支援するとともに、就職後も企業訪問を行い、就職者と企業の双方の相談に対応することにより、若年者の職場定着を支援しているところです。 今後は、これまでの取組を引き続き丁寧に実施していくとともに、いわてで働こう推進協議会の関係団体などと連携しながら、高校生と県内若手社員等の交流会の強化などにより、若年層の認識と企業との実態とのミスマッチを解消する取組を促進し、若年層の早期離職の改善を図っていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を 4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。 4)ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェの拡充を図ること。</p>	<p>ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェでは、就職支援における課題の変化に対応した取組を進めるとともに、平成28年度からは、就職後の定着支援や企業の採用力向上の支援、新規学卒者や保護者に対する地元企業の情報発信支援を強化し、平成29年度は県内企業の認知度向上を図るための冊子の制作やイベントの開催、定着支援を目的とした企業の経営者層向けの研修などを実施しているところです。 平成30年度は新たに、学校を活用した保護者向けガイダンスや高校生と地域の若手社員の交流事業を行うこととしており、今後も就職支援における課題の変化に応じた取組により、新規学卒者等の地元就職の確保に努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。</p> <p>5)フリーターや新規未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険が受けられるよう国に働きかけること。県としても独自の対策を講じること。</p>	<p>県では、国からの委託により離職者等再就職訓練を実施し、離職者の再就職に向けた支援を行っているところです。</p> <p>フリーター等の方々に対しても、早期の再就職が実現するよう、国と連携しながら本事業により引き続き支援を行っていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。</p> <p>6)キャリア教育では、労働基本法など労働者の権利を身につけること徹底すること。</p>	<p>県では、県内の高校生や大学生等に対し、労働関係法令の基本的知識や相談窓口の総会等を内容としたガイドブックを独自に作成・配布しているほか、県労働委員会において、学生を対象とした出前講座を実施しています。</p> <p>また、県のホームページ等でも労働関係法令等について広く周知・啓発を行っているところです。</p> <p>今後も、こうした取組を通じて、労働教育に取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>5、誘致大企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。</p> <p>1)大企業の一時的なリストラ、解雇を許さないこと。そのためにリストラアセスメントの制度をつくるとともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。</p>	<p>解雇等に関する基準については、労働関係法令等で規定・確立されていることから、県としては、岩手労働局と連携しながら、法令等の基準が遵守されるよう周知に努めていきます。</p> <p>また、誘致企業に対しては、市町村と連携しながら日常的なフォローアップ訪問に努めており、様々な機会を捉えて雇用の維持・確保などについて要請しています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>5、誘致大企業の一方向的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。</p> <p>2)離職に際しては、「本人同意」を原則に、再就職のあっせんと、再就職までの生活資金や住居の保障など、労働者の生活と再就職への責任を果たさせること。</p>	<p>解雇等を行う場合の労働者に対する賃金の支払や解雇手続等については、労働基準法等関係法令で規定されていることから、県としては、企業において適切な労務管理がなされるよう、岩手労働局と連携を図りながら、関係法令等や国の助成金制度について周知に努めていきます。</p> <p>また、解雇等による労使間の紛争に対する労働委員会や岩手労働局の解決援助制度や、離職した方に対する県の離職者対策資金貸付制度など、利用可能な制度の紹介等も行っていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>5、誘致大企業の一方向的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。</p> <p>3)県として誘致企業を訪問し日常的な連携を強化し、大企業・誘致企業の社会的責任(雇用、地域経済、自治体、環境を守る役割と責任など)を果たすよう強く求めること。</p>	<p>県では、誘致企業を定期的に訪問し、業況を把握するとともに、雇用の維持・拡大や地域経済への貢献などについて要請しているところです。</p> <p>今後とも、誘致企業との日常的な連携を一層強化し、将来にわたり雇用や地域経済などに大きな役割を果たしていただくよう、市町村と連携して働き掛けていきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>6、県内全ての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。</p> <p>1)ワンストップサービスを定期的に開催し、年末・年始は特別の体制で対応すること。</p>	<p>ワンストップサービスについては、県と岩手労働局が共同で、盛岡市と奥州市に総合就業支援拠点を通年で設置し、関係市と連携しながら、求職者の生活相談・支援から就職相談・紹介までを一体的に実施しています。</p> <p>また、各地域においても、ハローワーク・県・市町村等関係機関が連携し、総合的な相談対応を実施しています。</p> <p>今後も、関係機関と連携してワンストップサービスの実施に努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を 6、県内全ての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 2)失業者の生活援助・住宅援助制度をつくり、県・市町村営住宅の活用、離職者生活資金制度の改善充実など万全の対策を国と連携して講じること。</p>	<p>県では、事業主都合により離職された方に対し、離職者対策資金の貸し付けを行っているところです。 今後も引き続き、国や関係機関等と連携を図りながら、失業者に対する支援を行っていきます。</p> <p>公営住宅においては、解雇等に伴い居住が不安定化する離職退去者に対し、本来の入居対象者の入居を阻害しない範囲で使用を認めています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>雇用対策・労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を 6、県内全ての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 3)生活保護の適用を含め首切り・失業によるホームレス等を絶対つぐらないこと。</p>	<p>平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮している方に対して、県内の福祉事務所設置自治体において、総合的な実施体制として自立相談支援事業の窓口を整備したところであり、引き続き、福祉事務所やハローワーク、社会福祉協議会などと連携した取組を進めていきます。</p> <p>また、生活保護制度では、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方を維持しつつ、保護申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行っているところであり、県では、引き続き、各福祉事務所への指導に努めていきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>地域福祉課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>7、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。</p> <p>35人学級の小学校全学年への拡充(小5～6年で51学級増、51人教員増)、特養ホームの待機者解消(早期入所必要985人、50人定員で20か所、600人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が66%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(1,061人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。</p>	<p>消防職員数は、国が示す消防力の整備指針を基本としつつ、消防団の体制や自主防災組織の活動状況、建造物の配置や構造など、地域の様々な実情を踏まえ、それぞれ消防活動を行う市町村や一部事務組合等の判断を尊重しながら、消防力の充実強化が図られるよう、今後も必要な対策の実施を働きかけていきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
	<p>県内の各市町村では、平成30年度を初年度とする第7期介護保険事業計画の策定作業を進めており、その中で、高齢者人口の動向や特別養護老人ホーム入所待機者の状況等を勘察しながら、特別養護老人ホームのほか、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、更には在宅介護サービスの充実などを検討しています。</p> <p>特別養護老人ホーム等の整備については、市町村の介護保険事業計画に基づき行われることから、県では介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により支援を行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
	<p>住宅の耐震改修については、市町村や関連団体との連携のもと、木造住宅の耐震診断、改修及び相談支援事業を実施しており、いわて木造住宅耐震改修事業者の育成及び公表、戸別訪問や説明会、小中学生等を対象とした耐震授業などの普及啓発にも取り組みながら促進していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
	<p>35人学級の小学校全学年への拡充について、本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大してきており、平成29年度からは新たに中学校3年生をその対象に加え、中学校全学年へ導入したところです。平成30年度は、平成31年度からの小学校6年生への拡充も視野に入れながら、新たに小学校5年生に35人以下学級を導入します。(A)</p> <p>県立学校施設の耐震化については、久慈高校及び福岡工業高校の改築工事に着手したほか、特別教室棟や実習棟などの小規模施設の耐震改修を進めているところであり、今後も計画的な耐震化を進めます。(B)</p> <p>市町村立学校施設の耐震化については、今後統廃合等を予定しているなど個別事情のある学校を除き、概ね校舎の改修工事が完了する見通しが立っています。</p> <p>引き続き、残る施設の耐震化に向け、国に対して耐震化に係る助成制度の継続や必要な予算額の確保について要望していきます。(B)</p>	教育委員会事務局	教育企画室 教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>8、最低賃金を時給1,000円以上に引き上げ、公契約条例の制定を生かしワーキングプアをなくすこと。</p> <p>1)「適正な労働条件の確保」を目的とした公契約条例の制定を生かし、県発注の事業については時給1,000円以上とし、「働く貧困層」をなくすこと。</p>	<p>県が締結する契約に関する条例の立案にあたり、広く関係団体から御意見を伺いましたが、県が契約の相手方に最低賃金を上回る賃金の支払いを義務付けるいわゆる「賃金条項」については、様々な御意見があることを把握・承知したところであり、このことを踏まえ、平成27年3月制定の条例においては、賃金条項が盛り込まれなかったものです。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>8、最低賃金を時給1,000円以上に引き上げ、公契約条例の制定を生かしワーキングプアをなくすこと。</p> <p>2)サービス残業の根絶、長時間残業の解消(1,800時間達成で約3万人の雇用)、有給休暇の完全取得ができるよう、県としても岩手労働局と連携し積極的に取り組み、雇用拡大を図ること。</p>	<p>国では、賃金不払残業の解消を図るため、労使による労働時間適正化の主体的な取組を促進するとともに、事業場に対する監督指導を実施しており、重大かつ悪質な事案が発生した場合は、司法処分も含む厳正な対応がなされています。</p> <p>県や労働委員会等に対し、違法な労働時間等に関する相談があった場合は、速やかに岩手労働局につなぐ等、迅速かつ適切な対応に努めています。また、県では岩手労働局と連携し、長時間労働の是正や年次休暇の取得促進を図っており、更に平成28年度から「いわて働き方改革推進運動」を展開し、働き方の見直しに向けた普及啓発や優良事例の紹介・表彰等に取り組んでいます。今後も引き続き、岩手労働局と連携し取組を進めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>8、最低賃金を時給1,000円以上に引き上げ、公契約条例の制定を生かしワーキングプアをなくすこと。</p> <p>3)厚生労働省の通知を踏まえ、県職員の始業時間、就業時間をタイムカードやパソコン等で記録しサービス残業を根絶すること。</p>	<p>職員の始業は、管理・監督の立場にある職員の現認又は出勤簿への押印により確認しており、終業についても、管理職が現認できる場合はその確認により、また、超過勤務を命じた場合はその記録簿等により確認しているところです。</p> <p>また、必要に応じて行かせた超過勤務に対しては、その実績に応じて適正に手当を支給しています。</p>	総務部	人事課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。以下の項目を重視して中小企業振興基本計画を策定すること。</p> <p>1)小規模企業振興基本法と中小企業振興条例に基づき、県内中小企業・小規模企業地域経済と地域社会の主役としての役割を明記し、その現状と課題を明らかにすること。</p>	<p>平成28年3月に策定した岩手県中小企業振興基本計画においては、第2章「本県の中小企業・小規模企業者の現状」において、現状や課題の分析を行っているところです。</p> <p>また、この現状分析のまとめとして記載している、第3章「目指す姿及び推進する施策」の「1目指す姿 &lt;本県中小企業・小規模企業者の現状&gt;」において、「本県の中小企業は、(中略)事業活動や雇用を通じて、県民の暮らしや地域づくりを支えています。」、「中小企業は本県経済を牽引する存在です。」と記載し、中小企業・小規模企業者が地域経済において大きな役割を果たしていることを明記しています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。以下の項目を重視して中小企業振興基本計画を策定すること。</p> <p>2)中小企業の最も切実な人材の確保・育成に取り組むこと。中小企業、行政、大学・高校・専門学校等との連携を強化すること。</p>	<p>平成28年3月に策定した岩手県中小企業振興基本計画において、第3章「目指す姿及び推進する施策」の「2 推進する施策」の中で、「(1)事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実」を掲げているところです。</p> <p>同項目の中の具体的な施策である「人材の確保と若年者の就業支援・職業能力開発」において、行政、企業、教育機関等と連携した「いわてで働こう推進協議会」等により人材確保・育成に取り組む他、「高等教育機関等との連携による若者定着の支援」や「いわてキャリア教育指針」に基づくキャリア教育の実践」等の施策を進めることとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。以下の項目を重視して中小企業振興基本計画を策定すること。</p> <p>3)中小企業の自主的な取組を基本にしつつ、営業力・販売力・新商品開発や技術革新への支援を強化すること。大学や工業技術センター、金融機関等との連携を強化すること。中小企業間、異業種等との連携を強化すること。</p>	<p>平成28年3月に策定した岩手県中小企業振興基本計画において、第3章「目指す姿及び推進する施策」の「2 推進する施策」の中で、「(2)新たな商品・役務の開発、研究成果の事業化、新たな販売先の開拓等による事業規模の拡大等の支援」を掲げているところであり、この中で、教育機関や研究機関等との連携を強化し、経営革新への支援など御提言のあった内容について取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。以下の項目を重視して中小企業振興基本計画を策定すること。</p> <p>4) 中小企業の「事業の持続的発展」の重要性を踏まえ、事業継承・後継者対策に取り組むこと。</p>	<p>平成28年3月に策定した岩手県中小企業振興基本計画において、第3章「目指す姿及び推進する施策」の「2 推進する施策」の中で、「(1)事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実」及び「(7)創業、円滑な事業承継」を掲げているところであり、この中で、後継者対策・事業承継について取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。以下の項目を重視して中小企業振興基本計画を策定すること。</p> <p>5) 条例に基づく毎年度の事業実績の報告に当たっては、中小企業者を含めた第三者機関で検証し、翌年度の政策・方針に生かすようにすること。</p>	<p>岩手県中小企業振興基本計画に基づき、中小企業振興施策についての御意見をいただくため、中小企業者を含めた外部委員会を立ち上げ、御意見等をいただいております。その御意見等を踏まえて次期計画の検討を行い、効果的かつニーズに合った施策の推進に努めることとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1) 県として住宅リフォーム助成事業を早期に実施すること。商店街リフォームも助成の対象とすること。</p>	<p>住宅リフォームへの助成につきましては、県においては、市町村と連携して耐震診断又は耐震改修への支援を行っている他、省エネ性能を有し県産材を使用した住宅の増改築に対する支援を行っています。</p> <p>また、東日本大震災の被災者に対する独自支援として住宅の補修及び改修に対する補助を実施しているところです。今後も、良質な住宅ストックの形成を図るという観点から、県としての支援を検討していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を 10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 2) 県の官公需の中小企業向け発注比率を件数でも金額でも引き上げること。28年度は、件数では91.2%だが、金額では77.0%に引き上がっており、当面、金額ベースで80% (60億円増)、更に90% (970億円増) を目指すこと。実態を調査・検証し改善を図ること。</p>	<p>中小企業の受注機会を確保するため、地元中小企業への優先発注を図るための地域要件の設定や、官公需適格組合の積極的な活用などを行っているほか、県各部局のみならず県内市町村に対して協力要請を行うとともに、岩手県中小企業団体中央会を通じた発注情報の提供、官公需に関する協議会を通じた県の取組などの周知により、中小企業向けの発注率が向上するよう努めています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を 10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 3) 「小規模工事希望登録者制度」を県としても実施し、県有施設の小規模工事発注を積極的に推進すること。</p>	<p>県営建設工事の発注に当たっては、発注金額に応じた等級区分を定めて入札参加資格者名簿を作成するとともに、入札執行を担当する総務部においても発注金額に応じた地域要件を運用するなど、地域の建設企業の受注機会の確保に配慮した発注を行っていますが、引き続き、他県の取組も参考に、地域の建設企業の振興に配慮した制度運用に努めていきます。</p>	県土整備部	建設技術振興課	C 当面は実現できないもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を 11、金融円滑化法の復活を求め、更に使い勝手の良い制度とするよう求めること。中小企業の機械設備のリース代の支払い猶予についても、経産省の通達(2012年11月1日)の趣旨を生かして活用を進め、遅延損害金を求めないこと。遅延があってもリース物件を引き上げないこと。銀行による貸し渋り・貸しはがしをやめさせること。</p>	<p>中小企業金融円滑化法の適用は平成25年3月をもって終了しましたが、その後も、金融の円滑化に継続して対応するよう経済産業省や金融庁からの要請もあり、金融機関では現在においても中小企業者からの貸付条件の変更等に柔軟に対応しているものと考えています。 県としても、金融機関には中小企業者への円滑な資金供給について継続的に取り組むよう働きかけていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を 12、大企業・誘致企業による単価たたきや仕事の減少など、下請けいじめをやめさせる取組を国と連携して強化すること。</p>	<p>県では、いわて産業振興センターが、国の「下請けこみ寺事業」により相談窓口を設置し、中小企業の取引上の悩み相談を受け付けており、国では、県内下請中小企業と親企業との取引条件等の実態調査を行っています。 今後もこれらの取組を通じ、国と連携しながら、下請取引の適正化に努めていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>13、100%保証の緊急保証制度が、最大限活用されるように周知徹底を図るとともに、審査の迅速化、簡素化を図ること。中小企業庁長官名の通達を踏まえ「赤字や債務超過があっても形式的に判断するのではなく、実態や特性を十分に踏まえて判断するよう」徹底すること。全業種が対象となるよう国に求めること。部分保証制度は撤回すること。</p>	<p>100%保証の対象となっている保証制度は、経営安定に必要な資金需要に対応する制度として認識しており、県の制度資金においても東日本大震災津波の被災事業者向けの「中小企業東日本大震災復興資金」などを行っていますが、引き続き、事業資金を必要とする事業者が活用できるよう取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>14、「特定大規模集客施設の立地誘導等に関する条例」を適切に運用し、大型店の無秩序な出店を規制するあらゆる手立てを講じること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるまちづくりを進めるために、具体的な支援策を強化すること。小売商業調整特別措置法(商調法)に基づく県の調査・調整を活用し、商店街を守る対策を強化すること。</p>	<p>床面積が6,000㎡を超える特定大規模集客施設の立地に関しては、都市構造に与える影響などを勘案し、広域的な見地から適地への誘導など、適正な制度運用に努めています。</p> <p>また、「まちづくり」の推進については、中心市街地活性化法における多様な主体による協議活動に参画、助言するなど市町村、商工団体等との連携を進める他、中心市街地や商店街の活性化に向けた取組などへの助成などを通じて商店街を支援しています。</p> <p>小売商業調整特別措置法は、小売商業の事業活動の機会の適正な確保等を目的とし、中小小売業に関わる紛争解決のための措置を定めており、法に基づく調査の申し出があった場合には、適切に対応することとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>15、悪質な商工ローン、消費者金融、振り込め詐欺、ヤミ金融対策を抜本的に強化し、被害者救済対策に取り組むこと。サラ金並みの金融機関のカードローンの実態を把握し規制を求めること。多重債務者の相談と解決に各部局が連携して取り組むこと。</p>	<p>被害者救済については、県民生活センターにおいて消費者からの相談に応じているほか、消費者110番などの特別相談会を実施し、相談機会の確保に努めるとともに、詐欺等の疑いがある相談の場合には警察にとりつぐ等の対応を行っています。</p> <p>なお、金融機関のカードローンについては、相談対応等を通じて情報を入手するとともに、関係行政庁や業界団体の動向を注視しています。</p> <p>また、多重債務問題に対しては、庁内関係部局や、岩手弁護士会、岩手県司法書士会などとの連絡会議を開催するほか、多重債務弁護士無料相談を県内各地で実施するなど関係機関との連携に努めています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>16、平泉と橋野鉦山の世界遺産登録と三陸復興国立公園、三陸ジオパークの認定、世界遺産登録を目指す縄文遺跡等の観光資源を生かし、全県的な観光振興対策を強化すること。復興支援ツアーや震災教育旅行など沿岸県北の観光対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>県では、世界遺産をはじめ内陸と沿岸の観光地をつなぐバスツアーの運行支援や、三陸復興国立公園や三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイルなどの観光資源と地域の特徴を生かした体験プログラムを組み込んだ広域観光ルートの情報発信など、県内をより広く巡り、より長く滞在する旅行商品の造成を促進しています。</p> <p>また、震災(防災)学習を目的とした企業・教育旅行を沿岸地域の観光振興の柱とするため、教育旅行誘致説明会への参加や企業研修誘致説明会の開催、教育旅行関係者や企業研修担当者の招請、教育旅行の事前学習への語り部の派遣など教育旅行等を通じた沿岸地域への誘客拡大に向けた取組を進めているところです。</p> <p>引き続き、三陸沿岸地域をはじめ、全県的な誘客拡大に向けた誘客の促進に取り組めます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>観光課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>1、TPP11、日欧EPAの大筋合意の内容とその具体的な影響について、全面的で徹底した情報公開を求めること。県としても独自の影響試算を行うこと。TPP11、日欧EPA交渉の中止を求めること。</p>	<p>TPP11及び日EU・EPAは、本県の基幹産業である農林水産業のみならず、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。</p> <p>このため、県では、国に対し、農林水産業・商工業、国民生活などに及ぼす影響について、早急かつ十分な情報提供と国民的議論を尽くすよう、昨年12月末と本年1月末に要望してきたところです。</p> <p>本県農林水産物の生産額への影響については、国が平成29年12月に公表した経済効果分析における算出方法に基づき機械的に試算したところ、TPP11では約21.9～36.3億円、日EU・EPAでは約14.8～29.9億円、生産額が減少する結果となったところです。</p> <p>協定の発効には、今後、参加国による署名及び国会承認手続きを経る必要がありますが、国会を中心とした十分な国民的議論や、国の平成29年度補正予算及び平成30年度当初予算案で示された関連対策が着実に実施されるよう、国の責任において万全な対応を行うことを求めています。</p>	<p>政策地域部 農林水産部</p>	<p>国際室 農林水産企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、国の責任で米の需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の廃止は撤回すること</p> <p>1)政府の責任でコメの需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の廃止は撤回すること。</p>	<p>県では、国に対し、米政策の見直し後においても、国全体で主食用米の需給の安定が図られるように、実効性のある推進体制の確立について要望してきたところであり、引き続き、必要な対応を国に求めています。</p> <p>また、米の直接支払交付金の廃止後においても、水田農業の担い手の経営安定に向けた支援を充実するよう強く要望してきたところであり、引き続き、必要な対応を求めています。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農産園芸課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、国の責任で米の需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の廃止は撤回すること</p> <p>2)米価に「不足払い」制度を導入し、再生産可能な米価を保障するよう国に求めること。</p>	<p>県では、国に対し、ナラシ対策について、標準的収入額の算定基礎年数の拡大や、再生産可能な生産費を基準とした補填内容とするなどの見直しを図るよう要望しており、引き続き、国の検討状況も踏まえ、必要な対応を求めています。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農産園芸課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、国の責任で米の需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の廃止は撤回すること</p> <p>3)米の生産調整をやめるのではなく、水田における麦・大豆・飼料作物などの増産と一体に取り組むこと。転作条件を有利にし、増産に伴って輸入を抑制するなど、安定した販路と需要先を確保すること。</p>	<p>県では、新たな米政策に対応するため、地域における水田農業の推進方針の検討や、需要に応じた主食用米及び転作作物の生産計画の作成・推進を支援する「岩手の水田農業確立推進事業」を平成29年度から措置しているところです。</p> <p>また、国に対し、水田活用の直接支払交付金を恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望してきたところであり、引き続き、必要な対応を国に求めています。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、国の責任で米の需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の廃止は撤回すること</p> <p>4)収入保険制度については、対象者を青色申告者(2割)に限定するのをやめ、基準となる収入も生産コストと関連させるなどの改善を図ること。</p>	<p>収入保険の対象者を「青色申告を行っている者」としていることについて、国では、「国費を投入して収入減少を補填する制度」であり、「収入の把握は誰でも納得のいくものとする必要がある」ため、「税の仕組みを活用して把握する」としているところです。</p> <p>また、収入を対象としていることについては、「所得を対象とする場合、コストのかけ方が合理的かどうかの判断が必要」となるが、「その妥当性を判断することは難しい」ことから、所得ではなく収入を対象としていると説明しています。</p> <p>一方、今般改正された農業災害補償法では、その附則で「法律の施行後4年を目途として」「制度の在り方について検討を加え」必要に応じて「所要の措置を講ずる」としていることから、県としても、農業者の実態を十分に把握した上で、農業災害補償制度が農業経営を支えるセーフティーネットとして更に万全なものとなるよう、必要に応じ国に要望していきます。</p>	農林水産部	団体指導課	C 当面は実現できないもの
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、国の責任で米の需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の廃止は撤回すること</p> <p>5)米の消費拡大に本格的に取り組むこと。学校給食の米飯給食は週4日以上を目指し日本型食生活の定着を目指すこと。県立病院はもとより民間の病院、ホテル・旅館、レストランなどで県産米の活用を進めること。</p>	<p>県では、平成26年10月から「食べよう！いわての美味しいお米」をキャッチフレーズに、県産米の消費拡大に向けた県民運動を展開しているところであり、平成29年度は「日本一の美味しいお米の国づくり推進事業」において、米の消費拡大に結びつく商品開発等の取組への支援を実施したところです。学校での米飯給食は、平成28年度で週3.9回まで増加しており、今後も、栄養教諭等に対し、利用を働きかけていきます。</p> <p>また、県産米を利用する県立病院等給食施設を対象とした「いわて地産地消給食実施事業所」や、ホテル・旅館、レストランなどを対象とした「いわての美味しいお米提供店」の指定拡大に取り組み、県産米の消費拡大を推進していきます。</p>	農林水産部	県産米戦略室 流通課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>1)多様な家族経営を維持・発展させ、農業を続けたいと願う全ての農家を担い手に位置付け、支援の対象とする地域農業、岩手型集落営農を推進すること。</p>	<p>本県の農業は、産地の核となる認定農業者等を中心とし、小規模・兼業農家など、多くの農家が生産活動に携わりながら、地域社会そのものを支えているという実態にあることから、こうした多様な農家が参画した農業生産や地域活動の活発化を通じて、活力ある農業・農村を実現していくことが重要と考えています。</p> <p>このため、県では、いわて県民計画第3期アクションプランに基づき、地域農業の核となる経営体の育成や、生産性・市場性の高い産地づくり、高付加価値化などを柱として、農業者の収益アップと農業・農村の活性化に向けた取組を進めています。</p> <p>今後においても、農業経営の発展を目指す農家や、小規模・兼業農家がともに豊かさを実感できる農業・農村の実現に向け、地域に根ざした農業施策に積極的に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>2)地域農業を支えている大規模農家や生産組織を支援すること。</p>	<p>県では、産地の核となり、企業的な経営を目指す認定農業者等を対象に、①岩手大学等と連携して「いわてアグリフロンティアスクール」を開設し、生産・販売・財務・労務管理など経営全般にわたる講義と、県内外の先進事例調査や自己の経営分析などの実践的な演習を通じて、農業ビジネス戦略計画を策定し、企業家マインドの醸成を図るとともに、②農業経営アドバイザーなどと連携し、法人化をはじめ、経営管理能力の向上を支援しています。さらに、経営基盤の強化に向けて、①「農地中間管理事業」による農地の集積・集約化や、②「いわてリーディング経営体育成支援事業」や「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業」により、経営体への機械・施設の整備を支援しています。</p> <p>こうした取組により、本県農業をけん引し、地域経済社会を支える農業経営者を育成していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>3)青年就農給付金事業は、農地集積を目指す「人・農地プラン」と一体であることや、親元就農の場合は5年以内に経営委譲するなどの要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年全てを対象にすること。県・市町村独自の新規就農者支援対策を拡充すること。県立農業大学の施設整備と教育・研修の拡充を図ること。</p>	<p>農業次世代人材投資事業(平成28年度までの青年就農給付金事業)は、就農前の研修や早期の経営確立を支援するため、次世代を担う意欲ある新規就農者を対象としています。</p> <p>交付要件については、親の経営継承を受ける農家子弟であっても、新規参入者と同等の経営リスクを伴う場合には交付対象となるなど、一部の要件が緩和されたところですが、必要に応じ、国に改善を要望していきます。</p> <p>新規就農者に対する県立農業大学校や先進農家での実践研修、農業改良普及センターによる就農後の生産技術・経営指導、経営開始時における施設整備等に対する助成など、発段階に応じたきめ細やかな支援を実施しており、今後とも、引き続き、市町村等と連携しながら、新規就農者の確保・育成に取り組んでいきます。</p> <p>県立農業大学校については、国の予算措置の状況や県の財政状況なども踏まえながら、計画的に施設整備を進めるとともに、今後とも学生や就農希望者のニーズを踏まえ、カリキュラムや研修内容の充実に努めていきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>4) 株式会社一般への農地取得解禁に反対すること。</p>	<p>株式会社の農地取得について、国では、平成26年6月24日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、リース方式で参入した企業の状況等を踏まえた検討を行い、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに併せて措置するとしているところです。</p> <p>県としては、農地中間管理機構を軸とする担い手への農地集積と集約化を推進していく上で支障が生じることがないように、国の検討状況を注視しながら、必要に応じて要望していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	C 当面は実現できないもの
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>4、農業予算を基幹産業にふさわしく拡充し、価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。</p>	<p>県としては、マスタープラン実践支援事業等の県単事業、経営体育成支援事業や畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等の国庫事業により、経営の規模拡大や効率化を支援し、農業者の所得向上の取組を支援するとともに、国の価格安定対策事業や経営安定対策事業を活用して、農業者の経営安定に取り組んでいます。</p> <p>また、国に対して、農業関連施策や予算の拡充について要望活動や政策提言を行いながら、本県の基幹産業である農業の推進にむけて、施策の充実に努めていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指すこと。</p> <p>1)放射能汚染対策として、農産物の放射能汚染測定を徹底し「食品の安全」を確保すること。原木シイタケ、キノコ、山菜等の出荷規制の早期解除を求めること。</p>	<p>農産物の放射性物質濃度検査について、県では、国の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき県産農林水産物の検査を行い、検査結果は県のホームページ等を通じて公表しており、引き続き、検査の実施により県産農林水産物の安全性を確認していきます。</p> <p>また、出荷制限の早期解除については、原木シイタケのホダ場の環境整備や野生キノコ・山菜の放射性物質濃度の継続的な定点調査などに取り組んでいるところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指すこと。</p> <p>2)輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底を図ること。食品偽装を許さない監視体制を強化し、製造年月日表示を復活すること。</p>	<p>輸入食品については、国が輸入食品監視指導計画に基づき、検疫所に食品衛生監視員を配置し、原産国名を表示する必要がある加工食品等の監視指導及びモニタリング検査の体制を整備し、その安全性を担保しています。</p> <p>県では、食品衛生監視指導計画に基づき、県内に流通する輸入食品の安全確保対策として、残留農薬や食品添加物などの検査を行うとともに、輸入事業者の監視指導や自主衛生管理の支援等を図り、輸入食品の安全確保に努めているところです。</p> <p>また、食品表示については、県民が食品を選択するための重要な情報であることから、輸入食品や生鮮食品等に関する原産地等の点検・指導・収去検査等を実施し、適正な表示の普及・定着を推進します。</p> <p>なお、平成7年に製造年月日表示から、期限表示に改正されていますが、この改正の趣旨は、食品の製造・加工技術の進歩等を踏まえ、食の安全を確保する上で品質保持が可能な期限の表示を行うことが、消費者にとって有用であるとの判断によるものであることを御理解願います。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指すこと。</p> <p>3)地産地消や食の安全を重視した地域づくりを進めること。学校給食や病院、ホテル・旅館などで地場の農水産物の活用を広げること。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売などを支援すること。</p>	<p>県では、地産地消や食の安全を重視した地域づくりと、地場の農水産物の活用に向け、市町村の地産地消促進計画の策定・実践を支援するとともに、地産地消給食実施事業者の拡大に取り組んでいます。</p> <p>また、地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売の促進に向け、商品開発や販路開拓のための専門家の派遣や、生産者と加工・小売業者等とのマッチング機会の提供などに取り組んでいます。</p> <p>今後も、農林水産物の地産地消の推進や高付加価値化に向けた取組を進めていきます。</p>	農林水産部	流通課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指すこと。</p> <p>4) 口蹄疫対策に万全の対策をとること。感染家畜が発生した場合、殺処分と埋設を迅速に行い、そのための埋設地を確保しておくこと。鳥インフルエンザなど各種感染症の監視体制を強め、発生した場合は機敏に殺処分や移動制限措置をとり、農家・業者への保障にも万全の対策を講じること。</p>	<p>県では、口蹄疫や鳥インフルエンザの発生に備え、「食の安全安心危機管理対応指針」及び「岩手県鳥インフルエンザ等発生時対応要領」を策定しており、感染家畜が発生した場合には、同指針等に基づき、全庁的な組織を直ちに立ち上げるとともに、殺処分等の対策を迅速に講じることとしています。</p> <p>口蹄疫に係る埋設地については、飼養者が自ら確保すべきものでありますが、県としても、適切かつ迅速な防疫対策が可能となるよう、立地条件等に関して助言・指導を行うこととしています。</p> <p>各種感染症の監視体制については、例えば鳥インフルエンザの場合、養鶏場のモニタリング検査や野鳥のサーベイランス検査を計画的に実施するとともに、本病の疑いがある死亡鶏や死亡野鳥の病性鑑定を行っています。</p> <p>農家・業者への補償については、殺処分に係る手当金や売上減少に対する助成金等が速やかに支払われるよう、国と調整しながら対応していきます。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指すこと。</p> <p>5) 米国产牛肉の輸入を30カ月齢まで規制緩和したことに反対し、BSE対策の全頭検査を維持すること。</p>	<p>食品安全委員会は、平成28年8月に「48か月齢超の健康牛のBSE検査について、現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」と評価して答申したことを踏まえ、厚生労働省は平成29年4月1日から健康牛のBSE検査を廃止しました。</p> <p>県では、食品安全委員会の評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われたものと認識しており、また、国内での発生リスクに対する国際的な評価、農業団体の意見や県民の科学的評価に対する理解等を総合的に勘案し、全国の自治体と足並みを揃えて健康牛のBSE検査を廃止したものです。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指すこと。</p> <p>6)ニホンシカ等の鳥獣被害対策を抜本的に強化すること。電気柵設置の効果が表れており「シカ防護網等設置事業」(県単)を拡充すること。「鳥獣被害防止総合支援事業」(国の補助事業)、「鳥獣被害防止総合交付金」(国庫)の拡充を求めること。ニホンシカ等の個体管理を徹底し野生獣の防除と捕獲を強化すること。</p>	<p>県では、市町村が鳥獣被害防止計画に基づき実施する有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置などの対策を支援するとともに、積雪に強い恒久電気柵の普及や鳥獣被害対策研修会の開催などに取り組んでいます。</p> <p>電気柵については設置した圃場で被害額が激減するなど効果が認められていることから、補助率が高い鳥獣被害防止総合交付金を活用した設置支援を行っており、国に対して、引き続き、取組を進めるための十分な予算の確保を要望しているところです。</p> <p>また、県ではニホンジカの県内全域を対象とした捕獲情報の収集などのモニタリング調査を実施し、生息状況や生息密度などの把握に取り組むとともに、狩猟期間の延長や有害鳥獣捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するなど捕獲を強化しています。</p> <p>今後もモニタリング調査等の結果を踏まえ、適切な個体数管理に取り組むとともに、市町村や関係機関等と連携しながら、鳥獣被害防止対策の充実強化に取り組んでいきます。</p>	<p>環境生活部</p> <p>農林水産部</p>	<p>自然保護課</p> <p>農業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>1)外材依存政策を転換し、かろうじて残されていた製材や集成材などの関税撤廃を受け入れた日欧EPA、TPP11の交渉中止、大枠合意の撤回を求めること</p>	<p>日EU・EPAやTPP11は、本県の基幹産業である農林水産業をはじめ、県民生活や経済活動の幅広い分野に影響を及ぼすことが懸念されています。</p> <p>県では、今後も、国に対し、国会を中心に十分な国民的議論を尽くすことや、国の責任において万全の対策を講じるよう求めていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農林水産企画室</p>	<p>D 実現が極めて困難なもの</p>



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>2)森林整備、間伐の取組を抜本的に強化し、県産材使用の数値目標を決め、県産材を活用した老朽校舎の改築、県営住宅や公共施設の整備、住宅建設に融資や税制上の優遇措置を含め助成措置も実施し積極的に取り組むこと。</p>	<p>県では、平成29年3月に策定した「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画(第5期計画)」において、平成29年度から平成31年度までの木材利用の推進目標を15,600m<sup>3</sup>と定めるとともに、新たに県が整備する低層の公共施設の木造化率100%を推進目標に掲げ、率先して木材利用に取り組んでいます。</p> <p>(県営住宅の整備に関して)                  県営住宅の整備については、仕様書において木材を使用する場合は県産材の使用に努めるよう求めているところです。</p> <p>(県産材を活用した住宅建設への支援に関して)                  省エネ性能を有し、県産材を一定量以上使用した住宅の新築・増改築に対する助成を行う、住みたい岩手の家づくり促進事業を実施し、県産材の利用の促進を図っているところです。</p> <p>県立学校施設の新築、大規模改修に当たっては、「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」に基づき、構造部材や内装材を県産材とするよう努めています。</p> <p>各市町村に対しても、校舎の改築等に当たり、県産材を活用するよう要請していきます。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
		県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
		教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>3)「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、林業・木材産業を国の大切な産業として位置付け、林業・木材産業の再生を図り、緑の環境を充実させ山村の活性化を図ること。</p>	<p>県では、いわて県民計画第3期アクションプランを策定し、「地域の森林経営を担う経営体の育成」、「豊富な森林資源を生かした全国屈指の木材産地等の形成」、「林産物の高付加価値化と販路の拡大」、「木質バイオマスエネルギーの利活用促進」等に取り組んでおり、これらの取組を通じ、本県の林業・木材産業の振興や山村地域の活性化を図っていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>4)現場の実態に即した林道・作業道を整備すること。日本の森林にあった林業機械の開発に国とともに取り組むこと。林業と結びつかない大規模林道事業などは見直すこと。</p>	<p>林道の整備については、「市町村森林整備計画」で計画されている「路網整備等推進区域」において重点的に整備を進めています。</p> <p>作業道の整備については、森林整備事業や合板・製材生産性強化対策事業等の国庫補助事業を積極的に活用し、森林所有者や林業事業体に対する支援を行っています。</p> <p>また、林業機械の開発については、国が機械メーカーに委託するなどの取組を進めており、県としては、国の林業機械の開発に協力していきます。</p> <p>旧緑資源幹線林道については、独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い、残区間の路線形及び幅員を見直し、森林整備や木材生産の効率化のための林道として県が整備しています。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>5)木質バイオマス施設は地域の資源量に即した配置を進めること。</p>	<p>県では、これまで発電事業者に対し、地域の森林資源量に見合った規模の施設整備や、既存の木材産業への影響に配慮しながら木質燃料を調達するよう、木材供給者との安定取引協定の締結などを指導してきたところです。</p> <p>今後も、引き続き、国や関係団体等と情報共有を図りながら、木材の需給動向等を注視し、木質バイオマス施設が適切に配置されるよう対応していきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>6)林業労働者の確保と林業技術の継承を図り、地域の実態に即した流通・加工体制を確立し、林業・木材産業の再建を図ること。</p>	<p>林業労働者の確保と林業技術の継承について、県では、平成29年4月、林業技術センターに「いわて林業アカデミー」を開講して林業技術者の養成に取り組んでいるほか、公益財団法人岩手県林業労働対策基金において、林業への新規就業者の確保や技術研修などを行っており、今後も関係団体と連携し、本県の林業労働者の確保、育成に取り組んでいきます。</p> <p>また、木材の流通・加工体制については、引き続き、国の補助事業等を活用し、県産材の安定供給のための施設整備等の支援を行い、林業・木材産業の再生を図っていきます。</p>	農林水産部	森林整備課 林業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>7)「緑の雇用事業」を思い切って拡充するなど、系統的な林業就業者の育成・確保に取り組むこと。</p>	<p>国が平成15年度から実施している「緑の雇用事業」は、本県の新規就業者の約半数が利用するなど、これまで大きな成果を上げてきたところです。</p> <p>県では、引き続き、実施団体の公益財団法人岩手県林業労働対策基金を通じて、「緑の雇用事業」による新規就業者の確保やキャリアアップ対策に取り組む、林業就業者の確保・育成に努めていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>8)国有林の分割・民営化をストップし、国が一元的に管理し地元の意見を反映した管理運営を行い、地域の林業事業体の育成を図るよう国に強く求めること。</p>	<p>林業事業体の育成については、国有林・民有林を含めた事業活動の中で、雇用の近代化や経営体質強化に取り組む意欲のある事業体を県が認定し、指導や支援に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、こうした事業体の育成に取り組むとともに、関連対策の強化を国に要望していきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>1)サケ、サンマ、スルメイカ等の記録的な大不漁に対し漁業・水産業振興に対する緊急対策を講じること。</p>	<p>サンマやスルメイカなどの資源については、国の調査研究機関と連携し、漁況情報の迅速な提供や、漁獲可能量の管理などの資源管理の取組の徹底を図るとともに、漁業者の経営安定を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者の減収を補てんする国の資源管理・経営安定対策制度の導入や、漁業共済への加入を促進しています。</p> <p>また、サケについては、放流直後や、沿岸からオホーツク海に至る間の稚魚の減耗が要因の一つと考えられていることから、①県水産技術センターにおいて、稚魚の初期生残と減耗要因に関する研究や、サケ稚魚の飼育方法や放流方法についての研究の実施、②飼育池ごとの適正な飼育管理や、適期・適サイズでの放流の徹底などについて増殖事業関係団体への指導などを行っています。</p> <p>今後においても、国や関係団体と連携しながら資源の回復と漁業経営の安定のための取組を継続して実施してまいります。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>2) 漁船の確保、養殖施設の再建整備を生かし漁場利用の見直しと活用を取組を強化すること。魚市場を核とした流通・加工施設の一体的な再建整備に取り組むこと。</p>	<p>漁船や養殖施設については、漁業者の要望に基づいて復旧事業を実施した結果、震災後の生産体制において必要とされる数量が概ね確保されました。今後は、漁場生産効率の「見える化」分析の実施など漁場の生産効率の向上に取り組み、一層の生産回復に取り組んでいきます。</p> <p>また、流通・加工関連施設の復旧・整備についても引き続き支援を行い、産地魚市場を核とした漁業と流通・加工業の一体的な再生に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>3) ワカメ、アワビ、秋サケなどつくり育てる漁業の再建を図ること。サケふ化場、アワビ・ウニの種苗施設の再建整備を図ること。がんばる漁業・養殖復興支援事業について、フォローアップを行い必要な支援を強化すること。</p>	<p>これまでに、漁業協同組合等から要望のあったワカメ等養殖施設、アワビ等種苗生産施設及びサケふ化場施設の整備は完了しています。</p> <p>平成29年のワカメの生産量は約1万5千トンで震災前の7割、アワビの種苗放流数は震災前同水準の697万個、サケ稚魚放流数は台風第10号の影響がありましたが、ふ化場間の連携により稚魚生産を行い、4億尾を目指し取り組みを行っております。今後も引き続き、つくり育てる漁業の再建に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、がんばる漁業・養殖復興支援事業については終了していますが、今後も漁業者等の要望を踏まえながら必要な支援に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>4) 被災した全ての漁港の早期復旧・整備に取り組むこと。漁村集落の維持に取り組むこと。</p>	<p>被災した108漁港全てで本格的な復旧工事に着手しており、平成30年1月までに105漁港で復旧が完了しています。</p> <p>引き続き、関係市町村や漁業協同組合などと緊密に連携しながら復旧工事を進め、平成29年度末までに107漁港、平成30年度末までに全ての漁港の復旧完了を目指していきます。</p> <p>また、漁村の生活環境の向上を図るため、引き続き、漁業集落排水施設等の整備を促進します。</p>	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>5) 漁業者の生活支援の強化を図ること。二重ローンの解消、緊急的な雇用の確保、生活資金への支援を強化すること。</p>	<p>県では、岩手県信用漁業協同組合連合会が創設した制度資金に対して、市町村と連携し利子補給を行うなど、東日本大震災津波で被害を受けた漁業者等の既往債務の負担を軽減し、経営の早期安定化を図るための支援を継続して行っています。</p> <p>また、被災した漁業者の生活支援に関しては、これまで漁協による雇用を促すとともに、養殖施設等の生産基盤の復旧を支援し、一定程度の生産の回復が進んだところですが、今後も、生産の更なる回復や経営の安定化に向けた支援を行っていきます。</p>	農林水産部	団体指導課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>6) 被災した漁協への支援を強化し、漁業・水産業を核とした地域の振興を図ること。被災した漁協の再建へ施設とともに人件費の補助等を含む支援を強化すること。</p>	<p>被災した漁協への支援については、共同利用施設等の復旧・整備に当たり、国の補助事業において県、市町村の嵩上げ補助により漁協の負担を軽減しているほか、補助事業等の事務処理について適切な助言・指導を行うなど人的支援にも努めているところです。</p> <p>今後も、漁協が行う水産業共同利用施設の復旧・整備を支援するとともに、漁協が策定した地域再生営漁計画の実行支援を通じて、漁業者及び漁協の収益の向上と経営の安定化が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>7) サケの定置網漁の復旧とともに、サケ資源の公平配分に取り組むこと。事実上個人の所有となっている定置は見直すこと。</p>	<p>定置網漁業については、漁協等の事業要望に基づき復旧整備を進め、操業を再開しています。</p> <p>サケ資源に関しては、人工ふ化放流によって資源を維持するとともに、県内だけではなく、関係する道県を含めた漁業調整を図りながら今後も資源の公平配分に努めていきます。</p> <p>また、定置漁業権の免許については、引き続き適切に対応していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>8) 小型漁船漁業の復興・再生と具体的な振興策を講じること。</p>	<p>小型漁船漁業は、経営の規模が小さく収入が不安定なことから、減収補てんを受けられる国の経営安定対策事業の導入や、ケガニなどの資源管理の取組を支援するほか、資源状態の良い魚種の情報を提供するなどにより、経営の安定化を支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>9) 新規漁業就業者支援制度を国に求めるとともに、県としても漁業の担い手対策を強化すること。</p>	<p>国は、新規漁業就業者を確保するため、漁業就業情報の提供や就業フェア等の開催に加え、新規就業希望者の漁業現場における長期研修などの事業を実施しているところです。</p> <p>県では、これらの国の事業を活用した新規漁業就業者の確保を支援するとともに、経営開始直後の経営リスクを緩和するため、収入が不安定な経営開始直後を対象とした給付金制度の創出などを国に求めているところです。</p> <p>また、就業準備研修の受入組織となる「いわて水産アカデミー」(仮称)の平成31年度の開講に向けて関係機関との調整を行っていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPP11、日欧EPA交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>10) 福島原発事故による放射能汚染対策と風評被害対策に取り組み、損害の全面賠償を実現すること。</p>	<p>県では、産地魚市場に水揚げされた水産物の放射性物質検査を毎週実施し、消費者への安全な県産水産物の提供に努めているところです。</p> <p>また、市町村や関係団体と連携して、消費者の不安の払拭を図るなど風評被害対策に取り組むとともに、東京電力ホールディングス(株)に対し、漁業者等の損害について早期かつ確実な賠償金の支払いを求めているところです。</p> <p>今後も、安全な県産水産物の提供や風評被害対策に取り組む、消費者の信頼回復と県産水産物の販路の回復・拡大を図っていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>1)いじめ対策の基本として—いじめは人権侵害であり暴力という認識で、目の前のいじめから子どもたちの命、心身を守り抜くこと。根本的な対策として、いじめが深刻となった要因をなくすことに正面から取り組むこと。</p>	<p>児童生徒一人ひとりが自他の生命と他者の人権を尊重し、大事にすることを基軸に据えた教育を推進するとともに、今後もいじめを見過ごすことなく、安全・安心な学校づくりに取り組みます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>2)学校での取組では以下の点に取り組むこと。</p> <p>①いじめへの対応を絶対に後回しにしない、子どもの命最優先の原則・安全配慮義務を明確にすること。そのためにいじめを認知できるように対策と研修を行うこと。</p>	<p>いじめ問題の対策については、平成29年度から「自殺予防に係る取組」を重点項目の一つとして位置付け、各学校で取り組んでいるところであり、児童生徒一人ひとりが自他の生命と他者の人権を尊重し、大事にすることを基軸に据えた教育を推進するとともに、いじめ及びいじめの疑いがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒の安全を確保し、その解決に向け、適切に対応するとともに教育研修の充実を図ります。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>2)学校での取組では以下の点に取り組むこと。</p> <p>②いじめの情報は、すぐに全教職員、保護者に知らせ連携して取り組むこと。</p>	<p>いじめ問題の対策については、平成29年度は「関係者への情報共有と連携」を重点項目一つとして位置付け、各学校で取り組んでいるところであり、いじめ及びいじめの疑いがあることが確認された場合、学級担任等が一人で抱え込むことなく、速やかに組織で情報を共有するとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談を行います。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>2)学校での取組では以下の点に取り組むこと。</p> <p>③子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめをやめる人間関係をつくること。</p>	<p>いじめ問題の対策については、平成29年度から「児童生徒による取組の推進」を重点項目の一つとして位置付け、各学校で取り組んでいるところであり、今後も全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性のある大人には育み、いじめを生まない学校風土づくりに取り組めます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校調整課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>2)学校での取組では以下の点に取り組むこと。</p> <p>④被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。</p>	<p>いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とした毅然とした態度で指導します。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校調整課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>2)学校での取組では以下の点に取り組むこと。</p> <p>⑤被害者・遺族の知る権利を尊重すること。</p>	<p>学校はいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、その意向を尊重しながら調査等を丁寧に行うとともに、事実関係について適時・適切な方法で情報を提供します。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校調整課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>



意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>3)教育行政としては以下の課題に取り組むこと。</p> <p>①教員の多忙化の解消、35人学級の実現、養護教諭・カウンセラーの増員を図り、児童生徒一人一人に寄り添った取組が行われるように教育条件を整備すること。</p>	<p>教職員の多忙化解消については、現在、教員が子どもと向き合える時間をより一層確保できるよう、教職員の勤務負担の軽減に向け、労働安全衛生体制の構築、勤務時間の把握、部活動指導業務の見直し、事務事業の見直し等をテーマとして関係団体とともに協議を行い、その取組を実施しているところです。引き続き、学校現場の状況を把握しながら、市町村教育委員会と連携し、勤務負担の軽減に努めていきます。(B)</p> <p>また、本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大してきており、平成29年度からは新たに中学校3年生をその対象に加え、中学校全学年に導入したところです。平成30年度は、平成31年度からの小学校6年生への拡大も視野に入れながら、新たに小学校5年生に35人学級を導入します。(A)</p> <p>養護教諭については、国からの加配を活用し、教育相談等の必要性が高い学校に対し、養護教諭の複数配置を実施しており、今後も加配の拡充に向けて、国に対して要望していきます。(B)</p> <p>スクールカウンセラーについては、引き続き配置校の拡充に努めていきます。(B)</p>	教育委員 会事務 局	教職員 課  学校調 整課	A 提言 の趣旨 に沿っ て措置  B 実現 に努力 している もの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>3)教育行政としては以下の課題に取り組むこと。</p> <p>②全ての学校で、全ての教職員が参加する規模と回数で、いじめ問題の研修を実施するなど、いじめの解決に取り組む条件整備を進めること。</p>	<p>いじめ問題への対応に係る研修については、総合教育センターにおける教員研修や各教育事務所主催の教員研修を実施し、研修機会を確保しています。</p>	教育委員 会事務 局	学校調 整課	A 提言 の趣旨 に沿っ て措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>3)教育行政としては以下の課題に取り組むこと。</p> <p>③教職員をバラバラにしている教員評価など教員政策を見直すこと。</p>	<p>平成20年度から実施している新昇給制度においては、学校が教職員相互の協働や連携による取組によって成り立つ職場であることを踏まえ、教職員個々の取組のほか、他の教職員との協働や連携による取組についても重視すべきものとしています。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>4)いじめの重大事態については、第三者機関で調査、対応しその教訓を生かすようにすること。</p>	<p>いじめ重大事態の調査については、いじめ防止対策推進法や国の基本方針及びガイドライン等にしがた、適切に実施しています。重大事態の調査結果から再発防止等についての教訓を得ることについては、県いじめ問題対策委員会の所掌事項の一つに、いじめの防止等のための調査審議があることから、その取扱い等については、今後、検討をしていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>5)不登校の子どもを温かく支援し、安心して相談できる窓口の拡充、子どもの居場所、様々な学びの場の確保と公的支援を行い、学びと自立を支援すること。</p>	<p>不登校などの学校不適應の問題については、的確かつ迅速に対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進め、学校における教育相談体制の充実と支援に努めています。また、引き続き、「24時間子供SOSダイヤル」等の学校以外の相談窓口を設置していくとともに、他の機関の相談窓口を含めて児童生徒及び保護者への周知を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>6)高校中退をなくす取組を強め、進級・進学・就職に責任を持つこと。</p>	<p>入学した生徒については、卒業まで指導することを基本とし、進路指導の充実や教科指導の工夫等による目的意識の涵養や、生徒個々に応じた教育相談等により中途退学しないように指導を行っています。</p> <p>今後も、生徒の多様な能力、意欲、関心、適性に対応し、一人ひとりを生かしたきめ細かい指導を通して、生徒が充実した高校生活を送り、希望する進路目標を達成できるように指導していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。 2、学校から体罰、「指導死」を根絶すること。</p>	<p>全ての教職員に対し、研修や会議等の様々な機会を通じて、不祥事防止の徹底に努めてきたところですが、いまだ体罰行為を始めとした不祥事が発生している状況を踏まえ、校長による「コンプライアンス宣言」の実施に加え、体罰防止セルフチェックシートの活用や体罰・暴言防止ポスターの掲示等により自己の言動を振り返る機会を設け、教職員の体罰等の防止に対する意識を高める取組を進めており、不祥事の根絶に向けて一層努めていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。 3、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。 1) 児童生徒の生活実態を把握し対応できる体制を確立すること。教職員、保健室、SSWの配置と連携を強化すること。</p>	<p>平成29年度は、スクールソーシャルワーカーを国の補助事業により非常勤職員として県内6教育事務所に19名配置し、平成30年度も同様の予算規模で配置することとしており、引き続き教育相談体制の充実に努めるとともに、学校を窓口とした福祉関係機関との連携を強化していきます。 また、総合教育センターにおける教職員を対象とした研修等の取組により、教職員の資質向上を図りながら、学校現場における子どもの貧困対策の充実に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。 3、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。 2) 就学援助制度の周知徹底を図り、対象を生活保護基準の1.5倍に広げるとともに市町村間の格差を解消すること。対象項目の拡充を図ること。</p>	<p>就学援助制度については、各市町村において様々な手段を用いて制度趣旨や申請手続きの周知を図っていると承知しています。県教育委員会としては各市町村に対し、保護者負担の実情を的確に把握した上で、適切な水準で運用が図られるよう助言するとともに、県内各市町村における制度の実態など必要な情報提供を行っています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。 3、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。 3) 給食費、教材費の無償化を支援すること。</p>	<p>義務教育では、授業料、教科書の無償化のほか、要保護、準要保護世帯に対する就学援助等が行われていますが、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため必要な財源は、給食費や教材費も含め、国の責務として完全に保障するよう国に対して要望しているところです。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>3、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。</p> <p>4) 高校授業料の無償化を復活させること。</p>	<p>高校授業料の無償化については、全国一律の取扱いとして、高等学校等就学支援金制度が施行されているところです。</p> <p>国に対しては、所得基準等の制度見直しについて要望を行っており、今後も、国の動向を踏まえながら、国に対して要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないよう努めていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>3、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。</p> <p>5) 給付制奨学金の拡充を求め、県としても創設すること。</p>	<p>高校生に対する奨学金事業については、高校の授業料を支援するための高等学校等就学支援金、非課税世帯等の授業料以外の教育費に充てるための奨学給付金の支給を行っています。</p> <p>大学生に対する奨学金事業は国が担っており、給付型奨学金が創設され、平成29年度から先行実施、平成30年度からは本格実施となります。</p> <p>県としては、高校卒業後の教育の機会均等を図る上からも、学生への経済的な支援は重要であると考え、引き続き、国が行う奨学金制度の拡充を要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>4、国・文科省に35人学級の実施を強く求めるとともに、県独自にも35人学級を平成30年度から小学校全学年に拡充すること。</p>	<p>本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大してきており、平成29年度からは、新たに中学校3年生をその対象に加え、中学校全学年に導入したところです。平成30年度は、平成31年度からの小学校6年生への拡大も視野に入れながら、新たに小学校5年生に35人以下学級を導入します。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>5、県立高田高校のグラウンドの早期整備を図ること。被災した小中学校等の早期の再建整備を進めること。</p>	<p>県立高田高校の第一グラウンドについては、平成30年度に本整備に向けた設計を行うこととしているほか、第二グラウンドについても、平成30年度中に応急仮設住宅の解消が見込まれていることから、引き続き、両グラウンドの早期復旧ができるよう必要な取組みを進めながら関係機関との調整を図っていきます。(B)</p> <p>また、公立の小中学校の校舎については、平成28年度末までに陸前高田市立気仙小学校を除く全ての被災校舎の復旧が完了し、新校舎での授業を再開しています。</p> <p>引き続き、残る気仙小学校の復旧に向け工事に着工しており、国との円滑な調整を図るなど、必要な支援を行っていきます。(A)</p>	教育委員会事務局	教育企画室	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>6、小中学校・高校の耐震改修・改築を思い切って進めること。県産材を積極的に活用し木造校舎の建設を進めること。大規模改造工事を含め、シックスクール対策を徹底し、TVOC検査を義務づけること。被害を受けた生徒の医療の確保と教育を保障すること。</p>	<p>公立の小中学校の耐震化については、今後統廃合等を予定しているなど個別事情のある学校を除き、概ね校舎の耐震改修工事が完了する見通しが立っています。</p> <p>また、県立学校施設の耐震化については、久慈高校及び福岡工業高校の改築に着手したほか、特別教室棟や実習棟などの小規模施設の耐震改修を進めているところであり、今後も計画的な耐震化を進めます。(B)</p> <p>県立学校施設の新築、大規模改修に当たっては、「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」に基づき、構造部材や内装材を県産材とするよう努めています。(B)</p> <p>県立学校施設の工事に起因するシックスクールの発生を防止するためには、原因物質の発散量が最も少ない材料の使用や揮発性有機化合物が基準値内であることをVOC測定により確認するとともに、揮発性有機化合物の総量を測定するTVOC測定を必要に応じて実施しています。なお、市町村学校施設については、児童生徒が学校施設に起因した体調不良を引き起こすことがないよう、室内空気汚染対策の徹底について、引き続き各市町村に要請していきます。(B)</p> <p>また、シックスクール症候群の症状を訴える児童生徒に対しては、医療機関と連携して対応するとともに、学校薬剤師の指導のもと原因物質の除去を行うなど、健康的で快適な学習環境の維持に努めています。(A)</p>	教育委員会事務局	教育企画室	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>7、小学校5・6年生の英語科教育については、日本学術会議の提言を踏まえ、専任教員の確保と研修を大前提に、英語嫌いの生徒をつくらないようにすること。</p>	<p>教員確保については、国の英語専科指導加配を活用して専門性の高い教員の確保に努めることとしています。また、採用試験において英語検定等の資格を有する受験者へ優遇制度等の措置を検討しているところです。</p> <p>研修については、平成27年度から4年計画で、小学校教員の外国語の指導力向上のための研修を県が実施し、平成31年度までに約660人の教員を育成していく予定であります。この研修を受けた教員を各学校における外国語教育推進の中核に据え、校内研修等の充実を図ることとしています。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>8、「全国学力テスト」は中止し、「学力テスト結果」の公表は行わないようにすること。教育に市場原理を導入する目標管理型学校経営や県版学力テストの点数を目標とするやり方は見直すこと。</p>	<p>全国学力・学習状況調査は、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上のため、児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるものです。このことを踏まえ、本調査への参加及び公表については、学校の設置者が判断しています。文部科学省では、平成26年度より市町村教育委員会の判断に基づき、学校名を明らかにした公表を可能にしましたが、その際、教育上の効果や影響等に考慮しながら、序列化や過度な競争が生じないようにする等配慮すべき点について示しています。本県では、平成26年度以降、学校名を明らかにした市町村はありません。</p> <p>県内の各小・中・義務教育学校では、目標達成型の学校経営への転換を目指し、児童生徒の実態や地域の状況を踏まえ、具体的な目標を設定した取組を進めています。目標の設定や検証については、数値目標のみに偏ることなく、目標達成に向けた具体的な取組過程を重視するものです。</p> <p>岩手県学習定着度状況調査についても、平均正答率の高低のみに注目するのではなく、正答数の分布状況や課題の見られる問題に着目する等、各小・中・義務教育学校において、児童生徒の学習状況をよりの確に把握するよう努めており、分析結果から各校において必要な指導を工夫し実施するなど、一人ひとりの学力を保障する取組を進めています。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>9、小中学校の統廃合計画については、子どもの教育にとって、地域の教育にとって、地域住民との合意の3点を基本原則にして取り組むこと。住民合意のない一方的な統廃合は行わないこと。被災地の学校の統廃合計画についても、地域住民の合意を貫くこと。小中一貫校は全国で問題が出ており、進めないこと。</p>	<p>小中学校の統廃合については、児童生徒の健やかな成長を促し、豊かな人間性を育む上で必要な教育環境の整備や教育向上の観点から、地域住民の意見を十分に聞きながら進めることが重要と考えており、被災地の学校においても、設置者である市町村が策定する復興計画等に基づき、地域住民の意見を聞きながら進められるものと考えています。</p> <p>また、子供たちの成長にあわせて教育活動を9年間で体系的に展開していく小中一貫教育に関する取組は、全国的にも注目され、各自治体が主体的に進めている現状があります。県教育委員会としては、柔軟な教育課程編成の一つとして捉えており、平成28年4月に義務教育学校が法制化されたことも踏まえ、全国の状況を注視しながら、市町村教育委員会や学校を支援しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	S その他
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>10、特別支援教育・障害児教育の拡充を目指すこと。</p> <p>1)特別支援学校の生徒急増に対応し、緊急課題として教室不足の解消に取り組むこと。特別支援学校・分教室の整備計画を立て、計画的に改築改修を進めること。都南支援学校の跡地への新たな特別支援学校の整備を急ぐこと。国に対し特別支援学校の設置基準を決め、計画的に整備に取り組むよう求めること。男女共用トイレは直ちに解消すること。</p>	<p>県教育委員会では、特別支援学校での教室不足の解消に向け、地元市町村などからの要望も踏まえ、個別課題について改善を図っています。具体的には、平成28年4月に二戸地域で盛岡みたけ支援学校高等部分教室を開室したほか、平成29年度には北上市内に花巻清風支援学校北上みなみ分教室を設置しています。</p> <p>また、移転後の盛岡となん支援学校の空き校舎については、知的障がいを対象とした新たな特別支援学校として活用することとし、整備を進めています。</p> <p>今後、次期いわて特別支援教育推進プランの策定と併せて整備計画を検討するとともに、国に対し特別支援教育に関する諸条件の整備等についても要望していきます。</p> <p>また、特別支援学校の男女共用トイレのうち改修可能な箇所については、平成26年度までに工事を完了していますが、一部の学校において男女を区分するためのスペースが確保できていないため、男女共用トイレが残っていますので、引き続き狭あい化の解消を図る施設整備等を進め、その解消に努めます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室 学校教育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>10、特別支援教育・障害児教育の拡充を目指すこと。</p> <p>2)子どもたちの障がいの複雑化に対応し、軽度発達障害の子どもへの支援を含む「特別支援教育」に当たっては、必要な教職員を確保し、特別支援教育支援員の配置を徹底するとともに待遇の改善を図ること。</p>	<p>発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの教育の充実を図るため、平成29年度は、全市町村において、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校に621名(前年比46名増)の特別支援教育支援員が配置され、その財源となる国の地方財政措置額も拡充されるなどの充実が図られているところです。</p> <p>また、県教育委員会においても、平成29年度は高等学校へ39名(H30.2.1現在)の特別支援教育支援員の配置を行っていますが、今後も研修などを通じて市町村を含めた特別支援教育支援員の専門性の向上などに努めていきます。</p> <p>なお、待遇改善については、国の地方財政措置の状況から非常勤職員としての採用とならざるを得ない状況ですが、県教育委員会では特別支援教育支援員研修会の開催や配置校担当者を集めての情報交換会を開催し、特別支援教育支援員の適正な活用に向けて取り組んでいます。</p> <p>また、通級指導教室については、国の定数改善により、対象となる児童生徒数に応じて教職員の基礎定数化が今後10年をかけて図られることとされており、通級加配とあわせて教職員の確保及び指導の充実に努めます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課  教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>10、特別支援教育・障害児教育の拡充を目指すこと。</p> <p>3)「支援地域」の中心と位置付けられる盲・ろう・養護学校は統廃合ではなく、小規模分散で地域密着型を目指し拡充すること。</p>	<p>県教育委員会では、「共に学び、共に育つ」というインクルーシブ教育システム構築に向けて、障がいのある児童生徒も自分の住んでいる地域で学ぶことができるように、二戸市(H20小学部、H25中学部、H28高等部)、遠野市(H19小学部、H24中学部)、一関市千厩町(H19小学部、H21中学部)に特別支援学校の分教室を設置しており、平成29年度は北上市に小・中学部の分教室を設置しました。併せて、盛岡地区以外の特別支援学校では、知的障がいのある児童生徒と肢体不自由の児童生徒に対応するなど、複数の障がい種を受け入れ、地域で学ぶことができるようにしています。</p> <p>また、小・中学校等に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への教育の充実を図るため、特別支援学校による地域支援も推進しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	A 提言の趣旨に沿って措置



意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>11、中学校までの完全学校給食を実施し、県産農畜水産物の活用で地産地消にふさわしい自校方式を積極的に進めること。利用率の低いランチボックス(仕出し弁当給食)の実態と問題点を把握し改善を図ること。給食費の無償化を支援すること。</p>	<p>学校給食については、義務教育諸学校の設置者である各市町村において、学校給食の意義や児童生徒の実態及び地域の実情等を踏まえ、その実施方式等を総合的に判断していると捉えています。また、いずれの実施方式においても、食育の観点から日々の学校給食に積極的に地場産物を取り入れているところです。ランチボックスについても、各市町村において、実施状況等を踏まえながら、趣旨に沿った提供に努めていると認識していますが、今後、必要に応じて助言をしていきます。</p> <p>給食費の無償化については、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため必要な財源は、給食費も含め、国の責務として完全に保障するよう国に対して要望しているところです。</p>	教育委員会事務局	教育企画室 保健体育課	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>12、一関一高への併設型中高一貫校・付属中学校については、施設不足や既存の中学校への影響、小学校への受験競争の激化など諸問題の検証を行い、地域の声を把握して見直しを含め再検討すること。</p>	<p>併設型中高一貫教育の導入については、検討委員会を設置してその在り方を検討し、設置の方向性を示した上で、各地域への説明会を行いながら十分に時間をかけて進めてきたものです。</p> <p>一関第一高等学校附属中学校は、平成30年4月に10年目を迎えますが、生徒の学習や進学状況、同校が目指す教育の進捗状況、周辺の義務教育への影響等、導入の成果と課題を検証しながら、その方向性について継続的に検討していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課 学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>13、県立高校の再編計画の具体化については、高校と地域の取組を支援し、実績に基づいて進めること。生徒の学習権を保障し、地域と結びついた高校を守る立場から、地域の取組を県教委としても支援すること。</p>	<p>新たな県立高等学校再編計画は、生徒にとってより良い教育環境を整備していくため、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的諸条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱に、平成28年3月に策定したものです。</p> <p>県教委におきましては、前期再編プログラムを着実に実施することが重要と考えていますが、併せて、各地域における、ふるさと振興に向けた取組の推移や、入学者の状況等も十分見極めた上で計画を推進していくこととしており、これまで、市町村や学校等との丁寧な意見交換等に努めてきているところです。</p> <p>県内の各地域においては、学校と連携し様々な魅力化向上の取組が進められていますので、今後においても、地域と丁寧な意見交換等も行いながら、適切に対応していきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>14、県立高校の入試制度の改善に当たっては、生徒減少の中で希望者全員が進学できるよう、透明性と公平性が確保されるようにすること。高校間格差を拡大する通学区域の拡大は行わないこと。</p>	<p>高校入試は学校教育法施行規則の定めにより実施しており、生徒が志願先高等学校においてその資質や能力を十分に発揮し、有意義な高校生活を送ることができるかを判断しているものです。実施に当たっては、選抜方法を公開し、学力検査等の得点の簡易開示を行うなど、透明性と公平性の確保に努めています。(A)</p> <p>通学区域については、今年度「県立高等学校における生徒の多様な受入のあり方に関する検討会議」を設置し、通学区域の制度の意義や、制度を変更した場合の影響等を踏まえ、適切な方向を見出すべく、検討会議の中で地域等(市町村教育委員会等)から意見を聴く等、多面的な検討を進めているところです。(B)</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育課 学校調整課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>15、高校生の就職を支援する就職支援相談員の配置を拡充し、安定した雇用と県内就職率を当面80%に引き上げること。3年以内の離職率(47.6%)の改善を目指し、実態調査を踏まえ対策を検討すること。各部局、関係機関とも連携を強化すること。キャリア教育に当たっては、憲法、労働法に基づく基本的な権利を身に着けるように徹底すること。</p>	<p>高校生の就職支援については、各振興局に配置の就業支援員や岩手労働局等の関係機関、商工労働観光部と連携し、高校生の安定した雇用の確保と県内就職率の向上及び早期離職の防止に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、「いわてキャリア教育指針」に基づき、児童生徒の発達段階に応じて「総合生活力」・「人生設計力」を育成し、児童生徒が自己のあり方・生き方を考え、主体的に進路選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育全体で計画的かつ組織的に育むなど、キャリア教育の一層の推進に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
	<p>新規高卒者の県内就職率の目標設定については、第3期アクションプランにおいて、平成26年度の現状値63.4%を過去10年間の最高値である67.6%に段階的に近づけることを目指して設定したものです。</p> <p>また、「若年者雇用動向調査」の結果によると、企業を選ぶ際に「仕事の内容・職種」を重視するものが32.8%いる一方で、1年未満で企業を辞めた理由は「仕事が自分に合わない」と答えた割合がもっとも高く、仕事内容について、若年者の認識と企業での実態とのミスマッチが生じていると考えられるところでは、引き続き、広域振興局等に配置している就業支援員により、高校生の県内就職に向けた企業とのマッチングを実施するとともに、就職後の企業訪問を積極的に展開し、若年者の地元就職促進と早期離職の防止、職場定着を支援していきます。</p> <p>次に、キャリア教育については、県内の高校生や大学生等に対し、労働関係法令の基本的知識や相談窓口の総会等を内容としたガイドブックを独自に作成・配布しているほか、県労働委員会において、学生を対象とした出前講座を実施しています。</p> <p>また、県のホームページ等でも労働関係法令等について広く周知・啓発を行っているところです。</p> <p>今後も、こうした取組を通じて、労働教育に取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>16、教員の「多忙化」を解消し、教員の専門家としての役割が発揮されるようにすること。過労死ラインを超える超過勤務は直ちに解消するよう徹底すること。司書教諭を専任で配置すること。パワーハラスメント防止対策を強化すること。</p>	<p>これまでも学校行事の見直しや、会議、照会等の精選などの取組を実施してきたところですが、現在、教員が子どもと向き合える時間をより一層確保できるよう、教職員の勤務負担の軽減に向け、労働安全衛生体制の構築、勤務時間の把握、部活動指導業務の見直し、事務事業の見直し等をテーマとして関係団体とともに協議を行い、その取組を実施しているところです。引き続き、学校現場の状況を把握しながら、市町村教育委員会と連携し、勤務負担の軽減に努めていきます。</p> <p>司書教諭の配置については、学級数が小学校では27学級以上、中学校では22学級以上の学校に専任司書教諭を配置しています。県立高校では現在2校（不来方、北上翔南）に専任司書教諭を配置しています。今後も専任司書教諭の拡充に向け、その成果等について分析を進めていきます。</p> <p>パワーハラスメントの防止については、岩手県教職員コンプライアンスマニュアルへの掲載や、相談窓口を設置するなどして、対策に取り組んできたところです。</p> <p>各職場におけるコンプライアンス研修や注意喚起、管理監督者への研修など、様々な機会を通じ、引き続き意識啓発を図っていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>17、教員採用、管理職昇任制度について、公正で透明化された採用と昇任が行われるよう抜本的に改善すること。「教員免許更新制」の中止を求めること。臨時教員制度を抜本的に見直し、正規雇用を拡大すること。外国人講師による英語教育に当たっては直接雇用とすること。</p>	<p>教員採用、管理職任用については、適切な筆記試験や面接等を行い、客観的かつ厳正な評価を行っています。今後もさらに学校や地域のニーズに合わせ、学校現場で活躍できる人材の確保に努めます。</p> <p>また、教員の任用については単年度措置による加配によるものもあることを踏まえながら、臨時教員の任用についてはこれまで同様適切に進めていきます。</p> <p>教員免許更新制については、文部科学省で設置した「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」で議論され、その改善について報告されています。県としては、国における改正がなされた場合、制度を円滑に運用するよう努めるとともに、必要に応じて国に対して制度の改善を要望してまいります。</p> <p>外国人講師による英語教育については、JETプログラムによる外国語指導助手を直接雇用し活用しているところです。また、派遣契約による外国語指導助手については、労務管理や研修業務といった教職員の負担を軽減できるメリットもあるため、直接雇用については慎重に検討してまいります。</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>18、通学路の安全対策を総点検し、地域住民・関係機関と連携して通学路の安全対策を強化すること。冬季の除排雪を徹底し安全を確保すること。</p>	<p>平成24年度の通学路緊急合同点検を機に、通学路の点検を行い、安全対策の総点検を行っています。また、関係機関と連携し、各市町村において策定した通学路安全プログラムが適切に運用されるよう必要に応じて支援するなどにより、登下校中の児童生徒の安全確保に努めます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>19、侵略戦争を美化する「歴史教科書」「公民教科書」の押し付けを許さず、「日の丸・君が代」の学校教育での押し付けは行わないこと。性教育などへの政治介入に反対すること。</p>	<p>義務教育における教科書採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律などに基づいて実施されています。県教育委員会では、教科書採択の権限を有する市町村教育委員会や採択地区協議会において、歴史及び公民の教科書を含む教科書の採択事務が公正かつ適切に行われるよう指導しています。</p> <p>また、教育活動における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と示されており、県教育委員会では、各学校において学習指導要領の趣旨に沿って措置するよう市町村教育委員会に指導しています。</p> <p>なお、性教育への政治介入の事実は、把握していません。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。</p> <p>20、私学助成を拡充し、私立高校の私学就学支援金については実質無料化を目指すこと。これまでの授業料減免の財源を復元し全国並みに拡充すること。授業料以外の学費の父母負担の軽減に取り組むこと。</p>	<p>私立学校に通う生徒に対しては、国の就学支援金のほか、不慮の災害や家計の急変により修学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等への負担軽減措置を図っています。</p> <p>また、平成26年度に就学支援金加算額が増額されているほか、平成26年度に創設された授業料以外の学資への支援策である奨学のための給付金については、平成27年度以降、毎年度増額されており、支援策の拡充が図られてきています。</p> <p>県では、これらの支援策に加え、平成30年度から就学支援金の国の交付額を超えた授業料の減免補助を県単独で拡充し、低所得世帯に対する修学環境の改善を図ることとしています。</p> <p>県としては引き続き、実質的な教育費負担の軽減に向けた支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について要望してまいります。</p>	総務部	法務学事課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。 21、18歳選挙権に向けて、憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づいて主権者教育を進めること。</p>	<p>主権者教育については、政治参加の重要性や選挙の意義等を深く理解させ、政治への参加意識を醸成していくことが重要であり、小・中・義務教育学校の社会科や高校の公民科の授業、選挙管理委員会と連携して実施する「明るい選挙啓発授業」などを通して、児童生徒の発達段階に応じて、計画的かつ継続的に指導の充実に努めていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にも行き届いた教育を。 22、岩手国体成功のレガシーをいかし、2019年ラグビーワールドカップ成功目指す取組を強化すること。</p>	<p>ラグビーワールドカップ2019™釜石開催の成功に向けて、平成29年4月に県内の全市町村を含む官民関係146団体で「ラグビーワールドカップ2019™釜石開催実行委員会」を設立し、オール岩手の取組を進めているところです。 今後とも、釜石市やラグビーワールドカップ2019組織委員会等との連携を密にし、開催機運の醸成や受入態勢の整備等大会の成功に向けてに取り組んでいきます。</p>	<p>文化スポーツ部</p>	<p>文化スポーツ企画室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波と台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を生かし、防災のまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>1)大規模な津波から住民のいのちを守る基本は、速やかな避難です。小中学校・高校での防災教育を徹底するとともに、住民レベルの防災教育と集落ごとの防災訓練・避難訓練を抜本的に強化すること。避難道路・避難施設を総点検し整備すること。</p>	<p>東日本大震災のような大規模な災害に対しては、防潮堤整備等のハード面の対策のみでは対応できないことが検証されています。</p> <p>県では、自らが災害から身を守る「自助」を基本として、総合防災訓練への地域住民の参加を促進するとともに、岩手県地域防災サポーターを派遣し、地域の自主防災組織が行う防災対策・避難訓練などの取組を支援しています。</p> <p>また、防災教育教材を作成し、県内の小中学校に配付するとともに、教材活用を促進するため、教員を対象とした研修会を教育委員会等と連携して開催するなど、防災教育の推進に取り組んでいます。</p> <p>災害対策基本法に基づく指定避難所や避難道路については、県地域防災計画に市町村が地域の実情に応じて整備するよう定めているところであり、整備に当たっては、市町村の復興計画等と併せて整備されていくことが望ましいと考えています。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
	<p>防災教育の徹底については、自然災害時に自らの命を守り抜くために必要な「主体的に行動する態度」を育成するため、学校、家庭、地域の連携による、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を推進しています。</p> <p>各学校の防災体制の確立と児童生徒の防災意識の向上を図るため、平成30年度は、研修会の実施、学校訪問、実践校の指定等を行い、関係機関と連携しながら、防災教育の一層の充実に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波と台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を生かし、防災のまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>2)大震災津波の検証を踏まえ、行政と岩手大学、県立大学等の連携で「防災講座」「防災講演会」を開催し、防災担当者の教育・研修と養成、職員と県民の防災意識の高揚を図ること。</p>	<p>県では、岩手大学の協力により、小・中学校の授業で活用可能な防災教育教材を作成するとともに、防災教育教材の活用を促進するため、教員を対象とした研修会に講師として参画いただき、防災教育の推進に連携して取り組んでいるところです。</p> <p>また、岩手大学と連携して「防災・危機管理エキスパート育成講座」を開設し、市町村等関係機関担当者の防災意識の高揚や、能力の向上を図るとともに、自主防災組織の結成や活性化を支援することを目的に研修会を開催し、県民の防災意識の高揚も図っているところです。</p> <p>今後も大学等と連携し、防災意識の高揚や能力向上の取組を行っていきます。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波と台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を生かし、防災のまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>3)避難施設となっている小・中・高の校舎・体育館、公民館などの耐震診断と耐震改築・改修を図り、自家発電設備と暖房設備、洋式トイレ等を整備すること。情報設備と必要な人員の配置、食糧備蓄対策を講じること。</p>	<p>県では、市町村との連絡手段を確保するため、衛星携帯電話が未配備となっていた市町村に対し無償貸与を行う等、災害時における通信手段の確保に努めているところです。</p> <p>食料備蓄対策については、県及び市町村、県民並びに事業所それぞれが食料、生活必需品等の備蓄を行うよう、県地域防災計画に定めているほか、県では、市町村等の備蓄で不足する分を補完するため、県災害備蓄指針に基づき、県広域防災拠点施設への食料等の備蓄を計画的に進めています。</p> <p>公立学校施設の耐震化については、計画的に改築や耐震改修等に取り組むなど、引き続き早期実現に努めます。</p> <p>県立学校の施設設備の整備は、文部科学省の高等学校設置基準等を踏まえて策定した県立学校施設整備指針に基づき行っており、暖房設備やトイレ設備等の整備についても、当該指針や学校からの要望に基づき適切に進めています。加えて、防災機能強化のため、全ての県立学校に可搬型の発電機を配備している他、平成27年度までに指定避難所となっている沿岸部の高校を含む12校に太陽光発電設備を設置しました。</p> <p>公立学校施設の避難施設としての防災機能強化については、今後も引き続き各市町村の地域防災計画と整合を図りながら、所在市町村の実情に応じて計画的に整備が図られるよう取組を進めます。</p> <p>また、公民館については、平成28年度に県内全ての公民館の耐震診断や耐震化工事の実施状況等の調査を実施しており、その結果をもとに市町村の求めに応じて指導助言を行っています。</p> <p>避難場所の指定及び物資の備蓄は、それぞれの市町村が地域防災計画に定め運用しているものであり、市町村と調整する必要があるものと考えています。</p> <p>なお、学校が独自に行う食糧等の備蓄については、平成28年度末において、要望のあった全ての県立学校(36校)に食糧等の備蓄に要する予算を配分しました。</p>	<p>総務部</p> <p>教育委員会事務局</p>	<p>総合防災室</p> <p>教育企画室 生涯学習文化財課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波と台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を生かし、防災のまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>4)地震対策の緊急課題として、住宅の耐震改修、家具等の固定化を積極的に推進すること。</p>	<p>住宅の耐震改修については、市町村や関連団体との連携のもと、木造住宅の耐震診断、改修及び相談支援事業を実施しており、いわて木造住宅耐震改修事業者の育成及び公表、戸別訪問や説明会、小中学生等を対象とした耐震授業などの普及啓発にも取り組みながら促進していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>7、東日本大震災津波と台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を生かし、防災のまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>5)洪水浸水区域、土砂災害警戒区域内の高齢者施設等の避難計画の作成と避難訓練の実施を徹底し、消防団、地域町内会との連携体制を構築すること。</p>	<p>県では、平成28年台風第10号災害を踏まえ、平成29年2月から3月にかけて、県内9か所で、県内の社会福祉施設等に対し「水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会」を開催し、避難計画の作成等について働きかけるとともに、避難計画作成や避難訓練の取組事例の情報提供のほか、指導監査等の機会を活用した避難計画等作成支援を実施しています。</p> <p>また、今年度は国のモデル事業を活用し、久慈市の高齢者施設において、入所者を実際に避難させて避難時間を検証するなどしながら、国、自治体、施設管理者等が連携してモデルとなる避難計画を作成し、市町村等に情報提供を行ったところです。</p> <p>今後においても、取組事例の共有を図りながら、社会福祉施設等における避難計画の作成等が進むよう市町村等と一体となって取り組んでいきたいと考えています。</p>	<p>総務部</p>	<p>総合防災室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波と台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を生かし、防災のまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>6)要援護高齢者や1人暮らし高齢者など災害弱者の実態と情報を共有し、避難計画の策定など具体的な対策を講じること。避難の警報システムを整備すること。全国的な同時多発型の地震への対応も検討すること。</p>	<p>住民への迅速かつ確実な災害情報の伝達については、各市町村において、防災行政無線や広報車の他、携帯電話による緊急速報メールやインターネット、ソーシャルネットワークサービスなど多様な伝達手段の整備・活用に取り組んでいるところです。</p> <p>また、平成28年度から運用している災害情報システムでは、市町村が発令する避難勧告など、災害時に県民が必要とする情報を、Lアラートを通じて、テレビ等で迅速かつ的確に伝達しているところです。</p> <p>さらに、全国的な同時多発型の地震への対応については、岩手県災害時受援応援計画を策定し、大規模かつ広域的な災害に対応できる体制の整備等に取り組んできたところであり、平成28年熊本地震では応援本部を設置し、人的支援や支援物資の提供などにより被災地の支援を行ったところです。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>避難行動要支援者の避難支援が迅速かつ的確に行われるためには、要支援者の実態を把握し、支援に携わる関係者が情報共有することが重要であることから、県では市町村に対し、災害対策基本法で作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」の作成、個別計画の策定や福祉避難所の事前指定等、災害に備えた事前の対策がなされるよう、研修会や会議等の機会を通じて働きかけているところです。</p> <p>県としては、災害時における、高齢者や障がい者などの要配慮者に対する支援体制の構築が図られるよう、引き続き市町村の取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波と台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を生かし、防災のまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>7)自主防災組織の組織化と実践的な訓練、防災士の養成など活動への支援を強化すること。</p>	<p>自主防災組織の組織化と活動への支援については、自主防災組織のリーダー等を対象とした研修会や、連絡会議を開催するとともに、岩手県地域防災サポーターを地域等へ派遣し、研修会や訓練等の取組を支援するなど、市町村と連携して取り組んでいます。</p> <p>また、平成29年度は、自主防災組織の実態調査を実施するとともに、自主防災組織のリーダーや市町村職員、有識者らによる自主防災組織活性化検討会議を立ち上げたところです。</p> <p>防災士については、県としては、防災士の方が住民への防災知識の普及や自主防災組織の活性化などの役割を期待しており、県内の防災士20名を地域防災サポーターに登録し、研修会に派遣しているところです。</p> <p>今後も市町村や日本防災士会岩手県支部等と連携を図りながら、地域防災力の向上に向け、地域主体の取組を支援していきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波と台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>2、ため池緊急防災体制整備促進事業の推進について</p> <p>1)地震や豪雨によるため池決壊の被害を食い止めるために、実態調査を踏まえて事業の推進に取り組むこと。</p>	<p>ため池の決壊による被害を防止するため、ため池一斉点検の結果や管理者の意向を踏まえながら、ため池緊急防災体制整備促進事業により、施設の廃止、監視体制の強化などについて支援していきます。</p>	農林水産部	農村建設課	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波と台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>2、ため池緊急防災体制整備促進事業の推進について</p> <p>2)地域防災上のリスクを除去するために、ため池廃止の措置を進めること。</p>	<p>ため池の廃止については、管理者の意向を踏まえ、必要に応じて施設廃止等による防災・減災対策を支援していきます。</p>	農林水産部	農村建設課	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波と台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>2、ため池緊急防災体制整備促進事業の推進について</p> <p>3)必要な予算を確保すること。</p>	<p>ため池緊急防災体制整備促進事業の推進に当り、地域の要望に応えられるよう、引き続き、予算の確保に努めていきます。</p>	農林水産部	農村建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波と台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>3、除雪対策を徹底し、除雪とともに排雪の取組を抜本的に強化すること。拡幅除雪とともに、歩道の確保対策を講じること。通学路の除排雪と安全対策を講じること。</p>	<p>県では、雪による幅員減少や圧雪等による通行障害の防止のため、初期除雪や拡幅除雪、排雪作業等を実施するとともに、市町村等と連携した効率的な除雪を推進し、安全で安心な道路交通の確保に努めています。</p> <p>また、通学路においては、通学時間帯前に通行可能な歩行空間を確保するなど、通園・通学路を重点とした歩道除雪を推進するとともに、歩行者の安全対策のため、横断歩道や交差点等における歩行障害の防止や見通しを確保する排雪作業を実施しています。</p> <p>今後とも、地域の皆様の御理解と御協力の下、更なる連携を図りながら、きめ細やかな除排雪作業を実施し、安全で安心な冬期歩行者空間の確保に努めていきます。</p>	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波と台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>4、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の火山活動の観測体制を引き続き強化し、継続的で多様な防災訓練を一層強化し、防災教育・啓発の取組を系統的に進めること。火山との共生にふさわしい総合的対策を講じること。</p>	<p>県では、県内の常時観測火山(岩手山、秋田駒ヶ岳及び栗駒山)について、定期的な機上観測を行っているところです。</p> <p>また、気象庁では、平成28年度に新たに県内の常時観測火山にカメラや地震計を設置するなど、観測体制を強化しています。</p> <p>火山災害を想定した総合防災訓練は平成26年度に実施しているところですが、今後については、火山防災協議会での議論を踏まえ、ハザードマップや避難計画の作成と併せて、避難訓練や普及啓発を始めとするソフト対策のあり方についても検討していきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波と台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>5、防災体制の強化を図ること。</p> <p>1)総合防災室に、防災の専門技術者を配置するとともに、岩手大学・県立大学、東北大学と連携し、市町村の防災担当者を含めた「防災講座」を実施するなど、防災担当者の研修・教育・訓練を強化すること。「風水害対策チーム」の取組を強化すること。</p>	<p>防災の専門技術者については、総合防災室に元自衛官の防災危機管理監を配置しているほか、警察本部及び消防本部からも職員の派遣を受け、それぞれの専門知識を生かした防災・危機管理体制の強化に努めています。</p> <p>防災担当者の研修・訓練等については、岩手大学と連携し、「防災・危機管理エキスパート育成講座」等を開設しているほか、市町村の防災担当者を対象とした図上訓練や研修会を実施し、災害対応力の強化に努めています。</p> <p>また、平成29年の台風接近時には、関係機関、有識者等で組織する「岩手県風水害対策支援チーム」を招集し、早めの避難対応等について市町村へ助言したところであり、引き続き風水害に対応した取組を強化していきます。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波と台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>5、防災体制の強化を図ること。</p> <p>2)要をなす消防職員は基準人員の確保に努めること。</p>	<p>消防職員数は、国が示す消防力の整備指針を基本としつつ、消防団の体制や自主防災組織の活動状況、建造物の配置や構造など、地域の様々な実情を踏まえ、それぞれ消防活動を行う市町村や一部事務組合等の判断を尊重しながら、消防力の充実強化が図られるよう、今後も必要な対策の実施を働きかけていきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波と台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>5、防災体制の強化を図ること。</p> <p>3)消防団員の確保と待遇の改善、地域住民による自主防災組織の育成・訓練の強化に取り組むこと。災害時の消防団員の安全の確保対策を講じること。県消防学校の施設、体制の改善・強化を図ること。</p>	<p>消防団員の確保と処遇の改善については、従来から市町村への働きかけを行ってきたところですが、市町村が作成する「地方版総合戦略」に消防団の充実強化を位置付け、国の支援を効果的に活用し、団員確保の取組を強力に推進するよう助言を行ってきたところです。</p> <p>自主防災組織の育成・訓練の強化については、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会や連絡会議を開催するとともに、岩手県地域防災サポーターを派遣し、研究会や訓練の取組を支援するなど、市町村と連携して取り組んでいるところです。災害時の消防団の安全確保対策については、市町村が消防団の活動マニュアルの策定、見直しを行う際の指針を取りまとめたところであり、安全確保に向けた支援を行っています。</p> <p>消防学校については、女性消防職団員の受入体制について、ハード、ソフトの両面で整備を進めているほか、計画的に修繕を行うなど教育環境の整備に努めるとともに、国が定める消防職団員の教育訓練の基準の見直しに対応し県の基準を改正するなど、教育体制の強化を図っています。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>1、大型開発・大型公共事業を総点検し、見直すとともに、公共事業の中身を学校の耐震化、県営住宅の増設、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。</p> <p>1)岩手医大に続く国道45号「盛岡西バイパス」の主要地方道上米内湯沢線以南への延伸を求めること。</p>	<p>一般国道46号「盛岡西バイパス」は、平成25年12月に全線暫定供用開始したところですが、一般国道4号の盛岡南IC入口交差点以南においては、慢性的に混雑しているとともに、平成31年9月には三次救急医療も担う岩手医科大学附属病院が移転する予定となっており、更に交通量の増加が見込まれ、渋滞の発生が懸念されています。一般国道4号の混雑緩和と県内地域医療の中核を担う医療機関へのアクセス確保を図るため、引き続き一般国道46号「盛岡西バイパス」の2車線区間の早期4車線化及び矢巾町方面への延伸について国に対し要望していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>1、大型開発・大型公共事業を総点検し、見直すとともに、公共事業の中身を学校の耐震化、県営住宅の増設、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。</p> <p>2)国道343号新笹野田トンネルの早期事業化を図ること。</p>	<p>国道343号については、今回の震災において内陸部と気仙地区をつなぐ道路として大きな役割を果たしたことから、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めているところです。</p> <p>笹ノ田峠の新しいトンネル等による抜本的整備については、県の公共事業評価を経ることや安定的な事業予算の確保が課題となり、ILCの実現に向けた進展も睨みながら、所要の検討を行っていく必要があると考えています。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>2、若者定住住宅の整備を進めること。雇用促進住宅は民間事業者売却されましたが、若者定住住宅などの活用の可能性を検討すること。</p>	<p>若者定住住宅の整備については、県内の市町村で雇用促進住宅を買い取り、若者定住住宅として活用している事例もあることから、各市町村に対し、住宅施策を含めた県内外の移住施策の情報を提供するとともに、市町村が行う空き家バンクを活用した移住促進事業に対する補助を実施しているところであり、市町村との連携を強化し、若者の定住に向けて取り組んでいきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>3、県民の要望が強い県営住宅の新増設を進めること。県産材を活用した木造住宅の整備を推進すること。既存の県営住宅に風呂釜を設置すること。駐車場のあり方（1世帯1台）を見直し整備すること。</p>	<p>県営住宅を含む公営住宅については、震災に係る災害公営住宅として5,872戸（内陸部含む、平成29年12月末現在）の整備を進めています。県営住宅の整備に当たっては、従来から内装材等への県産木材の使用に努めてきたところであり、一部では構造材を県産材とした木造の整備も実施しているところです。</p> <p>県営住宅への浴槽等の設置については、建替えや改修に合わせて順次進めているところであり、既存の県営住宅の風呂釜については、新規入居者の負担軽減を図るため再利用を可能とする運用を実施しているところです。</p> <p>また、県営住宅の駐車場については、一部団地において2台目駐車場の許可を実施しているほか、災害公営住宅の一部団地においては1戸1台以上の駐車区画を整備しています。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>4、空き家対策と若者定住住宅の整備に取り組むこと</p> <p>1) 空き家バンクの取組とともに空き家リフォーム助成を実現し積極的な活用を図ること。</p>	<p>県では、移住者の受入環境整備を図るために、市町村による空き家バンクを活用した移住促進事業に対する補助を実施してるところです。</p> <p>平成30年度においても継続して実施することとしており、引き続き、市町村等関係機関と連携しながら取組を進めていきます。</p>	政策地 域部	地域振 興室	B 実現 に努力 している もの
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>4、空き家対策と若者定住住宅の整備に取り組むこと</p> <p>2) 若者定住住宅・子育て支援住宅の整備を促進すること。</p>	<p>県では、これまで、空き家等の利活用に取り組む民間事業者を育成してきたところであり、当該民間事業者と連携し、若者定住住宅、子育て支援住宅の供給等も視野に入れた空き家等利活用の推進を図っていきます。</p> <p>また、住宅セーフティネット法の改正により新たに設けられた「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」について、空き家等の所有者に周知を行うことで、若者を含めた低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の住まいの確保を図っていきます。</p>	県土整 備部	建築住 宅課	B 実現 に努力 している もの
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>5、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。</p> <p>1) 復興事業関連で変更請負契約が繰り返されています。詳細設計を踏まえた入札とするよう改善を図ること。</p>	<p>震災関連業務の発注に当たっては、かつてない規模の工事管理や技術判断に対応して、最大限合理的な復旧工事の遂行に取り組んでいるところです。</p> <p>早期の工事着手のため、詳細設計を行う前の段階で発注した上で、準備が整ったものから段階的に地質調査・詳細設計を行っているところであり、当初想定していなかった事態への対応のため工法の変更が必要となる場合もあることから、変更請負契約を行っているものです。</p> <p>今後も、設計の精査に努めるとともに、変更が生じる際にはその説明に努めていきます。</p>	県土整 備部	県土整 備企画 室  河川課  道路建 設課  砂防災 害課	B 実現 に努力 している もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>5、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。</p> <p>2)公共事業の発注と入札に当たっては、福島県の取組を参考に、地元業者への発注比率を高めるように改善を図ること。下請けの契約関係の適正化に努めること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とするとともに、請負企業の経営安定のため、最低制限価格を導入し引き上げること。</p>	<p>県営建設工事の発注にあたっては、県内企業で施工可能と認められる工事は県内企業への発注を基本としています。現在、復旧・復興工事の円滑な施工の推進のため入札参加資格要件の緩和措置を講じており、これにより県外企業の受注割合が高くなっているものと考えられます。今後、復興後の特例見直しの時期に合わせ全体の制度設計の中で、他県の制度も参考にしながら検討していきます。(B)</p> <p>また、地元企業の入札参加に配慮した地域要件等を設定して条件付一般競争入札を実施するとともに、地域貢献度を評価する総合評価落札方式を導入しています。(A)</p> <p>あわせて、平成19年7月以降、特に低い価格での入札を排除しつつ、より低廉で良質な調達が可能となる低入札価格調査制度を導入しています。(B)</p>	総務部	総務室	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>県では、工事受注者が下請契約を締結した場合、下請調書や施工体制台帳及び施工体系図の提出を義務付けており、これらの提出を受け、適正な下請契約であることを監督職員が確認しています。</p>	県土整備部	建設技術振興課	B 実現に努力しているもの
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>5、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。</p> <p>3)制定された「公契約条例」に基づき、公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を優先すること。</p>	<p>地元企業への発注については、県内企業の育成、地域経済の活性化、雇用確保の観点から、県内企業で施工可能と認められる工事は、県内優先発注を原則としており、引き続き、県内企業の受注機会の確保に努めていきます。</p>	総務部	総務室	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>県の公共工事設計労務単価については、国と合同で毎年実施している公共工事労務費調査の結果を基に設定された最新の単価を採用するほか、間接工事費に復興係数を乗じるなど、実勢に即した適正な積算となるよう対策を講じています。</p> <p>また、工事の実施に当たっては、建設業法等関係法令の順守や保険加入について、共通仕様書に明記して受注者に義務付けるとともに、工事着手前には、受注者から施工計画書の提出を受け、適正な施工計画であることを監督職員が確認しています。</p>	県土整備部	建設技術振興課	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>5、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。</p> <p>4)分離分割発注を進めるとともに、下請契約書(調書)の公表、談合情報通りの落札となった場合の入札取り消しなど厳格な対応を実施すること。</p>	<p>談合情報どおりの落札となった場合には、入札参加者から事情聴取等を行い、談合の事実があったと認められる場合や談合等不正行為の疑いが高い場合には、入札を無効とするほか、必要に応じて公正取引委員会や警察に通報することとしています。</p> <p>公共工事の発注に当たって、専門工事の分離発注が可能な場合は、原則として分離発注を行うこととしており、各専門工事業者の受注機会の確保に努めています。</p> <p>下請契約書(調書)の公表については、県の情報公開条例に則って取り扱っています。</p>	<p>総務部</p>	<p>総務室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>6、地上デジタルテレビジョン放送の難視聴解消の対策を講じること。</p>	<p>地デジ移行に伴う受信困難世帯については、総務省において放送事業者等と連携の上で実施し、県内の対象世帯については平成27年3月までにその対策を完了しています。</p> <p>なお、東日本大震災津波による、高台移転に伴う地デジ難視聴対策については、国の被災地域情報化推進事業を活用した対策が講じられています。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>情報政策課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>7、ILC(国際リニアコライダー)誘致の取組は、学術会議の提言を踏まえ、国の財政状況、学術会議での合意形成、国際的な財政支援の動向などを踏まえて進めること。地元自治体負担が大きくなるよう対策を求めること。</p>	<p>国では、日本学術会議が指摘した課題に対する調査・検討を進めるため、平成26年度から継続的にILCに関する経費を予算措置しています。</p> <p>また、文部科学省が設置している有識者会議の「体制及びマネジメントの在り方作業部会」の報告書においては、住宅、教育等の生活環境要件や交通、情報等の社会基盤要件のうち公共施設や公共サービスに関わるものについては、ILCの立地自治体、周辺自治体による支援が不可欠であるとされています。</p> <p>県としては、引き続き、国等の動向を注視しながら、ILCの実現に向けて必要な取組を行ってまいります。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>科学ILC推進室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>1、「即時原発ゼロ」の方針を県として打ち出し、国に政治的な決断を求めること。原発より危険な青森県六ヶ所村の「再処理施設」の閉鎖を求めること。プルサーマル計画の中止を求めること。</p>	<p>六ヶ所村の使用済み核燃料再処理施設については、国が安全性を審査し、設計認可等するとともに、現在、新規基準に基づく安全審査を行っており、その安全性については、国及び事業者の責任において確保されるべきものと考えています。</p>	環境生活部	環境保全課	S その他
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>2、原発の再稼働、輸出の中止を求めること。</p>	<p>原発事故以降、国民の間で原子力の安全性に対する信頼が大きく揺らぎ、エネルギーに対する問題意識や、再生可能エネルギー導入への意欲が高まっており、こうした意識の変化を踏まえた政策が求められていると考えます。</p> <p>県としては、再生可能エネルギーは地産地消のエネルギー自給率の向上はもとより、地球温暖化防止や防災のまちづくり、地域振興など多面的な効果をもたらすものであり、再生可能エネルギーによる電力自給率を倍増する目標の達成に向けた取組を進めているところです。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>3、再生可能エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、2020年までに25%削減目指す具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>1)地球温暖化防止に真剣に取り組むこと。県が独自に決定した25%削減目標の達成目指しあらゆる対策を講じること。</p>	<p>県では、平成11年9月に策定した「岩手県環境基本計画」及び平成17年6月に策定した「岩手県地球温暖化対策地域推進計画」において、平成22年度の二酸化炭素排出量を平成2年(基準年)比で8%削減する目標を掲げ取組を進めてきたところ、目標年である平成22年度の排出量は、基準年の10.2%減となり、目標を達成しました。</p> <p>現在は、平成28年3月に改訂した「岩手県地球温暖化対策実行計画」に基づき、取組を進めています。</p> <p>なお、本計画は、平成32年度に平成2年比25%削減を目標とし、各部門における今後の対策を明らかにした上で、具体的取組を進めることとしています。</p> <p>また、産業界や家庭部門における具体的対策についてですが、県では、市町村や産業、運輸、地域活動団体など全県的な団体で構成される「温暖化防止いわて県民会議」と連携しながら、省エネや再生可能エネルギー導入に取り組んでいます。</p> <p>産業・業務部門に対しては、条例に基づく「地球温暖化対策計画書」の作成義務や、環境マネジメントに取り組む「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定等を行っています。</p> <p>また、家庭部門に対しては、岩手県地球温暖化防止活動センターによる「うちエコ診断」の実施のほか、地域における勉強会等への温暖化防止活動推進員の派遣などによる身近な省エネや節電の普及啓発などの各種対策を実施しています。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>3、再生可能エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、2020年までに25%削減目指す具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>2)地球温暖化防止についての啓発・学習の取組を学校、地域、職場などあらゆるところで、草の根から取り組むこと。</p>	<p>県では、地球温暖化防止活動推進センターを拠点に、温暖化対策に係る情報発信や普及啓発などの取組を進めています。</p> <p>具体的には、「CO2ダイエットいわて倶楽部」会員の募集や、当該会員へのメールマガジンの発行、小学生とその家庭での取組を促す「地球温暖化を防ごう隊」事業、各地域で開催される研修会や勉強会等への地球温暖化防止活動推進員の派遣などを行っています。</p> <p>また、平成26年度より地球温暖化防止に関する活動発表や講演会・セミナーなど総合的な情報提供や普及啓発を図るために、「いわて温暖化防止フェア」を開催しており、平成29年度は、9月に宮古市、10月に盛岡市で開催しました。</p> <p>さらに、平成29年度は、県民の省エネ行動の成果をホームページ上で分かりやすく表示する「いわてわんこ節電所」を新たに開設し、県民や地域による自主的な地球温暖化防止への取組を促進しているところです。</p> <p>今後においても、こうした取組を継続して実施し、家庭や職場、更には地域における取組を促進していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>3、再生可能エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、2020年までに25%削減目指す具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>3)2020年目指す25%削減目標を達成するために、目標にふさわしい戦略と具体的な方策と行程表を策定し取り組むこと。</p>	<p>県では、平成28年3月に「岩手県地球温暖化対策実行計画」をこれまでの取組状況や温暖化対策等に係る国内外の動向等を踏まえ見直し、平成32年度の目標を平成2(基準)年比25%削減に変更するとともに、目標達成に向けた対策や施策、具体的行程表を明示したところです。当該計画に基づき、市町村や各団体との連携・協働の下、全県的に取組を進めていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>3、再生可能エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、2020年までに25%削減を目指す具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>4)自然エネルギーの活用を大幅に拡大すること。太陽光発電や風力、小水力、木質バイオマスなどそれぞれの具体的な目標と計画を立て強力に推進すること。</p>	<p>本県に豊富に賦存する再生可能エネルギーの最大限の活用を図るため、「岩手県地球温暖化対策実行計画」(平成28年3月改訂)において、再生可能エネルギーによる電力自給率を平成32年度までに35%とする目標を定めるとともに、主要な施策の行程表等も示しながら取組を進めています。</p> <p>県では、この計画に基づき、地域の特徴を活かし、地域に根ざした再生可能エネルギーの積極的な導入を図られるよう取組を進めています。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>4、県の盛岡広域の「ゴミ処理広域化計画」は見直すこと。</p> <p>①盛岡広域3市5町のごみを盛岡市1カ所に集中させる「ごみ広域化計画」は、ごみの減量・リサイクルに逆行するとともに、何よりも焼却施設周辺の住民に大きな影響を与えるものです。地域住民との「覚書」を守り、分散型に見直すこと。焼却施設周辺の小学校における喘息罹患率が高い実態と原因について調査すること。</p>	<p>焼却施設の設置場所は、市町村が住民と話し合いのもとに決定されるべきものです。</p> <p>なお、市町村はごみ処理広域化に加えて、ごみの減量化、リサイクルに係る先進的な取組を行うことにより、その成果が地域内に拡大されていくものと考えています。</p> <p>また、焼却施設の稼働と喘息罹患率の関係については、調査実施を含め、施設設置者が対応していくものと考えています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>4、県の盛岡広域の「ゴミ処理広域化計画」は見直すこと。</p> <p>②大型焼却炉の導入は、ゴミの減量に逆行し、安全性、効率性など未完成の技術で自治体に過大な負担を与えかねません。すでに導入した自治体では過大な施設となり、ゴミを求める逆立ちした状況も見られます。全面的な見直しを図るとともに市町村に押しつけないこと。</p>	<p>人口減少などの社会情勢や地域の実情を踏まえ、市町村における持続可能なごみ処理体制の維持・構築を図るため、県としては、今後もごみ焼却施設の計画的な維持管理・改修や集約化を促進していきたいと考えています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 4、県の盛岡広域の「ゴミ処理広域化計画」は見直すこと。 ③小型焼却炉でも現在では十分ダイオキシン対策に適合できます。国に対し国庫補助を認めるよう求めること。</p>	<p>廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を徹底するため、循環型社会形成推進交付金による交付対象は、エネルギー回収型廃棄物施設とされ、小型焼却炉に多い単純焼却施設は交付対象外となっています。 県としても、ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを有効に活用できる施設が望ましいと考えています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 4、県の盛岡広域の「ゴミ処理広域化計画」は見直すこと。 ④新たな焼却施設の整備にあっては、地域住民との覚書等を守り、住民合意を大前提にして進めること。一関市の場合もこの立場を堅持して進めること。</p>	<p>県央ブロック、県南ブロックにおける新たな焼却施設の整備については、県としては、必要に応じて助言を行っていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 5、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。 1)ゴミのきめ細かな分別回収を徹底し、住民参加の取組を強化すること。生ゴミ、畜産廃棄物などの堆肥化・資源化の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>「岩手県循環型社会形成推進計画」においてごみの排出量等について目標値を定めており、ごみの発生抑制を第一とする3Rの取組を一層推進するために、「もったいない・いわて3R推進運動」を展開し、県民に対する普及啓発や市町村等が進めるごみ減量化への助言等を行っています。 また、廃棄物の資源化等については「産業・地域ゼロエミッション推進事業」により、取組を進める企業等を支援しており、今後も当該事業を継続していきます。</p> <p>県では、平成28年3月に、①堆肥センター等の施設の延命化、②飼料用米等を含む自給飼料生産における堆肥利用の推進、③広域的な堆肥流通に向けた情報の整理及び供給体制の整備等を推進することとした「岩手県家畜せつ物利用促進計画」を策定し、家畜排せつ物の適正な管理と利用促進に向け、取り組んでいるところです。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
		農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>5、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。</p> <p>2)ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、現行制度を「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。</p>	<p>「拡大生産者責任」については、循環型社会形成推進基本法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等のほか、各種リサイクル法に基づき取組が進められているものと認識していますが、県としても、関係法令の運用状況等を踏まえて、国に対する要望や周知に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>6、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。</p> <p>1)有害廃棄物の早期撤去、廃棄物の全量撤去に取り組むこと。</p>	<p>平成25年度に廃棄物は全量撤去しています。</p>	環境生活部	廃棄物特別対策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>6、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。</p> <p>2)専門家の協力と地域住民の参加で解決に取り組むこと。そのために、定期的な現地説明会を開催するなど地域住民に対する説明責任を果たすこと。</p>	<p>現場の原状回復に当たっては、学識経験者と地域住民代表を構成員とする原状回復対策協議会において、事案の解決に取り組んでいます。また、同協議会は、公開の場で科学的知見や地域住民の意見を踏まえて調査・協議等をしており、今後とも地域住民に対する説明責任を果たすよう取り組みます。</p>	環境生活部	廃棄物特別対策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>6、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。</p> <p>3)産廃廃棄物の不法投棄の根絶を目指し、産廃Gメンの活動と対策を強化するとともに、隣県との連携、市町村との協力を強化すること。最後まで汚染者負担の原則を貫くこと。</p>	<p>不法投棄等産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導については、産廃Gメンを広域振興局等に配置し、地域に密着した監視指導を効率的に実施するとともに、隣県や市町村等と連携し、合同パトロールを行うなど不法投棄の未然防止や早期発見に向け引き続き努力しています。</p> <p>また、不法投棄行為者に対して原状回復など改善を求め、早期解決を図っていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>7、PM2.5の観測体制を抜本的に強化すること。焼却場周辺の観測も行うこと。</p>	<p>岩手県では、環境省が策定した事務処理基準に基づきPM2.5測定器を配置し、測定を行っています。今後も常時監視体制を維持し、測定を実施していきます。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>8、アスベスト対策に当たっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>1)健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト特別検診を、県立病院など県内の医療機関で実施できるようにすること。CTスキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して県立病院での検診・診療体制の充実を図ること。</p>	<p>健康被害者の早期発見のための検診制度の確立等について、全国知事会を通じて国に要望しています。</p> <p>現在、石綿等の検査に対応可能な県立病院は9か所ありますが、対応が困難な場合には他の病院等と連携するなどして対応しています。</p> <p>また、アスベスト関連疾患の診断に関しては、エックス線写真の読影など、その判断には困難な事例が多く、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についての知識も必要となるものであり、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する岩手産業保健総合支援センターにおいて、県医師会と協力の上、産業医を対象とした石綿関連疾患の診断技術の向上及び労災補償制度の周知のための専門的・実践的研修(石綿関連疾患診断技術研修)が行われています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
		保健福祉部	医療政策室	S その他



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>8、アスベスト対策に当たっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>2)中皮腫による死亡者や治療者の被曝履歴等の実態調査を行うよう国に求めること。アスベストが原因と思われる肺がん、良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚などの被害実態調査も行うこと。</p>	<p>「アスベスト問題に係る総合対策(平成17年雄12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合)」の計画的な推進による実態調査の実施について、全国知事会を通じて国に要望しています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>8、アスベスト対策に当たっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>3)アスベスト調査の結果を公表し、対策を徹底すること。解体工事等のアスベスト飛散防止措置を行うに当たっては、周辺住民への周知等万全の体制をとり、届出、立入検査等必要な対策と体制を講じること。</p>	<p>建築物のアスベスト使用実態調査については、公共施設・民間施設それぞれにおいて実施しており、公共施設についてはその結果を公表しているところです。</p> <p>解体工事等のアスベスト飛散防止対策については、大気汚染防止法に基づき、原則として立入検査の上、必要な指導を行って行きます。また、作業に当たってはその内容を表示して、周辺住民に周知することとなっています。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>8、アスベスト対策に当たっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>4)中小零細企業等への撤去・改修工事等への無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。</p>	<p>融資制度については、県の商工観光振興資金の低利子融資が利用可能であり、アスベストの除去・改修については1億円まで融資が可能です。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>8、アスベスト対策に当たっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>5)県としてアスベスト検査体制を確立すること。</p>	<p>建築材のアスベストの含有検査については、県内の民間検査機関において対応が可能であることを確認しています。また、大気中の濃度測定については、県環境保健研究センターなどで対応が可能です。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。</p> <p>1)県として一般・産廃焼却施設のダイオキシン汚染調査を実施し、公表すること。母乳中のダイオキシン調査を継続し、対策を講じること。</p>	<p>県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境、廃棄物焼却施設などの発生源周辺のモニタリングを実施し公表しています。</p> <p>なお、同法による廃棄物焼却施設等規制対象施設には、排ガス等の自主測定と知事への報告が義務付けされており、これについても取りまとめの上、公表しています。ダイオキシン類の人体への取り込み、蓄積状況については、国(厚生労働省、環境省等)により、専門的・継続的調査が実施されているものと承知しています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること</p> <p>2)環境ホルモン汚染の実態を調査し、汚染原因と対策を明らかにすること。環境ホルモン汚染の疑いのあるPS食器は、他の安全なものに切り替えるよう指導すること。</p>	<p>県では、平成10年度から平成19年度までの10年間、県内の主な河川、海域について内分泌かく乱物質、いわゆる環境ホルモンの実態調査を実施し、全国に比べ検出頻度、濃度範囲ともに低いこと、魚類に対し内分泌かく乱作用が疑われる物質について無影響濃度を下回っていることを確認するとともに、調査結果についてはインターネット等を通じて公表してきたところです。</p> <p>食品用の器具又は容器包装については、公衆衛生の見地から、国が食品衛生法に基づき必要な規格基準を定めており、ポリカーボネートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装についても、材質試験及び容器試験の規格基準に合わないものは、販売や営業上の使用等が禁止されています。</p> <p>なお、国では、平成24年4月に「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」を作成、同年12月にはポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装の材質試験法の改正を行うなどの取組を進めており、県としては、こうした国の対応を注視していきます。</p>	環境生活部	環境保全課 県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>10、県内の貴重な自然環境を保全するために、自然環境調査を計画的に進めること。県版レッドデータブックに基づいて、希少野生動植物保護の条例に基づき、保護区への立ち入り制限や固体の所持制限などの具体的規制と対策を強化すること。保護区の設定に際しては買上げや必要な補償などの対策も講じること。</p>	<p>本県の希少な野生動植物の保護対策を推進するため、平成25年度にいわてレッドデータブックの改訂を行い、平成26年度からレッドデータブック掲載種の追跡調査を行うなど生息状況の把握に努めています。</p> <p>また、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき指定した希少動植物の流通監視活動や環境整備などの保護対策に取り組んでいます。</p> <p>なお、多様で豊かな本県の自然環境を適切に把握し保全していくため、平成10年度に策定した岩手県自然環境保全指針の見直しを行うこととしています。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>11、大型開発・公共事業の乱開発、風力発電等を規制する環境アセスメント・猛禽類調査を徹底し、厳しいチェックと規制の体制を確立すること。</p>	<p>規模が大きく、環境に著しい影響を与える事業については、環境影響評価法及び岩手県環境影響評価条例による環境アセスメント制度の対象となります。</p> <p>同制度において、県は関係市町村の意見及び各分野の有識者で構成される岩手県環境影響評価技術審査会の意見等を踏まえて、事業者に対し県としての意見を述べているところであり、今後も県民、事業者及び行政が相互に有益な意見を出し合いながら、猛禽類を含めた的確な調査、予測及び評価が行われるよう、同制度の適切な運用に努めていきます。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>12、「たばこのない五輪・ラグビーワールドカップ」を目指し、県庁舎は議会棟を含め敷地内全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底すること。受動喫煙防止対策の徹底目指し、受動喫煙防止条例の制定を目指すこと。</p>	職員にあつては、県庁舎内(議会棟含む)において全面禁煙としています。	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
	当部で所管している県営スポーツ施設、文化施設においては、施設内全面禁煙としています。	文化スポーツ部	文化スポーツ企画室	B 実現に努力しているもの
	<p>「健康いわて21プラン(第2次)」においては、成人の喫煙率の低下をはじめ、受動喫煙の機会を有する者の割合の低下などを目標として掲げており、受動喫煙の健康被害について広く県民に対する普及啓発を行うとともに、官公庁等の行政機関に対しても「世界禁煙デー」などの様々な機会を活用した働きかけを行うことにより、受動喫煙防止対策の取組を進めることとしています。</p> <p>受動喫煙防止条例の制定に当たっては、様々な受動喫煙防止の取組を重ねた上で、県民や事業者の方々をはじめ、関係団体の理解を十分に得て、その機運の高まりの中で進める必要があると考えています。</p> <p>このため、県では、受動喫煙防止に関する社会全体の理解が深められるよう、たばこの健康被害に関する知識の普及啓発や官公庁等の公共的空間における受動喫煙防止対策に取り組んでいます。</p> <p>現在、国においては、受動喫煙防止対策の法制化を検討しており、この動向も注視しながら必要な対応を検討していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
	県立病院施設については、施設内全面禁煙となっています。	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
	<p>議会棟においては、平成26年11月に喫煙室を設置し、喫煙室以外は全面禁煙としたところです。</p> <p>なお、総務部管財課では、受動喫煙防止対策の効果を検証するため、当該喫煙室内及び周辺について、年3回、定期的に測定を実施しており、分煙のための必要な措置が適切に講じられているものと理解しています。</p>	議会事務局	総務課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県立学校においては、平成19年10月1日から敷地内全面禁煙としています。</p> <p>受動喫煙の防止を求める健康増進法の趣旨と児童生徒の健康及び喫煙防止教育の一層の推進を図るため、全ての教職員に受動喫煙防止対策を徹底していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>10、存在意義を失った競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。</p> <p>1、競馬事業の継続に当たっては、今年度の事業実績の正確な評価を踏まえ、来年度事業計画の妥当性・実効性を関係者はもとより、県、盛岡市、奥州市の議会で検討すること。</p>	<p>岩手県競馬組合の平成30年度事業計画は、平成29年度事業の実施状況を踏まえながら、競馬組合運営協議会などにおいて競馬関係者や構成団体と十分な協議を行うとともに、構成団体議会から選出された議員で構成する競馬組合議会に対し、その基本的な考え方を説明して御意見を伺いながら検討を進め、策定しています。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	B 実現に努力しているもの
<p>10、存在意義を失った競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。</p> <p>2、地方財政に寄与するという存在意義を失った県競馬組合は、330億円融資の元金返済の見通しもなく、コスト削減も限界にきており、将来の存続の見直しを検討し、廃止を含めて今後のあり方を検討すること。</p>	<p>競馬事業を廃止した場合、構成団体が融資した330億円が返済されなくなることに加えて、施設の解体費用等の、廃止に伴う費用が発生すると見込まれるほか、地域の雇用や地域経済への直接・間接の効果が失われることとなります。</p> <p>このため、「新しい岩手県競馬組合改革計画」のルールに沿って、新たな赤字を発生させない仕組みの下、競馬事業を継続していくことが、構成団体、ひいては県民・市民の負担を最小限とすることにつながるものと考えています。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	D 実現が極めて困難なもの
<p>10、存在意義を失った競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。</p> <p>3、競馬組合破綻の原因と責任を明らかにし、競馬管理者であった前知事の責任や金融機関の貸し手責任などを明らかにした対応を行うこと。</p>	<p>岩手県競馬組合の経営悪化の原因と管理者の責任については、構成団体が共同で設置した岩手県競馬組合事業運営監視委員会が、過去の事業運営の検証を行い、平成19年8月に報告書を取りまとめました。</p> <p>その報告書では、経営悪化の原因について、競馬組合の経営がその時々的情勢の変化に適切に対応できなかったものとの指摘がありましたが、事業運営の手続きや内容に明らかに法令に違反するものや著しく合理性を欠くものは認められなかったとされており、当時の関係者の個人的な法的責任を問うまでには至らないものと認識しています。</p> <p>また、金融機関は競馬組合の要請に応じて融資を実行したものであり、金融機関の貸し手責任は問えないものと認識しています。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>1、マイナンバー制度は、個人情報漏洩、セキュリティ対策の負担増など、国民にとって百害あって一利なしの制度です。マイナンバー制度の中止を求めること。</p>	<p>マイナンバー制度は、番号利用法に基づき、平成28年1月1日から法に規定された事務においてマイナンバーの利用が開始、平成29年11月から情報連携の本格運用が開始され、一部の事務手続において添付書類が省略されています。</p> <p>本制度は、税・社会保障制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い、より公平・公正な社会の実現を図るためのインフラとして国が制度化を推進したものであり、行政手続における所得証明書等の添付書類の省略など、住民の利便性向上の効果も期待されることなどから、県としても個人情報の保護やシステムのセキュリティ強化に取り組みながら制度の運用を行っていきます。</p>	政策地域部	情報政策課	D 実現が極めて困難なもの
<p>11、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>2、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化を目指すこと。</p> <p>1)「平成の大合併」の検証を行い、住民の声が届く住民自治が貫ける市町村のあり方を目指すこと。そのために県は支援を強化すること。</p>	<p>本県では平成の合併などにより、現在33市町村となりましたが、合併を契機として行財政基盤の強化が図られ、生活に必要な施設整備等が推進されたほか、住民同士の新たな連携や地域資源の活用などの効果が現れていると考えています。</p> <p>県としては、それぞれの市町村に最も相応しい姿は、住民の意向を踏まえて、それぞれの地域が決めるべきものと考えており、住民自治について、これまでどおり、地域の自主的な取組を支援することを基本とし、行財政運営についての助言や情報提供を行うなど、必要な支援を行っていきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>11、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>2、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化を目指すこと。</p> <p>2)広域合併を進めた自治体では、住民自治を強化する立場から地域内分権を強化するなどの取組を進めること。地方交付税の大幅な減額に対する特別の対策を講じるよう求めること。</p>	<p>地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体の役割が今後ますます重視されることから、県としては、地方分権改革に係る一括法に基づく事務移譲のほか、県条例に基づく独自の事務移譲を行っており、今後も、市町村と十分に合意形成を図りながら、事務移譲を行っていきます。</p> <p>地方公共団体が、安定的な財政運営を行っていくためには、地方税・地方交付税を含めた一般財源の確保が何よりも重要であり、県では、これまで機会を捉えて地方一般財源総額の確保を国に要望してきたところです。今後も、地方団体固有の財源として地方交付税の所要額の確保に加え、その機能の維持について国に対して強く要望していきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>2、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化を目指すこと。</p> <p>3)合併せずに頑張る小規模町村への支援策を講じること。</p>	<p>地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体の役割が今後ますます重視されることから、県としては、市町村への権限移譲や自主的な広域連携の取組に対する支援を行うとともに、市町村行財政コンサルティング等を通じて、行財政運営への適切な助言を行い、市町村の更なる行財政基盤の強化を支援していきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>11、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>3、「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。</p> <p>1)地方財政の重要な柱である地方交付税の復元・増額を求めること。</p>	<p>地方公共団体が安定的な財政運営を行っていくためには、地方税・地方交付税を含めた一般財源の確保が何よりも重要です。県では、これまで機会を捉えて地方一般財源総額の確保を国に要望してきたところであり、今後も強く要望していきます。</p>	総務部	財政課	B 実現に努力しているもの
<p>11、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>3、「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。</p> <p>2)地方自治の変質と破壊をもたらす「道州制」に反対すること。</p>	<p>道州制については、国と地方の役割分担を再構築することにより、地方分権型の地方自治への転換や広域的課題を解決するための視点から議論されることには意義がありますが、住民自治や道州のガバナンスなどの観点から検討されるべき課題も多く、今後幅広く議論していくことが必要と考えています。</p> <p>本県においては、今般の東日本大震災津波への対応の中で、これまでになかった主体的かつ大規模な県内外の自治体との連携や、行政・民間等の枠を超えた連携・協働の取組の進展が見られるなど、地域の底力が発揮され、今、岩手の自治力が高まりを見せているところです。</p> <p>東日本大震災津波からの復興に最優先で取り組む本県としては、現段階では引き続き、住民自治や地方分権を進める中で、地域の主体性を発揮した復興の取組を着実に積み重ねていくことが重要であると考えています。</p>	政策地域部	政策推進室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>1)犯罪の防止・摘発、オレオレ詐欺、交通事故等県民の安全を守る警察の取組を強化すること。要望の強い交通安全施設の整備を強化すること。</p>	<p>犯罪の防止・摘発については、警察本部内に「戦略的犯罪抑止対策推進本部」を設置し、重点的に抑止すべき犯罪を指定し、被害防止対策と検挙活動を強化しています。</p> <p>オレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺については、警察本部内に「特殊詐欺対策本部」を設置し、被害防止対策と検挙活動を推進しています。具体的には、金融機関と連携した「預金小切手プラン」の継続的推進や「岩手県警察特殊詐欺被害防止広報センター」からの注意喚起、県担当部局等との連携によるケアマネージャー等の活動を通じたチラシ配布による啓発活動のほか、コンビニエンスストアにおいて、電子ギフト券を購入させてID番号を騙し取る手口が増加していることから、同手口に対する注意喚起を強化しています。</p> <p>交通事故防止対策については、発生件数、死者数及び負傷者数とも前年に比較し減少したものの、更なる減少を目指し、県警察の活動重点の一つに「運転者の安全意識を高める目立つ街頭活動及び交通指導取締りの推進」を掲げ、マイクを活用した駐留監視や飲酒運転等事故に直結する違反取締りを強化するなど、運転者の規範意識を高める取組を推進します。また、子どもと高齢者等交通弱者を交通事故から守るため、関係機関・団体と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育や各種広報啓発活動を推進します。</p> <p>交通安全施設の整備には、県民の関心も高く、地域住民等から多くの意見・要望が寄せられており、設置に当たっては、必要性、緊急性等を十分に検討した上で、地域の代表者等で構成する警察署交通規制対策協議会に諮り意見を聴くなど、民意の反映にも配慮しています。</p> <p>今後、新設等と並行して老朽化の進む既存施設の更新整備が大きな課題となっており、限られた予算の中でより合理的、かつ、効果的な事業を推進し、交通の安全と円滑の確保を図っていきます。</p>	警察本部	<p>生活安全企画課</p> <p>交通企画課</p> <p>交通規制課</p>	B 実現に努力しているもの
<p>11、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>2)東日本大震災津波の行方不明者の捜索活動を引き続き強化すること。遺族等の要望を踏まえた湾内での捜索活動等を重視すること。</p>	<p>復興工事等に伴い、新たに捜索可能となる場所が生じていることなどを踏まえ、これまでの手段や方法を見直しつつ、沿岸警察署単位の随時捜索や、必要に応じて本部職員等を動員した捜索を、引き続き実施していきます。</p> <p>これまでも、行方不明者御家族等からの要望については、その都度対応してきました。</p> <p>今後も、関係機関・団体と更なる連携を図りながら、真摯に対応していきます。</p>	警察本部	警備課	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>3)捜査報償費の検証を行うこと。不正支出・裏金問題について徹底的に究明し、その原因と責任を明らかにすること。</p>	<p>捜査用報償費については、これまでも適正に執行されていますことから、あらためて検証を行うことは考えていません。</p> <p>不適切な事務処理については、平成20年11月からの調査において、約3万4千件の全ての契約内容を突合した上で、その全容を明らかにしたものであることから、あらためて調査等を行う必要はないものと考えています。</p>	警察本部	会計課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>11、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>4)警察の不祥事の根絶を目指すこと。岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑の捜査もみ消しと警察幹部の天下りなど関係機関との癒着を正すこと。</p>	<p>警察職員による非違事案の発生は、県民からの警察に対する信頼を失わせ、警察活動を大きく阻害するものであり、県警察としては、全職員に職務倫理の徹底を図るなど、非違事案防止に全力を上げて取り組んでいます。(B)</p> <p>岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑について、捜査をもみ消した事実はありません。</p> <p>天下りについては定義が明確ではありませんが、退職者の再就職については、民間企業等がどのような人材を必要とし、どのような採用を行うかは、あくまで、当該企業等の独自の裁量と努力によるところであり、再就職は、雇用主と退職職員本人との雇用契約に基づいているものです。(S)</p>	警察本部	監察課 警務課	B 実現に努力しているもの  S その他
<p>11、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>5、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。</p> <p>1)指定管理者制度については、この間の実績・実態を検証し、制定した「公契約条例」の立場に立って、適正な労働条件の確保ができるよう抜本的な見直しを行うこと。県の事業で非正規労働者の増加やワーキングプアを生まないように具体的な対応を行うこと。</p>	<p>指定管理者制度を導入している公の施設の管理については、定期的に管理運営業務の報告を求めるとともに、必要に応じて実地調査を実施し、雇用・労働条件に適切な配慮がなされるよう、指定管理者に対して指導を行ってきたところです。</p> <p>今後においても、「県が締結する契約に関する条例」の趣旨を踏まえながら、指定管理者における適切な雇用・労働条件の確保を図るため、引き続き各所管部局に対して、指定管理業務の開始時や実績報告等において適宜確認を行うよう、指導していきます。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>5、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。</p> <p>2)指定に当たっては、専門家・関係者を含め、導入の是非を慎重に検討し、公共性の確保と県民へのサービスが低下しないよう具体的対策を講じること。指定管理者制度そのもののあり方を根本的に検証し、見直すこと。</p>	<p>指定管理者制度の導入に当たっては、施設毎に施設のあり方について検討し、個別に制度導入の適否を判断し、制度の導入や更新を行ってきたところです。</p> <p>また、指定管理者の選定に当たっては、選定の透明性、公平性を確保するため、「公の施設に係る指定管理者の導入のガイドライン」に基づき、有識者を交えた選定委員会を設置し、施設の機能、性質、設置目的を踏まえた選定基準を設け、総合的に審査しているところであり、引き続き質の高いサービスの提供や効果的な施設の運営に努めていきます。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>11、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。</p> <p>1)県の政策形成過程における「パブリックコメント」制度は、説明会、公聴会、懇談会を開催し、県民の意見を反映するものに改善すること。</p>	<p>パブリック・コメント制度については、説明会や公聴会の実施等について要綱に規定し、広く県民に計画等の案の周知に努めることとしています。</p> <p>また、その実施に際しては、多くの意見が寄せられるよう意見募集期間を十分確保するとともに、寄せられた意見について十分に検討を行うこととしており、引き続き、制度の適切な運用を図り、県民の意見の反映に努めていきます。</p>	秘書広報室	広聴広報課	B 実現に努力しているもの
<p>11、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。</p> <p>2)必要な情報を公開し、住民参加を広げるよう積極的に取り組むこと。</p>	<p>情報公開の推進については、県が保有する情報は県民の共有財産であるという認識の下、県政の諸活動の状況を県民に説明するとともに、県民による県政の監視及び参加の充実に資するため、積極的な情報の公開に努めています。</p> <p>特に、一定額以上の競争入札の随意契約の情報について、行政情報(サブ)センター及びホームページで公表するなど、予算執行過程の透明性の確保に努めており、県民が情報を入手しやすいよう公表内容等の充実に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、県民とともにつくる開かれた県政が推進されるよう、県民の知る権利を尊重し、より一層情報公開の推進を図っていきます。</p>	総務部	法務学事課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。</p> <p>3)各種審議会の委員は兼任を減らし、女性、青年の登用、公募制の活用を図ること。</p>	<p>審議会等への県民の参画をより一層推進するため、「審議会等の設置・運営に関する指針」(平成12年2月策定)を定め、幅広い視点から適任者を登用するよう努めています。</p> <p>委員の兼任については、法令等による充て職以外は広く適任者を求め、原則として同一部局内において同一人による複数の委員兼任を避けること、また、同一人が委員を兼任できる審議会等の数の上限を、原則として4機関とすることとしています。</p> <p>また、女性委員や若手委員について目標値を設定し、積極的な登用に努めており、一定の改善が図られているところです。</p> <p>今後、委員の改選や追加選任の際に女性委員や若手委員の登用を拡大できるよう、引き続き充て職の見直しや公募制導入などの取組を進めるとともに、委員候補となり得る方の情報把握等に努めていきます。</p>	総務部	人事課	B 実現に努力しているもの
<p>11、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>7、地方労働委員会の労働者側委員の任命に当たっては、「連合」独占をやめ、労働組合の構成比率を反映したものにすること。</p>	<p>岩手県労働委員会の委員については、労働組合法に定める任命手続に則して、労働組合から推薦のあった方の中から、適任と認められる方を総合的に判断し選任、任命しています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>11、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>8、県の広域振興局のあり方については、この間の取組を検証し市町村の意見と要望、県職員の声と創意を大事にして検討すること。産業振興はもとより、保健・福祉・教育・農林漁業など広域行政の取組が円滑に進められるようにすること。</p>	<p>広域振興局のあり方については、広域振興局体制整備の考え方や県議会からの附帯意見等を踏まえて、効果を検証しながら所要の改善に努めることとしています。</p> <p>また、市町村との情報共有、意見交換等の場を積極的に設けるなど、連携を強化しており、それぞれの役割を十分に果たしつつ、ともに課題解決に取り組むことができるよう努めているほか、広域振興局の職員が、総合力・機動力を発揮し、広域的な取組を進めることができるよう、職員向け研修会の開催や広域振興局独自の事業立案に取り組んでいるところです。</p> <p>各分野において広域行政の取組が円滑に進められるよう、局長のリーダーシップのもと、広域振興局全体で情報共有を図りながら一体的に取り組んでいきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>9、県職員の超過勤務の実態を調査し、サービス残業を根絶すること。労働時間の把握は厚生労働省通知に基づいてタイムカードやパソコン等で客観的に把握すること。県職員の賃金引き下げとなる総合的見直し、退職金の削減は行わないこと。</p>	<p>職員の始業は、管理・監督の立場にある職員の現認又は出勤簿への押印により確認しており、終業についても、管理職が現認できる場合はその確認により、また、超過勤務を命じた場合はその記録簿等により確認しているところです。</p> <p>また、必要に応じて行われた超過勤務に対しては、その実績に応じて適正に手当を支給しています。(A)</p> <p>職員の給与改定については、これまでも県人事委員会の勧告を最大限尊重しつつ、法が定める給与決定の諸原則にのっとり決定しているところです。</p> <p>平成27年に県人事委員会から勧告があった給与制度の総合的見直しについては、条例案を平成28年2月議会に提出し、議会の議決を経て、平成28年4月から実施しています。また、退職手当の見直しについては、国や他県の状況等を総合的に勘案し、平成30年4月から支給率を国に合わせ引き下げることとし、改正条例案が平成30年2月議会で議決されたところです。(D)</p>	総務部	人事課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>D 実現が極めて困難なもの</p>
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>1、国連女性差別撤廃条約の具体化を図り、普及する取組を強めること。女子差別撤廃条約選択議定書や、ILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約の具体化・実現を目指すこと。</p>	<p>国連女性差別撤廃条約の内容については、男女共同参画センターにおいて情報提供や学習機会の提供などを行っています。</p> <p>女性の差別撤廃条約議定書やILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約については、国の動向を注視していきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>1)男女の賃金格差・昇進昇格差別・年金格差、採用差別など、働く女性への差別をなくす対策を進めること。パートや派遣など非正規労働者の権利を守り、均等待遇と正規雇用化を進めること。</p>	<p>県では、セミナーの開催等により、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法等、均等待遇等に関する関係法令や正規雇用の転換等に取り組む事業主に対する国の助成制度等について周知を図っているほか、岩手労働局と連携して、非正規労働者の正社員転換や待遇改善について関係団体に対し要請を行っているところです。</p> <p>また、労働問題を抱えた方が労働相談を利用しやすく、円滑に解決につなげることができるよう、県内の相談窓口や無料電話相談先などについて、各種媒体を通じて周知を図るとともに、丁寧な対応に努め、相談しやすい環境づくりにも取り組んでいます。</p> <p>さらに、平成28年度からは、事業主向けの処遇改善セミナーを実施し、雇用における男女の均等な機会や待遇の確保に一層努めています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 2)妊娠・出産への不利益取扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶すること。</p>	<p>妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇などの不利益取扱いをすることは、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法で禁止されており、県ではホームページ等により事業主へ周知・啓発を行っているほか、岩手労働局雇用環境・均等室の相談窓口についても周知をしているところです。 また、問題を抱えた方が県に対し相談された場合には、速やかに岩手労働局に繋ぐなど、迅速丁寧な対応に努めているところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 3)所得税法56条の廃止など自営業・農業女性の労働を正當に評価し、支援すること。</p>	<p>所得税法の改正等については、国における議論等を注視していきたいと考えています。  本県の農業就業人口に占める女性の割合は約5割となっており、農業経営の重要な役割を担っています。このため、県では、家族の役割分担を明確化する家族経営協定の締結を促進するとともに、女性がアイデアや能力を発揮できるよう、各種研修会の開催やネットワーク化の支援を行っているところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	商工労働観光部	商工企画室	C 当面は実現できないもの
		農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>4)子どもの医療費助成の対象を、当面、小学校卒業まで拡充し現物給付化すること。待機児童を解消する認可保育所の増設・整備し、育児・介護休業制度の拡充など、働く男女がともに家族責任を果せる社会を目指すこと。</p>	<p>《子どもの医療費助成について》</p> <p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議の上、平成27年8月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大するとともに、平成28年8月からの未就学児及び妊産婦を対象として現物給付を実施したところ です。</p> <p>総合的な子育て支援については、「岩手県ふるさと振興総合戦略」を展開していく上で重要な施策ではありますが、子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきであり、これまで、県の政府予算提言・要望において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところであり、全国知事会からも同様の要請を行っています。</p> <p>助成対象の拡大については、県内全市町村が小学校卒業までを対象としていることから、市町村に対する県の助成対象を小学校卒業まで拡大したとしても、サービスの向上に直接つながるものではないこと、また、県の助成対象を拡大する場合は、多額の財源を確保する必要があることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があります。</p> <p>現物給付の対象拡大については、平成29年度9月定例会において、現物給付を小学校卒業まで拡大することを求める請願が採択されたところであり、その趣旨を踏まえて、市町村と調整していきます。(B)</p> <p>《仕事と子育ての両立について》</p> <p>子ども・子育て支援新制度では、各市町村において、認可外保育施設も含めた保育ニーズの把握に努め、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的な認可保育所等の整備を推進することとされており、県では、引き続き、市町村が実施する施設整備などに対する財政支援を行うとともに、あわせて、「いわて子育てにやさしい企業等」認証・表彰を実施することにより、仕事と子育てを両立するための職場環境づくりを促進していきます。(A)</p>	保健福祉部	健康国保課  子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置  B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の 声が活かされる県政を 2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対 策を推進すること。 5)夫婦間暴力などの実態を調査し、県の婦人相談室 の機能と体制の強化を図り、一時保護施設の整備な ど、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。</p>	<p>県では、「男女が共に支える社会に関する意識調査」を3年ごとに実施してい ます。 この調査において、配偶者間の暴力に関する調査項目があり、調査結果を 県のホームページで公表しています。 また、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターを県内12か所に設置 し、被害者からの相談対応や支援を行っています。 平成30年度も相談対応職員資質向上のための研修を引き続き実施するとと もに、市町村や関係機関との連携を強化し、相談・保護体制の充実を図ってい きます。</p>	環境生 活部	若者女 性協働 推進室	B 実現 に努力 している もの
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の 声が活かされる県政を 2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対 策を推進すること。 6)選択的夫婦別姓制度の導入、非嫡出子の相続差 別廃止など早急に民法の改正を求めること。</p>	<p>選択的夫婦別姓制度の導入については、引き続き情報収集に努めます。</p>	環境生 活部	若者女 性協働 推進室	S その 他
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の 声が活かされる県政を 2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対 策を推進すること。 7)ひとり親家庭、シングルマザーへの経済的支援を 拡充すること。生活保護基準以下の世帯には生活保護 受給を進めること。</p>	<p>県では「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、相談機能の充実、 就業支援対策の充実、養育費確保の促進、経済的支援の充実などを重点 に、ひとり親家庭等への支援に取り組んでいるところです。 児童扶養手当については、平成28年度に第2子及び第3子以降の加算額を 増額し、平成30年度は、全部支給所得制限限度額の引上げを予定してい ます。 また、ひとり親家庭の親の就労を支援するため、平成29年度に自立支援教 育訓練給付金を拡充するなど、資格取得に向けた取組を支援しており、県で は、効果的な支援を行うため、関係機関と連携して、ひとり親家庭等の自立に 向けて支援していきます。(A) 生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を 図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めていきます。 なお、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生 活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われ るよう、引き続き指導していきます。(B)</p>	保健福 祉部	地域福 祉課  子ども 子育て 支援課	A 提言 の趣旨 に沿っ て措置  B 実現 に努力 している もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>8) 県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会にも幅広く女性と青年を登用すること。</p>	<p>女性幹部職員の登用については、平成28年3月に策定した「女性活躍推進のための特定事業主行動計画」において、平成32年度に幹部職員のうち女性が占める割合を9%とする目標値を設定しているところです。</p> <p>これに向け、女性職員のキャリアアップを支援し、より能力を発揮できるよう、平成27年度から「女性職員リーダー養成研修」や「女性職員キャリアデザイン研修」を実施しているところであり、女性が活躍しやすい職場環境の整備など、女性幹部職員の登用率の向上に向けた取組を図っていきます。</p> <p>各審議会への女性の登用については、いわて男女共同参画プランにおいて、審議会等委員の男女割合についての指標を定めて取り組んでいるところであり、今後も目標達成に向けた取組を進めていきます。</p>	<p>総務部</p>	<p>人事課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会を目指す総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>1) 若者を使い捨てにするブラック企業・ブラックバイトの実態を調査し、是正させること。ブラック企業規制法の制定を求めること。青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援を強化し、とりわけ県内就職の取組を強化すること。</p>	<p>若者の使い捨てが疑われる企業への対策として、国では「労働条件相談ほっとライン」の開設による相談対応や、賃金、労働時間等の労働条件に関するポータルサイト「確かめよう 労働条件」の開設を行っている他、企業に対する重点監督等を強化しています。</p> <p>また、平成28年3月から、青少年の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、ハローワークにおいて、一定の労働関係法令違反の求人者について、新卒者の求人申込みを受理しない制度が開始されています。</p> <p>県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置している他、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図り労働相談に対応しています。県では、違法な労働時間等に関する相談については、岩手労働局に伝え改善につなげていきます。</p> <p>青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援については、これまでの県の取組に加え、「いわてで働こう推進協議会」において、関係機関が連携し、若者や女性の県内就職の促進や定着を図っていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>雇用対策・労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>



意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会を目指す総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>2)高校の授業料無償化を復活させること。私立高校への私学就学支援金は全国並みに県独自の加算を行うこと。県立大学の授業料の値上げは行わず、授業料免除・減額の対策を拡充すること。給付制奨学金を創設すること。</p>	<p>《高校の授業料無償化に係る部分》</p> <p>私立学校に通う生徒に対しては、国の就学支援金のほか、不慮の災害や家計の急変により就学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等への負担軽減措置を図っています。</p> <p>また、平成26年度に就学支援金加算額が増額されているほか、平成26年度に創設された授業料以外の学資への支援策である奨学のための給付金については、平成27年度以降、毎年度増額されており、支援策の拡充が図られてきています。</p> <p>県では、これらの支援策に加え、平成30年度から就学支援金の国の交付額を超えた授業料の減免補助を県単独で拡充し、低所得世帯に対する就学環境の改善を図ることとしています。</p> <p>県としては引き続き、実質的な教育費負担の軽減に向けた支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について要望していきます。</p> <p>《県立大学に係る部分》</p> <p>県立大学の授業料は、国立大学の授業料標準額に準拠して県立大学が検討、決定しています。</p> <p>また、授業料の免除については、経済的な理由により授業料の納付が困難な学生や震災で被災した学生に対し授業料等の減免を行ってきましたが、平成29年度からは、全額免除を原則とする制度に見直し、支援内容を充実させたところです。</p> <p>県立大学では、こうした授業料等の減免や大学独自の無利子型奨学金である学業奨励金を実施しており、現時点で給付型奨学金の創設は検討していませんが、国における奨学金制度の動向を注視していくこととしています。</p> <p>県としては、大学に対し経営努力を促しつつ、引き続き大学の取組状況を見ながら必要な助言を行っていきます。</p>	<p>総務部</p>	<p>法務学 事課</p> <p>総務室</p>	<p>B 実現 に努力 している もの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
	<p>高校授業料の無償化については、全国一律の取扱いとして、高等学校等就学支援金制度が施行されているところです。</p> <p>国に対しては、所得基準等の制度見直しについて要望を行っており、今後も、国の動向を踏まえながら、国に対して要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないように努めていきます。</p> <p>高校生に対する奨学金事業については、高校の授業料を支援するための高等学校等就学支援金、非課税世帯等の授業料以外の教育費に充てるための奨学給付金の支給を行っています。</p> <p>なお、大学生に対する奨学金事業は国が担っており、給付型奨学金が創設され、平成29年度から先行実施、平成30年度からは本格実施となります。</p> <p>県としては、高校卒業後の教育の機会均等を図る上からも、学生への経済的な支援は重要であると考え、繰り返し、国が行う奨学金制度の拡充を要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会を目指す総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>3)青年の定住を目指し、若者定住住宅の整備を進め、空き家活用とリフォーム助成、家賃補助などの対策を進めること。</p>	<p>県では、移住者の受入環境整備を図るために、市町村による空き家バンクを活用した移住促進事業に対する補助を実施しているところです。</p> <p>平成30年度においても継続して実施することとしており、引き続き、市町村等関係機関と連携しながら取組を進めていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の 声が活かされる県政を 3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会を目指す 総合的な青年対策を実施すること。 4) 青年の引きこもりの実態を調査するとともに、相談、 居場所の設置、就労支援などの取組を強化すること。 就労を目的にすることなくNPOや民間団体の取組を支 援すること。</p>	<p>県では、ニート、ひきこもりや不登校など社会生活を円滑に営む上での困難 を有する子ども・若者に対し、青少年育成支援に関する分野の関係機関・団 体が連携し、それぞれの専門性を生かした支援を効果的かつ円滑に実施するた め、子ども・若者育成支援推進法に第19条第1項に規定する子ども・若者活躍 支援地域協議会として、平成28年12月に岩手県子ども・若者自立支援ネット ワーク会議を設置し、今年度も3月に開催し、関係機関・団体と意見交換、情 報共有を行うこととしています。 今後も本会議の取組により、本県における子ども・若者支援の取組の充実を 図っていきます。</p>	環境生 活部	若者女 性協働 推進室	B 実現 に努力 している もの
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の 声が活かされる県政を 3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会を目指す 総合的な青年対策を実施すること。 5) 18歳選挙権に向けて、憲法と教育基本法、子ども の権利条約に基づく主権者教育を進めること。</p>	<p>主権者教育については、政治参加の重要性や選挙の意義等を深く理解さ せ、政治への参加意識を醸成していくことが重要であり、小・中・義務教育学校 の社会科や高校の公民科の授業、選挙管理委員会と連携して実施する「明 るい選挙啓発授業」などを通して、児童生徒の発達段階に応じて、計画的かつ 継続的に指導の充実に努めていきます。</p>	保健福 祉部	障がい 保健福 祉課	B 実現 に努力 している もの
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の 声が活かされる県政を 3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会を目指す 総合的な青年対策を実施すること。 5) 18歳選挙権に向けて、憲法と教育基本法、子ども の権利条約に基づく主権者教育を進めること。</p>	<p>主権者教育については、政治参加の重要性や選挙の意義等を深く理解さ せ、政治への参加意識を醸成していくことが重要であり、小・中・義務教育学校 の社会科や高校の公民科の授業、選挙管理委員会と連携して実施する「明 るい選挙啓発授業」などを通して、児童生徒の発達段階に応じて、計画的かつ 継続的に指導の充実に努めていきます。</p>	教育委 員会事 務局	学校教 育課	A 提言 の趣旨 に沿っ て措置
<p>13、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保 護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約 の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛 行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進 すること 1、安倍政権が進める憲法9条の改憲に反対するこ と。</p>	<p>平成30年2月県議会定例会の一般質問において、知事がお答えしたとおり です。</p>	総務部	総務室	S その 他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>13、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>2、憲法違反の戦争法(安保法制)の廃止を求めること。戦争法に基づく米艦防護や米艦への給油活動の中止を求めること。</p>	<p>安全保障関連法の廃止については、国において国民的に議論を十分に行った上で、国民総意の下、法に則って手続きされるべきものと認識しています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>13、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>3、オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、中止を求めること。オスプレイが参加予定の日米共同訓練フォレストライト02に反対すること。オスプレイの飛行は認めないこと。</p>	<p>オスプレイについては、平成27年9月の航空自衛隊三沢基地における三沢基地航空祭での一般公開の際に、横田基地からの移動中、本県上空を飛行したことから、県民への丁寧な説明、飛行する際の飛行ルートの明示について、防衛省東北防衛局長に対して要請を行いました。</p> <p>また、全国知事会を通じて飛行高度や区域等に関する日米合同委員会合意事項が遵守されるよう要請しているほか、オスプレイの安全性について、十分な説明を行い不安を払拭するよう、県から国に対し、機会あるごとに申し入れを行っています。</p> <p>なお、フォレストライト02は、平成30年2月15日から3月2日まで宮城県王城寺原演習場等で実施され、オスプレイの本県上空の飛行はなかったと聞いています。今後も引き続き、県民に対する十分な説明と飛行内容の明示等について要請を行っていきます。</p>	総務部	総合防災室	S その他
<p>13、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>4、「核兵器廃絶平和宣言」(98年6月県議会)に基づいて、県として非核平和の行政を推進すること。</p>	<p>平和は人類普遍の願いであり、我が国は平和憲法の下にいわゆる非核三原則を国是として国の平和と安全の確保に努めています。県としても、非核三原則を国是とする我が国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、様々な機会を捉えて核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えています。また、世界平和に関する取組は、世界各国と協調しながら取り組むべき課題であり、「唯一の被爆国」として我が国が核兵器廃絶のための積極的な取組を行うことを願っています。</p>	総務部	総務室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>13、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>5、侵略戦争の犠牲者の実態を調査、記録し、県民の戦争体験の継承に取り組むこと。戦争のない世界と日本を展望した国連憲章、憲法9条をはじめとした憲法の意義と内容を学び、啓蒙する取組を行うこと。</p>	<p>県では、先の大戦の岩手県戦後処理史の一部を、昭和46年11月に「援護の記録」としてまとめ、恒久平和に役立てられるよう、県の援護の施策の参考としたり、戦没者関連の資料として情報提供するなど活用しています。平和は人類普遍の願いであり、我が国は平和憲法の下に国の平和と安全の確保に努めています。県としても、我が国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、県のホームページ等を活用し、様々な機会を捉え、核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>13、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>6、日米の軍事一体化・米軍支援を目指す岩手山演習場での日米共同訓練に反対すること。米兵の基地外への外出禁止措置を求めること。</p>	<p>日米共同訓練における訓練内容の調整については、国の専権事項ではありますが、その実施に当たっては、主権者である国民の理解が不可欠です。県内において訓練が行われる場合は、訓練実施に伴って県民の生活や安全に支障をきたすことのないよう、国に申入れを行っています。</p>	総務部	総合防災室	S その他
<p>13、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>7、国民を戦争に動員する有事立法・国民保護法制の廃止を要求すること。ありえない日本への攻撃を想定した岩手県国民保護計画は、県民を戦争態勢に動員するものであり、県民を動員する訓練などは行わないこと。市町村に対しても計画策定を押し付けないこと。</p>	<p>有事立法・国民保護法制は、武力攻撃事態やテロなどの緊急対処事態が発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を守るために、国や地方公共団体等の責務や対処方法を定めたものです。</p> <p>岩手県国民保護計画は、武力攻撃事態等が発生した場合に、県が住民を保護するための措置等を迅速かつ確実に実施するために作成しているものであり、実動訓練の実施に当たっては、住民に広く参加を呼びかけることとしています。</p> <p>なお、参加への協力は任意であり、住民の自主的な判断に委ねられています。</p> <p>また、市町村における国民保護計画作成については、平成19年3月までに県内全市町村で作成を完了しています。</p>	総務部	総合防災室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>13、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>8、憲法を敵視し、侵略戦争を美化する育鵬社と自由社「歴史教科書」に、事実に基づいた検証を進め、侵略戦争を美化する動きを、芽のうちに摘み取る草の根の取組を広げること。</p>	<p>学習指導要領において、中学校社会科では、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことをねらいとしています。</p> <p>歴史的分野の「昭和初期から第二次世界大戦の終結まで」の学習においては、「我が国が多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害を与えたこと、各地への空襲、沖縄戦、広島・長崎への原子爆弾の投下など、我が国の国民が多くの戦禍を受けたことなどから、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる」ことをねらいとしており、県教育委員会では、学習指導要領の趣旨に基づいて教科用図書の調査を行うとともに、各学校において適切に歴史学習が進められるよう指導しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>13、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>9、北朝鮮による弾道ミサイル発射は絶対許せない暴挙です。同時に上空550～800kmを飛行するミサイルに対するJアラートの発信は、内閣府の基準からみてもいたずらに国民の不安をあおることになりかねません。この間の取組について政府の検証を求めること。県民の不安をあおる取組は行わないこと。</p>	<p>国では、Jアラートによる北朝鮮からの弾道ミサイル情報を住民へ可能な限り迅速に伝達することにより、避難にかかる時間を確保するため、ミサイルの軌道に重なる可能性のある地域に対し幅広く情報伝達を行っているところです。</p> <p>県としては、Jアラートによる情報伝達が住民の迅速な避難につながることから、ミサイル発射時には近くの建物に避難するなど、落ち着いた行動をとるよう周知を図っています。</p>	総務部	総合防災室	S その他